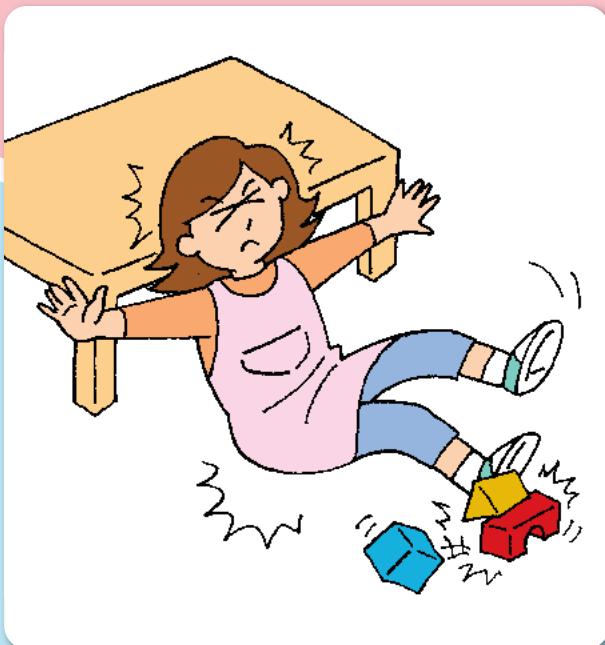


参考にしたい職場環境改善アドバイザー アドバイス集

保育事業編



平成27年2月
地方公務員災害補償基金

はじめに

当冊子「参考にしたい職場環境改善アドバイザー アドバイス集【保育事業編】」は、地方公務員災害補償基金の援助事業として一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会が実施した「職場環境改善アドバイザー派遣事業」の事例を取りまとめたものです。

同事業は、地方公共団体の要請に基づき、地方公共団体における職場の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進するため、安全衛生管理の専門家を派遣する事業です。

派遣されたアドバイザーは、団体・事業所の諸事情を聴き取り、作業や作業環境をその目で確認し、専門家としての助言を行い、報告書を提出します。

当基金では、職場環境改善アドバイザーが指摘する各事項やアドバイスには、一般の労働安全衛生の参考書や法規類には見られない、公務災害防止のための示唆や手掛かりが多く内包されていることから、報告書を整理し、冊子にまとめ、皆様に提供することいたしました。

保育事業及び安全衛生に関わる職員の皆様に当冊子をご活用いただき、公務災害の未然防止にお役立ていただければ幸いです。

最後に、作成にあたり、ご尽力いただいたワーキンググループの各委員をはじめ、ご協力いただいた多くの関係者の皆様に御礼申し上げます。

平成27年2月

地方公務員災害補償基金
理事長 田村 政志

目 次

第1章 総 論

1 本書の趣旨	4
2 保育事業における診断状況と本書の構成	4
3 保育職場における安全衛生管理体制について	6

第2章 職場環境改善アドバイザーによる改善提案事例

① 保育室・遊戯室等	8
② 園庭・屋外設備	16
③ 調理室	24
④ 通路等（玄関・廊下・階段等）	30
⑤ 共用屋内施設（トイレ・倉庫等）	34
⑥ 事務室・給湯室等	38

第3章 職場環境改善アドバイザーが評価する好事例

① 保育室・遊戯室等	42
② 園庭・屋外設備	46
③ 調理室	48
④ 通路等（玄関・廊下・階段等）	50
⑤ 共用屋内施設（トイレ・倉庫等）	52
⑥ 事務室・給湯室等	54

第4章 公務災害事例

保育所等における公務災害の状況	56
公務災害事例	57
① 保育室・遊戯室等	57
② 園庭・屋外設備	60
③ 調理室	62
④ 通路等（玄関・廊下・階段等）	63
⑤ 共用屋内施設（トイレ・倉庫等）	64
⑥ 事務室・給湯室等	65
⑦ 園外	65

参考資料

① 作業別 腰痛予防のポイント	66
② 腰痛予防体操	68
③ 危険予知訓練（KYT）	70
④ ヒヤリハット報告書の例	72
⑤ 遊具の安全点検	74
⑥ 不審者への緊急対応の例（フローチャート）	78
⑦ 子どもの病気とその対応	80
⑧ 職場巡回チェックリストの例	84
⑨ 職場アンケートの例	85
⑩ 事故形態別分類項目一覧	86
⑪ 関係法令	88
⑫ 改善提案事例、好事例、コラム一覧	92

1 本書の趣旨

職場環境改善アドバイザー派遣事業は、一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会が地方公共団体の要請に基づき、各団体の事業所へ労働安全衛生管理の専門家をアドバイザーとして派遣し、職場の安全衛生診断を行う事業です。平成8年度に始まったこの事業は、平成26年度までに延べ395団体792事業所が利用しました。利用団体は年々増え、26年度には44団体75事業所が診断を受けています。

事業所は、アドバイザーから指摘・アドバイスを受けることにより、今まで気づかなかったことに気づき、また、安全衛生上の悩み、問題にも大きなヒントや解決策を見出します。こうした指摘・アドバイスには、診断を受けた団体だけにとどまらず、他の団体にも有益な情報がたくさん含まれています。そこで、それらの情報を広く共有し、多くの団体の職場環境改善や公務災害防止に役立ててもらうため、アドバイザーの報告書の内容をデータベース化し、職種別のアドバイス集を作成することとしました。

初年度の平成24年度には清掃事業、25年度には学校給食事業についてアドバイス集を作成し、全国の政令市・市区町村に配付しました。今年度は、職場環境改善アドバイザー派遣の中でも派遣回数の多い保育事業を取り上げます（図1）。

保育業務は、「子育て」というやりがいのある優れた仕事です。半面、幼い子どもを相手にするため、子どもに対して常に細心の注意が求められ、また身体的にも大きな負荷がかかる仕事もあります。アドバイザーはこうした保育業務の特性も踏まえたうえで、さまざまな視点からアドバイスを行っています。

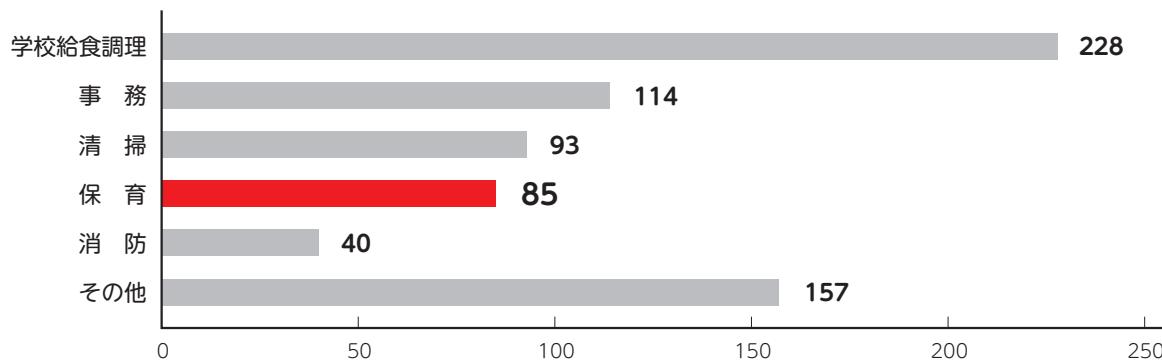


図1 業種別 アドバイザー派遣事業所数（平成8～25年度）

2 保育事業における診断状況と本書の構成

本書は、平成20年度から25年度までの職場環境改善アドバイザー派遣における報告書を対象としました。この6年間に職場環境改善アドバイザーが職場診断を行った保育所・幼稚園・こども園（以下「保育所等」という。）は52施設で、うち保育所は40所、幼稚園は10園、こども園は2園です（図2）。52施設のうち、25施設は給食調理施設の診断も行いました。なお、52施設とは別に、給食調理施設のみの診断を行った保育所は14所ありますが、それらは学校給食調理事業に含めていますので、このアドバイス集では参考にとどめました。

保育事業の診断では、全部で1,590件の指摘があり（1事業所当たり約31件）、現状の作業や作

業環境の改善が提案されたのは1,286件で、残りの304件は、工夫している・安全衛生に配慮している・法令を遵守しているなどの高評価を受けた、いわゆる「好事例」です（図3）。

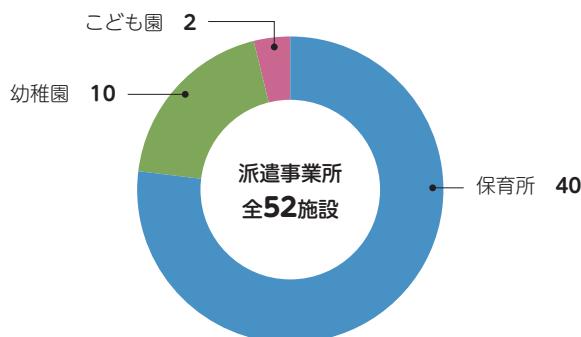


図2

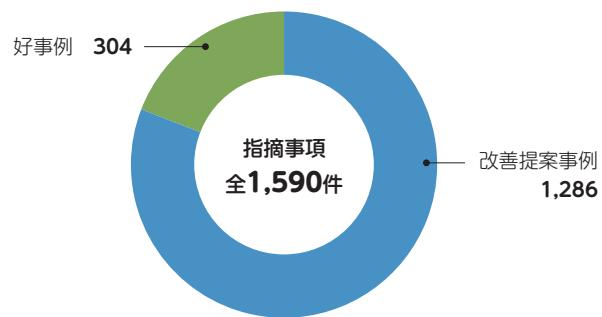


図3

指摘事項を事故形態別に見ると、最も多いのは「転倒」災害に関わる指摘です（図4。P86参考資料 [⑩ 事故形態別分類項目一覧](#) 参照）。段差がある、通路に物が置かれている等の転倒のリスクを指摘しています。次に多いのが「切れ・こすれ」災害に関わる指摘です。特に園児の顔の高さにある荷物掛けのフックや、棚、机、靴箱などの角部について指摘が集中しています。そのほか、棚、本箱等の転倒防止措置についての指摘も多くなされています。

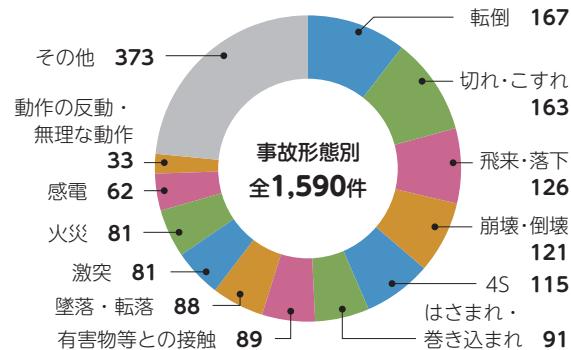


図4

本書では、これら1,590件の指摘事項を「改善提案事例」と「好事例」に分け、それぞれを場所別に6つに分類しました。

1 保育室・遊戯室等

2 園庭・屋外設備

3 調理室

4 通路等（玄関・廊下・階段等）

5 共用屋内施設（トイレ・倉庫等）

6 事務室・給湯室等

第2章では「改善提案事例」を掲載しました。アドバイザーが行った指摘や提案の中から、現場で役立つものを抜粋しています。特に、専門家ならではの視点、誰もが気づいていながらおざなりにしがちな事項等に注目してください。また、コラムには、関連する内容の解説や改善のヒントなどを載せてていますので、参考にしてください。

続く第3章では、アドバイザーが各事業所の取り組みで好事例と評価したものを掲載しました。「やって当然」という内容もありますが、当たり前のことを継続して行うことの大切さを改めて認識するとともに、未実施の事業所ではぜひ取り組んでほしいものです。

第4章では、実際の公務災害事例（平成25年度認定分）を掲載しました。事例の文末の番号は、対応するアドバイザーの指摘事項の番号です。ここに挙げたほかに、公務災害事例は第2章、第3章にも掲載しています。アドバイザーの指摘と公務災害事例を対照することで、アドバイザーの指摘がどんな災害に結びつくのかが理解できます。

最後に、参考資料としてマニュアル、チェックリストの例や関係法令等を掲載しました。公務災害の多くは、マニュアル・作業手順書等の未整備や関係法令の理解不足などが一因となっており、アドバイザーもまさにそうした点を指摘しています。これらの資料を参考にしながら、それぞれの職場に合ったマニュアル・作業手順書等の整備を進めてください。また、保育業務は腰への負荷が大きいことから、腰痛予防に関する資料も掲載しました。職場で活用してください。

なお、アドバイザーの指摘事項には、園児に関する指摘も含まれています。本来、職場環境改善アドバイザー派遣事業は、職場環境の改善によって職員の安全・健康を確保し、公務災害を未然に防止することが目的です。しかし、園児の安全を確保することは、結果として職員の安全にもつながることであり、こちらからのアプローチも職員の災害防止を考える上では重要なことです。そのため、診断では園児にとって不安全と思われることについても指摘していることに留意してください。参考資料にも、遊具の安全や子どもの病気に関する資料を掲載しています。

また、メンタルヘルスの問題も職員の健康を確保する上で重要な課題ですが、現場を数時間で診断する現在の体制では、メンタルヘルスの状況まで診ることは困難なため、本書ではメンタルヘルスについては取り上げていません。

本書では、多くの保育職場で活用できるアドバイスを取り上げましたが、それぞれの職場で診断状況はさまざまです。ご自分の職場に合ったアドバイスを受けたい場合は、一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会が実施する「職場環境改善アドバイザー派遣事業」をご利用ください。派遣に係る費用は無料です。平成26年度は6団体12の保育職場が利用し、職場環境の改善に役立てています。

3 保育職場における安全衛生管理体制について

労働安全衛生法で求められる安全衛生管理体制は、事業場の常時雇用する労働者の数によって異なります。保育所等の場合、各園が一つの事業場と見なされますから、園の職員数（正職員および臨時職員の数）に応じて必要な措置をとらなければなりません。

平均的な保育所の規模である、職員数が10～50人未満の場合は、「衛生推進者」の選任が義務付けられています。衛生推進者は、事業者（＝自治体のトップ）が行うべき労働衛生管理業務の具

体的事項を担当する者で、職員らの協力を得ながら、実際に職場で労働衛生管理の仕事を行っています。その職務を1～4に挙げます（P88 参考資料 **11 関係法令** 参照）。

衛生推進者の仕事は、その職場で働く人の命や健康を守るという大変重要な仕事です。選任された衛生推進者はその重大さを常に意識し、使命感を持って職務に取り組む必要があります。衛生推進者の取り組み方次第で、職場環境は大きく変わります。決しておろそかにはできない仕事なのです。

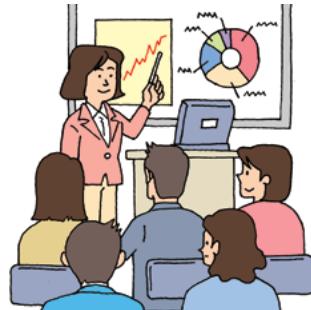
1 健康障害の防止



具体的には……

- 職場巡視
- リスクアセスメント

2 衛生のための教育の実施



具体的には……

- 教育訓練の計画・実施
- 指導支援

3 健康診断の実施、健康の保持増進



具体的には……

- 健康診断の計画・実施
- 健診の事後措置
- メンタルヘルス対策

4 災害の原因の調査、再発防止

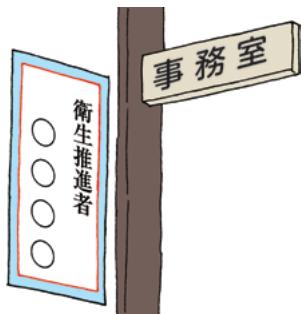


具体的には……

- 原因調査と再発防止対策実施
- 安全衛生情報の収集
- 災害・休業等の統計作成

また、事業場の長である園長は以下のことを行わなければなりません。

衛生推進者の氏名を掲示等で周知する



労働者の意見を聴く機会を設ける



- 職員会議で安全衛生について話し合う
- 代表者を選び出し、月1回、園長・衛生推進者・代表者で会議を行うなど

※職員数が10人未満の場合～衛生推進者の選任義務はありませんが、園長は園の全責任者として園内の安全衛生管理を行う必要があります。衛生推進者の職務を参考にして取り組んでください。

職員数が50人以上の場合～衛生管理者、産業医を選任し必要な業務に当たらなくてはなりません。また、安全衛生に関する調査審議等を行う衛生委員会の設置が必要です。

改善提案・好事例の中で、特に園児に関して注意してほしいものには  マークを付けています。

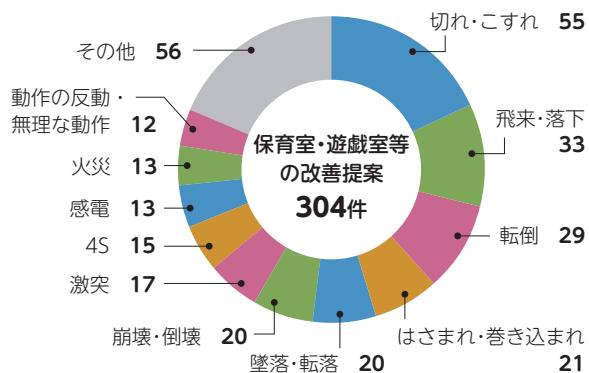
こんな災害が の右に記載した番号は、第4章に掲載する公務災害事例の番号を表しています。

園児に関する災害事例は、独立行政法人 日本スポーツ振興センターのデータベースから引用・一部改変したものです。

1 保育室・遊戯室等

保育室や遊戯室は、1日のうちで園児と関わる時間が最も長い場所です。

それだけに、園児との関わり合いの中で予測される危険要因をいかに取り除いておくかが、災害を防止するポイントになります。大人の目線だけでなく、子どもの目の高さから見て危険な物がないか、もう一度確認してみましょう。



改善提案 1 転倒の際に設備などにぶつかるおそれがある

職場環境改善アドバイザーからのアドバイス

園児が遊び回る保育室や遊戯室では、常に誰かが転倒する可能性があります。転倒した場合、どんな事故が想定できるでしょう。頭をどこかにぶつけるかもしれません。すると、机や棚、流し台、箱、ピアノ・オルガン、窓枠などの角はすべて危険性の高いことが分かります。ぶつかる可能性のある角部にはもれなく角当てを取り付けることをお勧めします。



こんな災害が

【公務災害事例 5, 7, 9, 10 参照】

- 園児を抱えて座らせようとしたところ、左足を滑らせバランスを崩して転倒し、木のテーブルに右頬をぶつけた。

危険行動をどうやって見つけるか

職場に潜むリスクを見つけるには、まず「災害を起こして（想定して）みる」ことが重要です。その際、次の“タブーの3M”に当てはまるような「人の不安全行動」を考えてみてください。

めったにない、そんなことはない

まさかそんなことはない

もしかしてあるかもしれない

めったにないことであっても、頭の中で考えられることははある確率で必ず起こると考えてください。重大な災害が予想され比較的容易に対策できるものは、速やかに対策を講じましょう。

改善提案 2 出入り口や畳敷きの部分に段差がある

職場環境改善アドバイザーからのアドバイス

足元には目が行きにくいため、部屋の出入り口の段差は見落としがちです。小段差はさらに見落としやすく、捻挫などをするおそれがあります。市販の段差スロープの設置をお勧めします。

また、畳敷きのスペースがある場合は、板張りの床との間にも段差ができます。こちらもスロープを設置する、黄色テープで注意表示をするなどの対策をとってください。

⇒P20 改善提案② P33 改善提案④ 参照



転倒

こんな災害が

【公務災害事例 11, 12, 37, 106 参照】

- 延長保育中に乳児室から事務室の電話を取ろうとしたところ、部屋の段差に気づかず転倒し負傷した。
- 交換用おむつを取りに行こうとして、畳と板の間の段差で足を滑らせ転倒し、床に右手をつき負傷した。

改善提案 3 折り畳み椅子を踏み台代わりにしている

職場環境改善アドバイザーからのアドバイス

高所へ物を掲示するなどの作業をする際は、折り畳み椅子のような不安定な足場を使用せずに、脚立や専用の踏み台を使用してください。



墜落・転落

こんな災害が

【公務災害事例 13, 47, 48, 66, 81, 85, 86, 126, 138 参照】

- 机の上に椅子を置き、その上に乗って窓ふきをして椅子から降りようとした際、足を踏み外して転落した。
- 折り畳み式の子ども用の机に乗って園児の絵を掲示板に貼っていたところ、机の左脚が折れ、転倒した。
- 窓に断熱シートを貼ろうと、椅子から棚の上に移動した際、体勢を崩して落下し、机の角に脇腹を強打した。

踏み台の例：
上枠付き踏み台



改善提案 4 腰に負担のかかる作業姿勢をとっている

職場環境改善アドバイザーからのアドバイス

保育士は園児と接する際に、前かがみや中腰といった腰に負担のかかる姿勢になりがちです。腰痛を防ぐためには、正しい作業姿勢・動作を身につけ実践するとともに、腰痛予防体操を行うようにしましょう。園児を抱き上げるときは、腰を落として園児を体に近づけ、前かがみになつたり体をひねつたりしないようにしましょう。

⇒P27 改善提案⑩ P34 改善提案⑪

P66 参考資料 ① 作業別 腰痛予防のポイント

P68 参考資料 ② 腰痛予防体操

P89 参考資料 ⑪ 関係法令 参照



こんな災害が

【公務災害事例 14～19, 27, 73, 74, 117 参照】

- 保育室で眠ってしまった園児（16kg）を午睡室に運ぼうとかがんで園児を抱きかかえたら、腰を痛めた。

正しい作業姿勢

重量物を持ち上げる場合

- ・体を対象物に近づけ、重心を低くする姿勢をとる
- ・床面から持ち上げるときは、片足を少し前に出し、膝を曲げてしゃがむように抱え、この姿勢から膝を伸ばす



重量物を運ぶ場合

- ・対象物をできるだけ体に近づける
- ・体をひねる動作は腰への負担が大きいので、やらないようとする。やむを得ない場合は、作業台の高さ、位置、配列などを工夫して、体のひねりを最小限に抑える

腰痛について

腰痛の主要因は、「持つ物の重量（⇒不安全状態）」と「姿勢（⇒不安全行動）」です。

女子の重量制限を「職場における腰痛予防対策指針」（厚生労働省、平成25年改訂）に基づいて試算すると、

$$50\text{kg} \text{ (成人体重)} \times 0.4 \text{ (常時作業)} \times 0.6 \text{ (女子係数)} = 12\text{kg以下}$$

となり、2歳児の平均体重（13kg）の方が大きいことになります。これに中腰の作業姿勢が加わると、腰痛のリスクはより高くなります。腰部の負担をできるだけ軽くするため、正しい作業姿勢の徹底を図りましょう。

改善提案 5

園児が棚に上り、外へ飛び降りるおそれがある



職場環境改善アドバイザーからのアドバイス

窓のそばに園児が上れそうな棚があると、園児が棚に上り、窓から外へ飛び降りる危険性があります。窓外の地面がコンクリートなら、重大なけがになります。網戸を設置するなどの対策を講じてください。



こんな災害が

- 自由遊び中、机の上から園児が飛び降りようとしたため、下にいる園児をかばおうと間にに入ったところ、飛び降りた園児の足が当たり、押されて胸を床で強打した。

園児と接する際に起こる災害を防ぐには

園児と接する際に起こる災害に対しては、予測しがたいからと対策をあきらめてしまいがちです。実際、設備的な対策が取りにくく、職員一人ひとりの危険感受性に依存せざるを得ない面があります。

危険感受性を高めるには、災害事例の情報を積み重ねてそれを定期的に教育する、作業マニュアルなどで安全に対する配慮事項（安全の急所）を明確に示す、危険予知訓練を活用するなどの方法があります。こうした取り組みを行い、日頃から危険に対する意識を培っておくことが重要です。

例えば、紙芝居を読むときやかがんだ状態で作業をするときは、どんなことに注意しますか。自分と園児・設備との位置関係や姿勢などから、園児が背後から抱きついてくることを予測すれば、壁側を背にして作業を行うことが一方法として考えられます。

危険予知訓練（KYT）とは？

危険予知訓練は、危険感受性を高めるためのトレーニング方法です。職場や作業の状況を描いたイラストシートなどを使って、その状況に潜んでいる危険について意見を出し合い、危険回避の方策を考えます。

⇒ P70 参考資料 **③ 危険予知訓練（KYT）** 参照

改善提案 6

午睡時に暗い部屋で日誌等をついている

職場環境改善アドバイザーからのアドバイス

園児の午睡時に、カーテンを閉め暗くした部屋で、園児用の小さい椅子・低い机を用いて日誌や記録等をつけています。照度が不足しているだけでなく、足腰を痛める可能性もあります。成人用の椅子・机を用意するとともに、スポットライトなどを設置して必要な照度（150ルックス以上）を確保してください（労働安全衛生規則第604条、第605条）。

⇒P89 参考資料 **⑪ 関係法令** 参照



改善提案 7 コンセントにカバーを取り付けていない

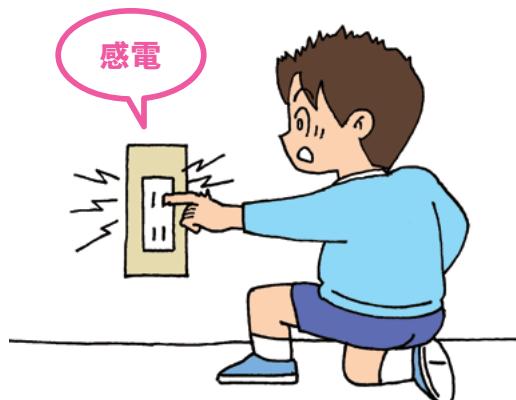


職場環境改善アドバイザーからのアドバイス

壁面の下方に埋め込まれたコンセントには湿ったほこりが溜まりやすく、トラッキングの原因となって火災や漏電・感電の危険があります。

また、園児が指を入れようとするおそれもあるので、コンセントカバーの取り付けをお勧めします。特に、水回りのコンセントは感電に注意してください。

カバーは園児が容易に引き抜けず、誤飲できないもので、興味を引かない無地でシンプルなデザインのがよいでしょう。



こんな災害が

- ポットのプラグをコンセントに挿した際、コンセントから火が出て右手をやけどした。

小さい穴やすき間には注意

園児は大人に比べて体が小さいため、大人が思いもつかない場所でけがをします。設備や遊具を点検する際は、園児の体格や目線に合わせ、園児が取るであろう行動を予測しながら行ってください。例えば、コンセントのような小さい穴や狭いすき間に指や鍵などの金具類を突っ込むことがあります。園児の指に入る8～25mmの穴やすき間はなくしてください。

⇒P17 「遊具の安全について 指を挟むすき間」 参照

改善提案 8 子ども用椅子の背もたれのすき間に頭を挟むおそれがある



職場環境改善アドバイザーからのアドバイス

子ども用椅子の背もたれのすき間に園児が頭を挟む事故が保育所・幼稚園などで起こっています。挟まった状態で誰かに押されて倒れると大けがにもなります。すき間を10cm未満にしておく必要があります。

⇒ P17 「遊具の安全について 柵などのすき間」

P32 改善提案 ⑨ 参照



改善提案 9 ピアノ・オルガンやテレビが固定されていない

職場環境改善アドバイザーからのアドバイス

ピアノやオルガンなどの重量物は、地震時には倒れたり滑り出したりして大きな危険物となります。また、テレビ台の上のテレビも大変不安定です。どちらも床面や台などに固定してください。

こんな災害が

【公務災害事例 134 参照】

- 園児が触っていたピアノが倒れ、押さえようとしたが足を挟んだ。



地震対策を確実に

いつ地震が起るか分からない日本では、地震対策は必須です。物が倒れたり滑ってきたりしてけがをするだけでなく、物が出入り口付近にあれば避難路を断たれる可能性もあります。次の点を大人の目線、子どもの目線でチェックしてください。

- ・重量物・倒れやすい物は固定されているか——ピアノ・オルガン・テレビ・コピー機・プリンター・棚・ロッカー・靴箱・長尺物 など（目安として、奥行きに対して高さが2倍以上の物は固定する）
- ・棚やロッカーの天板に物を置いていないか（特に重量物は危険）
- ・額縁や時計、ボードなどが壁面にしっかりと固定されているか（釘に引っ掛けるだけではすぐに外れる）

こんな災害が

- 棚にクリアボックスを片づけた際、その振動で壁に据え付けのスピーカーが頭上に落下し負傷した。

改善提案 10 いろいろなフックが飛び出ている



職場環境改善アドバイザーからのアドバイス

保育室や遊戯室には園児の荷物掛けのフックのほか、テーブル下の鍵フック、カーテンのフックなど、さまざまなフックが設置されており、ぶつかって衣服などを引っ掛けたりするおそれがあります。

特に、園児の目の高さにあると非常に危険です。不要な物は除去し、必要な物は、ペンチなどで曲げる、高い位置に変更するなどの処置をしてください。

⇒P32 改善提案 ⑩ 参照

こんな災害が

- おやつの準備に保育室と手洗い場を行き来していたところ、棚の力ギつまみにエプロンの端を引っ掛けてしまい、足を取られて左足をひねった。

机の引き出しの取っ手も園児にとって危険！➡
凹型の取っ手の机に替えるか、クッションを取り付けるなどの対策を。



改善提案 11 暗幕や倉庫は死角になる



職場環境改善アドバイザーからのアドバイス

遊戯室のステージ上の暗幕は、閉じたままにしておくと死角になります。また、遊戯室内の倉庫の中に園児が隠れると見つけられません。

暗幕は常に開けた状態にしておき、倉庫は施錠をして、園児が隠れるような場所をできるだけなくしてください。

⇒P23 改善提案⑩ P37 改善提案⑪ 参照



こんな災害が

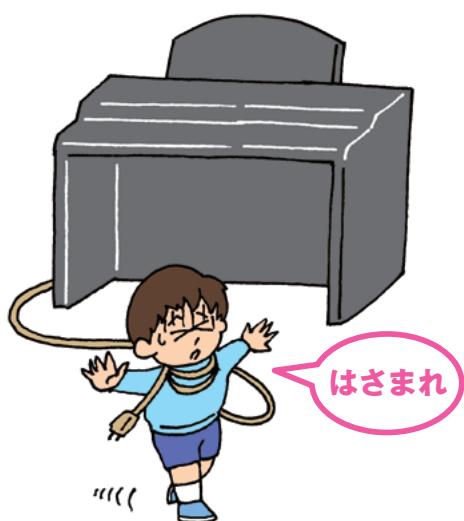
- 遊戯室のカーテンの陰にあった平均台に右足指をぶつけた。

改善提案 12 電気コードなどのひも類が園児の手の届く位置にある



職場環境改善アドバイザーからのアドバイス

電気コードやひもを使った遊具が園児の手の届く位置にあります。特に低年齢の園児がこうしたひも類を使って遊ぶと首を絞める危険があります。小さくまとめてほどけないようにしておとか、園児の手の届かない場所に置くようにしましょう。



こんな災害が

- (2歳児) 加湿器のコードが出ているのを見つけて引っ張り、加湿器を倒して中の湯を浴びた。
- (6歳児) なわ跳びのなわを首に結び付け、一方をすべり台の滑り口のアームに結びあおむけで滑ったため、首吊りの状態となり意識不明となった。

改善提案 13 熱中症対策は万全か

職場環境改善アドバイザーからのアドバイス

どの園でも園庭に日除けネットを設置するなど、外遊びの際の対策は講じていますが、屋内でも風通しの悪い場所や西日が強く当たるところなどは、風の通りをよくする（窓がなければ換気扇を設置する）、遮光・遮熱フィルムやカーテンで日差しを遮るなどの対策をとりましょう。まずは、熱中症指標計（WBGT測定器）を備えて屋内外のWBGT値（暑さ指数）を測定することから始めてください。



こんな災害が

- プールで道具を片付け中、熱中症で意識を失い倒れ、意識が戻っても強い頭痛と吐き気が残った。

改善提案 14 消火器の表示が見にくい

職場環境改善アドバイザーからのアドバイス

消火器の表示が下方にありますが、どこからでも見えるようにしておく必要があります。右図のような三角形の角型の消火器表示があるので検討してください。

園児のいたずら防止に、消火器にカバーを付けたり高い位置に設置したりするのはよいことです。高い位置に設置する場合は、ハンドル部を床面から1.5m以下の高さにし、底部を支える台などを設けてください（消防法施行規則第9条）。柱などに掛けるだけでは落下する危険があります。

⇒P89 参考資料 ⑪ 関係法令 参照



↑カバーを取り付けた例

防災設備について

消火器、消火栓、火災報知器や緊急避難口などの防災設備は、日頃から緊急時に使用できるよう備えておかなければなりません。次の点を確認してください。

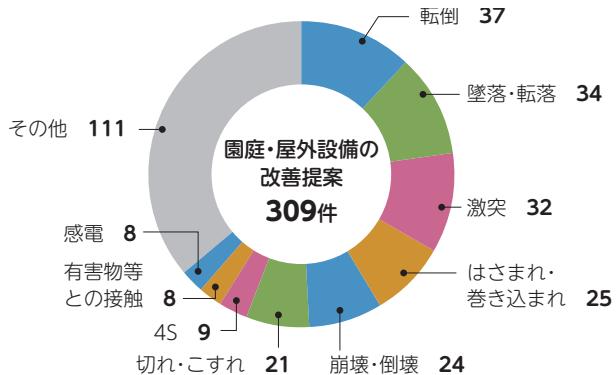
- ・消火器は所定の場所に必要数が設置され、定期的な点検を行っているか
- ・防災設備の設置場所の前にはスペースがあるか（不用物が置かれていないか）
- ・防災設備の表示は遠くからでもすぐに分かるようになっているか。表示と現物はすべて一致しているか

消火器の場所を把握していますか

避難訓練の際、瞬時に2か所以上から消火器を集められますか。火災発生時に迷わず行動できるよう消火器の配置図を作成し、全員で確認しておきましょう。

2 園庭・屋外設備

園庭では園児が遊具を使って活発に遊び回っていますが、園児の好きな遊具は面白い反面危険が伴いますので、安全対策は万全にしておかなければなりません。まずは遊具が安全の基準を満たしているか確認し、必要ならば速やかに措置を講じましょう。ほかに、防犯対策や駐車場の安全対策も重要です。



改善提案 15 安全領域が確保されているか



職場環境改善アドバイザーからのアドバイス

遊具の配置については、園児が他の遊具・設備にぶつかったり園児同士が衝突したりしないよう、各遊具の安全領域を確保する必要があります。国の指針（コラム参照）に安全領域の最小値が示されていますので、それを目安にしてください。

また、安全領域内では、飛び降りた時に頭などを打つことを想定し、石、ブロックやガラス、金属物は取り除いてください。

⇒ P46 好事例⑧

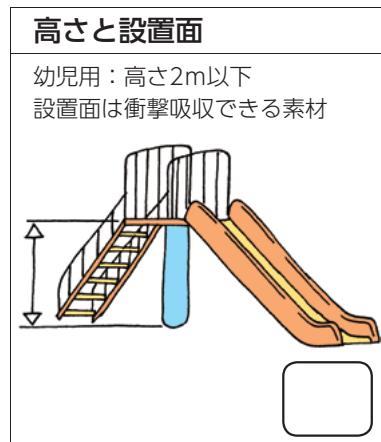
P74 参考資料 ⑤ 遊具の安全点検 参照

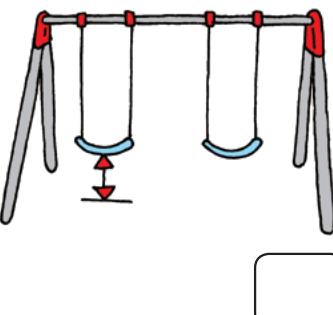
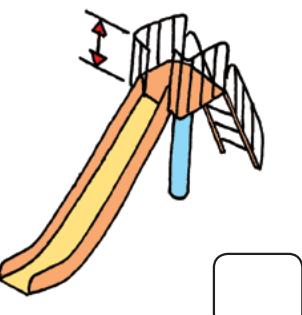
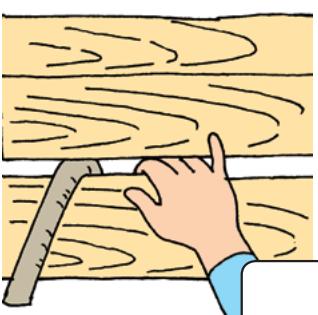
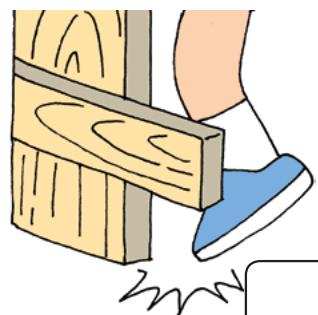
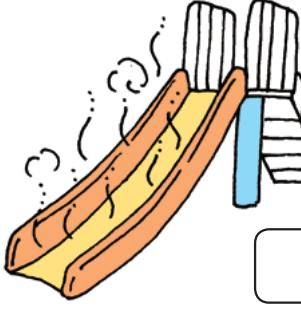


遊具の安全について

園庭の遊具は日々風雨にさらされており、日常的に扱っていても錆びや緩み、金属疲労などで消耗していきます。そのため、普段から安全点検を行って危険箇所を見つけることが重要です。

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第2版)」(国土交通省、平成26年6月)では、一般社団法人日本公園施設業協会「遊具の安全に関する基準」(JPFA-SP-S:2014)を基に、次のようなポイントを挙げています。この基準を満たしていない遊具で事故が起これば、管理責任者は安全配慮義務違反に問われることになりますから、特に古い施設は基準に沿うよう安全対策をしっかりと行ってください。



<h3>絡まり・引っ掛け</h3> <p>出っ張り・突起は埋め込む・ふたを被せる 特に、すべり台上部の出っ張り・突起に注意</p> 	<h3>可動部と地面の間のクリアランス (ぶらんこ)</h3> <p>着座部底面～着地面：35～45cm</p> 	<h3>落下防止柵</h3> <p>落下高さ60cm～1m ⇔ 柵：50～70cm 落下高さ1～2m ⇔ 柵：70cm以上 足がかりは10cmまで</p> 
<h3>柵などのすき間</h3> <p>すき間：10cm未満</p> 	<h3>ネットの網目・開口部</h3> <p>網目：ϕ 12.7cm未満 開口部穴：10×15.7cm未満 通り抜けさせる構造ではϕ 23cm以上</p> 	<h3>V字型開口部</h3> <p>角度：55°未満</p> 
<h3>指を挟むすき間</h3> <p>8mm未満または2.5cm以上</p> 	<h3>すき間が変化する可変開口部</h3> <p>ドアヒンジなど 指が挟まらない措置をする</p> 	<h3>基礎部分</h3> <p>埋め込む・設置面にすり付ける</p> 
<h3>凸部</h3> <p>鋭い尖端、角、縁、さざくれをつくらない</p> 	<h3>直射日光によるやけど</h3> <p>石材、金属面は日陰に配置</p> 	<h3>救助対策</h3> <p>内部に大人が入れる構造</p> 

改善提案 16 ネジの頭がさびで欠落している



職場環境改善アドバイザーからのアドバイス

遊具の接合部のネジ頭部がさびで欠落しています。手足をこすったり、衣服などを引っ掛けたりすると危険です。日常点検を行い、目視、触診で異常や劣化の有無を調べてください。



こんな災害が

- (4歳児) 非常階段スロープを滑っていた際、スロープの内側にあった腐食による穴に足指が入り、指を切断した。
- (6歳児) 回転式遊具で遊んでいた際、ハンドルと支柱をつなぐボルトが外れていたため、空いたボルト穴に右手人差し指を入れ、指を切断した。(「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」(P16) より)

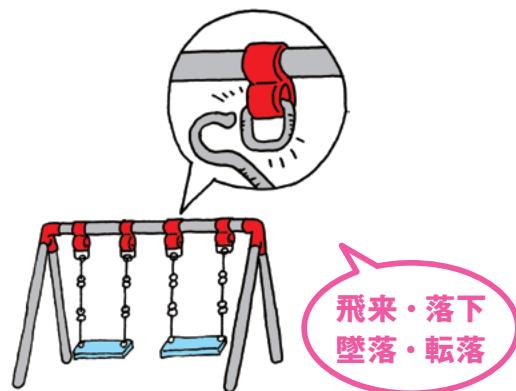
改善提案 17 ぶらんこの鎖が外れる構造になっている



職場環境改善アドバイザーからのアドバイス

ぶらんこの鎖を接続するフックの口が開いています。鎖が外れる可能性があるので、すぐに改善の措置をとってください。また、着座部と地面との距離が35～45cmになっていることも確認してください。

⇒P17 「遊具の安全について 可動部と地面の間のクリアランス(ぶらんこ)」 参照



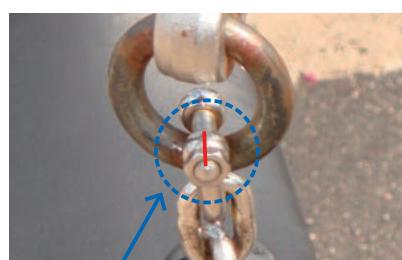
飛来・落下
墜落・転落

日常点検について

遊具を日常点検するうえで特に重要なのは

- ①構成部材に脱落・変形・破損・腐食はないか
- ②ボルトにゆるみはないか

です。ボルトのゆるみを確認するには、ボルトとナット部分にペンキで線を引き(“合いマーク”という)、そのズレの有無を目視する方法があります。



ボルト、ナットに合いマーク

大人が遊具を使うときも注意

例えば、体重の重い大人がすべり台で滑るとき、思った以上に加速して着地に失敗することがあります。特に中高年齢者は、自分で意識していないなくても体力や運動能力は確実に低下しています。十分注意してください。

こんな災害が

- 親子遠足すべり台を滑ったところ、勢いがつき過ぎて尻もちをつき、胸の痛みを感じた。

改善提案 18 砂場に細菌検査を行っていない



職場環境改善アドバイザーからのアドバイス

砂場に定期的に行っている消毒の効果を確認するためにも、人への感染のおそれのある寄生虫や、汚染の指標となる大腸菌群等の細菌検査を定期的に実施することをお勧めします。



点検結果の取り扱い

多くの人が使用する機器類の点検結果は、その内容が誰にでも分かるように表示をするのが一般的です。砂場の場合も、保護者が来園時に点検結果をすぐ確認できるよう表示しておくとよいでしょう。

改善提案 19 園庭地面に凹凸がある



職場環境改善アドバイザーからのアドバイス

園児が穴を掘ったり、木の根が飛び出していたり、園庭地面には凹凸があります。足を取られたり園児の乗る三輪車・スクーターが転倒したりするおそれがあるので、園児が遊んだ後はすぐに点検して穴を埋め戻すようにしましょう。木の根の周囲にはプランターなどを設置してガードしてください。



こんな災害が

- 鬼ごっこ中に砂場の縁から砂場に飛び降りた際、掘ってあった穴に足を取られ転倒し、足首をひねった。
- 鬼ごっこ中、園児を追いかけようとして、1.5cmほどの窪みに足のつま先が引っ掛かり転倒した。
- 園児のけがに対応するため通路を走って通ろうとした際、飛び出していた木の根に足を取られ転倒した。

植木にも注意

園児の目の高さに植木の枝（特に葉のない枝は見えにくい）が出ていないか注意してください。

こんな災害が

- （6歳児）鬼ごっこをしていて木の下で振り返った際、張り出した枝（高さ90cm）で右目を突いた。

園外保育にも危険が

園外保育では、日頃慣れている園内と違って危険箇所を見落としがちです。園外保育で利用する散歩道や公園などには事前に行き、危険箇所をチェックしておきましょう。遊具についても、園内の遊具と同様の点検をして、危険箇所がないか調べておくと安心です。

【公務災害事例 140, 142 参照】

改善提案 20

テラスや洗い場と園庭との間に段差がある

職場環境改善アドバイザーからのアドバイス

テラス、洗い場、洗濯干し場や門、玄関周辺など、屋外にも段差は数多くあり、災害が多発しています。市販の段差ステップが使用できないか検討し、無理な場合は滑り止め付きのトラテーブ（黄と黒の縞になったテープ）などを貼って注意喚起しましょう。

⇒P9 改善提案② P33 改善提案④ 参照

こんな災害が

【公務災害事例 56, 57, 71 参照】

- 砂場からテラスに上がろうとした際、縁にある段差を踏み外し転倒した。
- タオルを干しながら園児を見ていたところ、段差に足を取られ受傷した。
- ごみ袋を持って小走りで門に向かった際、3段の階段で足を滑らせ転倒し、骨折した。



改善提案 21

側溝の蓋（グレーチング）が滑る

職場環境改善アドバイザーからのアドバイス

側溝の蓋の表面が滑らかになっており、水などに濡れると転倒のおそれがあります。滑り止めの付いた蓋に替えることをお勧めします。

また、側溝の周囲に段差がある場合は色表示をして注意喚起してください。蓋自体の腐食が進行していると踏み抜くおそれもあります。定期的に点検が必要です。

⇒P28 改善提案③ 参照

こんな災害が

- プールの水を止めようと走っていた時、プール入り口付近の側溝で滑り転倒した。
⇒右ページ「『なぜなぜ分析』をしよう」 参照
- 手洗い場から園庭へ移動中に、側溝に乗せた足が鉄の蓋と一緒に側溝に落ち、手足を負傷した。



「なぜなぜ分析」をしよう

なぜなぜ分析とは、「なぜ」を繰り返しながら、災害を引き起こしている事象の要因を論理的に漏れなく出し、狙いとする再発防止策を導き出す方法のことを言います。まるで、子どもが親に「なぜ?」「なぜ?」としつこく問うように、「なぜ」を繰り返して発生原因を掘り下げて対策に結び付けます。有名な「トヨタ生産方式」の中では「5回の『なぜ』」を自問自答することによって、物事の因果関係とか、その裏にひそむ本当の原因を突きとめることができる。」として取り入れられています。災害は現場が「不安全状態」であり、人が「不安全行動」をすると発生する確率が高くなります。なぜなぜ分析はこれらの不安全の要因を掘り下げていくことにより安全へのよりよい対策を発見することを可能にします。

「なぜなぜ分析」の例

災害事例：プールの水を止めようと走っていた時、プール入り口付近の側溝で滑り転倒した。

«左ページ「こんな災害が」より»

なぜ転倒したのか？

- ① 水を早く止めようと急いでいた ② 足元をよく見ていなかった ③ 側溝の蓋が滑りやすかった

① ★なぜ急いでいたのか？

プールの水が満水になっているのに気づくのが遅れ、あわててプールから離れた蛇口まで水を止めに行った

★なぜ気づくのが遅れたのか？

一人で考え事をしていた

★どんな考え方をしていたのか？なぜ考え方をしていたのか？

受け持ちクラスの園児への対応を考えていた。相談する人がいない



(対策) 満水になるまでの時間を測りタイマーをセットしておく。園長やベテランの職員は日頃から経験の浅い職員に声掛けを行う。ミーティングで各職員の体調や園児への対応などについて確認し、問題を共有し合うようにする

② ★なぜ足元をよく見ていなかったのか？

あわてていて足元がよく見えなかった

★なぜ見えなかったのか？

側溝が地面と同じ色で、特に注意していないかった



(対策) 側溝の蓋の端部に、注意喚起のための黄色を塗布する

③ ★なぜ側溝の蓋は滑りやすかったのか？

表面がつるつるとしていて、がたつきもあった

★なぜ表面がつるつるとして、がたつきもあったのか？

老朽化していて表面の滑り止めが摩耗しており、また、歪んでいた

★なぜ修理しなかったのか？

危険とは思わなかったので放っておいた

安全点検や職場巡視でも、側溝の蓋については確認していないかった



(対策) 側溝を新しい滑り止めの付いたものに交換し、がたつきをなくす。点検、巡視のチェック項目に、側溝の蓋についての項目を入れる

改善提案 22 門の鍵が外側から容易に外れる

職場環境改善アドバイザーからのアドバイス

門に施錠していても、外側から容易に開けられるようでは、いつ不審者が侵入してくるか分かりません。外側からは解錠できないような施錠方法を考えてください。



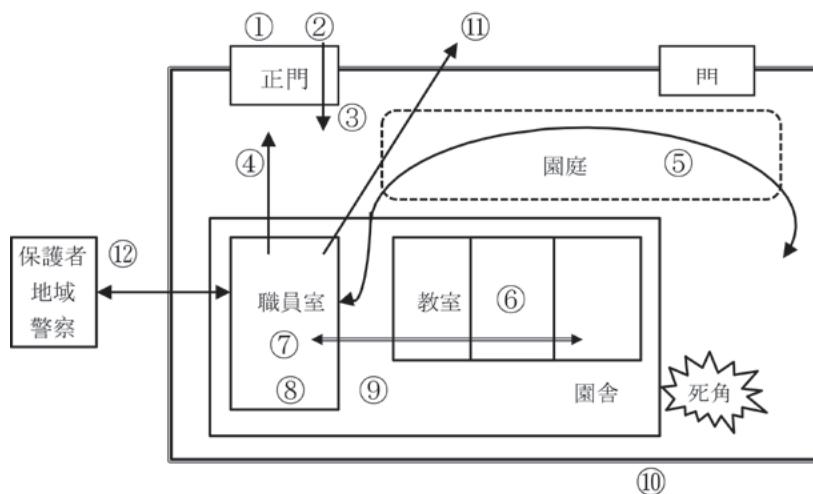
防犯対策について

不審者の侵入を防ぐためには、まずは「この園は管理されているのだ」という姿勢を見せることが重要です。防犯対策として次のことを行いましょう。

- ①門での立て札や看板などによる案内・受付の指示
- ②開門時間の表示（登降園以外は閉門）
- ③門の施錠（閉門時）
- ④入門の受付（来訪者に署名およびリボンや名札などの着用）
- ⑤職員による園内外の巡回（死角となる場所など。経路・時間は適宜変更する）
- ⑥非常通報手段（笛、ベル、ブザーなどの園内連絡手段の確保）
- ⑦危機管理マニュアルの作成と役割分担
- ⑧日頃からの職員間の情報交換および意見交換
- ⑨マニュアルに基づく訓練の実施（役割確認、マニュアルの見直しなど）
- ⑩園舎の敷地境界の管理（門、塀、外灯など）
- ⑪救急連絡体制の整備
- ⑫保護者・地域住民（町内会、老人会など）・警察等の関係機関への協力依頼

危機管理マニュアルやそれに基づく実行計画書には、5W1Hを明確に記入しましょう。訓練をしたら必ず評価を行い、必要に応じてマニュアルを見直すことが大切です。

⇒P78 参考資料 **6 不審者への緊急対応の例(フローチャート)** 参照



改善提案 23 倉庫に施錠していない



職場環境改善アドバイザーからのアドバイス

盗難防止、園児のかくれんぼなどの防止のため倉庫は施錠するとともに、管理責任者名と主な内容物を表示し、管理責任者に責任を持たせるようにしてください。

倉庫の中だけでなく植栽など、園庭内で死角になるところはありませんか。どこから見てもまったく分からぬような場所は、立入禁止措置をとる必要があります。確認してください。

⇒P14 改善提案⑪ P37 改善提案⑭ 参照



改善提案 24 駐車場に置き場表示がない

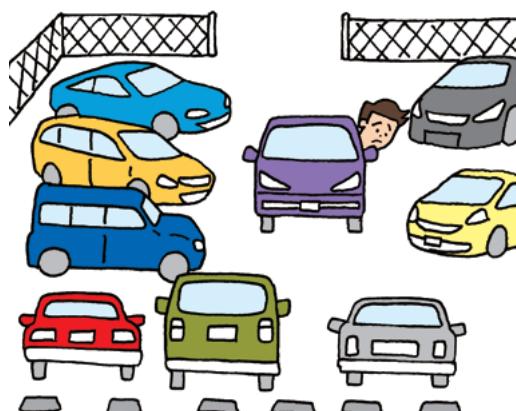
職場環境改善アドバイザーからのアドバイス

駐車場には白線やロープを引いて駐車位置を表示しましょう。職員用と外来者用の場所を分けておけば、外来者の来訪がすぐに分かり、防犯にも役立ちます。駐輪場も同様にしてください。

また、車止めにつまずく事故が多発しています。車止めには目立つ色で表示をしましょう。

暗いところには外灯を設けるなどの措置も必要です。

⇒P47 好事例⑩ 参照



こんな災害が

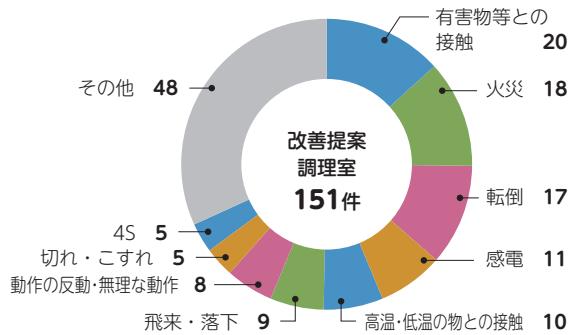
- 退勤時、雨天のうえに外灯がなく真っ暗だったため、車止めの縁石につまずき転倒した。
- 雨天の出勤時、駐車場で傘と荷物を持って移動していた際、車止めにつまずき転倒し、背中を強打した。

3 調理室

本来、作業中はマスクを着用しますが、表情を分かりやすくするため、マスクを外したイラストにしています。

調理作業については、平成25年度に「参考にしたい職場環境改善アドバイザーアドバイス集 学校給食事業編」を作成しています。参考にしてください。(URL : [http://www.chikousai.jp/boushi/boushi_H25/H25advice\(kyusyoku\).pdf](http://www.chikousai.jp/boushi/boushi_H25/H25advice(kyusyoku).pdf))

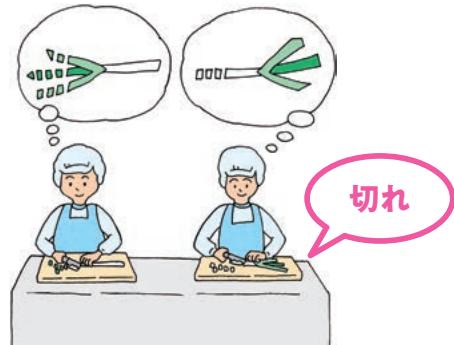
調理作業では、包丁作業による切傷から高温の釜によるやけど、濡れた床での転倒まで、さまざまな災害が起こります。こうした災害を防止するためのポイントは、作業手順書・マニュアルの整備です。作業手順書などにより、いつでも誰でも同じ作業ができるようになります。特に新規採用職員にはしっかり教育を行ってください。



改善提案 25) 包丁作業の方法が統一されていない

職場環境改善アドバイザーからのアドバイス

同じ食材を切るときでも、人によって切り方が異なる場合があります。安全な作業とするためには、作業方法を統一して手順書にまとめ、常にその手順通りに作業を行うことが大切です。



【公務災害事例 100 参照】

- にんじんを切っていた際、にんじんを固定できず包丁で左手指を切った。
 - 玉ねぎを切っていた際、薄皮がずれて左手中指を切った。

改善提案 26 裁断機や皮むき機の刃に手が届く

職場環境改善アドバイザーからのアドバイス

刃に手が届く構造になっています。ハンドル（押し棒）の使用を徹底するか、投入口に導入部を設置して手指が刃に届かないよう改善してください。

導入部を取り外すと機械が自動的に停止するインタークロック機構を備えたものが望ましいです。



こんな災害が

- 回転中のフードプロセッサーで指を切った。
 - 裁断機できゅうりをカット中、きゅうりに添えていた左手人差し指の先端を削ぎ取られて出血した。

労働安全衛生規則が改正されました

平成25年10月より、食品加工用機械について、機械の危険な部分への覆いの設置や、食品の原材料の送給・取り出し時の運転停止、用具の使用などが義務付けられました。現在使用中の機械にも適用されるので、裁断機、皮むき機やミキサーなどを使用している場合は必要に応じて適切な措置を行ってください。詳しくは、「参考にしたい職場環境改善アドバイザーアドバイス集 学校給食事業編」78ページをご覧ください。(地方公務員災害補償基金HP URL : [http://www.chikousai.ip/boushi/boushi_H25/H25advice\(kyusyoku\).pdf](http://www.chikousai.ip/boushi/boushi_H25/H25advice(kyusyoku).pdf))

作業手順書とは

作業手順書とは、作業の手順、基本動作を最も適切な順番に並べ、安全上のポイントを明記したものです。安全な作業をするためには「正しい作業を行うこと」が大原則です。何が正しい作業方法なのかを明確にして、教育・訓練を通して身に着けていくことが重要です。危険な作業、災害発生の多い作業から優先的に作業手順書を作成していきましょう。

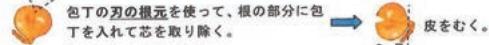
作業手順書の例（大牟田市「大牟田市学校給食調理マニュアル」より） 包丁作業

作業手順	注意事項
裁断作業	
① 包丁は、取り出した時点で刃こぼれや歯を確認し定位置に置く。 ② 作業は調理台など、安定した場所で行う。 ③ シンク周りで作業する場合は、不安定ではないか、高さはよいか確認する。	☆移動台で行う場合は、必ずストッパーをかける。
裁断作業中	☆丸い物、ぬめりがある物、油物は、転がったり、滑りやすいので注意する。 ☆右利き、左利きの人のポジションに気を付ける。 ☆包丁を持ったまま移動しない。
裁断作業後	☆石鹼液の中につけ込まない。 ☆刃先に注意して取り扱う。 ☆数人で洗う時は声をかけ合う。 ※包丁は、手入れを良くし切れる状態に保つことが、頸肩腕障害の防止につながる。

手切りによる切裁マニュアル 《玉ねぎの例》

【玉ねぎ】皮をむくときは、左手に綿手袋をする
(皮がすべり易い場合は、濡れている方がむきやすい)

下処理



★ざく切り



★細切り



★粗みじん切り



「知らない・できない・やらない」と3つの教育

災害は、その多くが人間の不安全な行動に関係しています。こうした不安全な行動には、「知らない」「できない」「やらない」が関わっています。

知らない～知識教育

包丁での切裁作業では、包丁の正しい使い方を知らない人もいます。新規採用職員を迎える際は「包丁の使い方ぐらい知っているはず」と決めつけず、基本的な教育をしっかり行い、正しい作業の知識を身につけさせましょう（知識教育）。一度で身につかない場合は、繰り返し行ってしっかり習得させます。

できない～技能教育

包丁の正しい使い方を「知っているけど、できない」人がいます。技能的にできない場合は、正しい作業が行えるよう訓練を行いましょう（技能教育）。また、疲れていてできない、考え方をしていてできないなどの場合もありますから、朝のミーティング時に体調などを確認し合うことも大切です。

やらない～態度教育

最も厄介なのは「知っているしできるけど、やらない」ことです。手順通りにやらない（手抜き）、包丁も自分の使いやすいように使う（自信過剰）、決められたことを守らない（甘え）などの場合があります。人間にはこうした心理が働くことを前提にして、必ず決められた手順どおりに作業を行うよう教育しましょう（態度教育）。特に急いだり焦ったりしたときは、手順通り「やらない」行動を起こしがちです。余裕ある作業工程を心掛け、各人の業務量、時間に無理がないかも確認し合いましょう。

改善提案 27

回転釜と作業台の間が狭い

職場環境改善アドバイザーからのアドバイス

作業空間が非常に狭いので、加熱した釜に接触してやけどする危険があります。特に作業台で作業をすると釜を背にすることになり、リスクがより高まります。作業台を移動する、釜に防護用バーを取り付けるなどの対策をとってください。上蓋に「高温! やけどに注意」などの目立つステッカーを貼っておくのもよいでしょう。



こんな災害が

- 大根を3枚重ねて切りながら振り向いて背後の鍋を確認し、再び大根を切ろうとした際、包丁で左人差し指を切った。

通路、作業場の確保について

通路や作業場が狭いと、行動、動作がしにくくなります。行動、動作がしにくく、勝手な判断で行動したり、必要な動作を省略したり、誤った操作や無理な動作をしたりして災害に至ることがあります。また、普段は慣れてうまく対応できいても、注意が別に向いたときに転倒などの事故が起こるおそれもあります。作業に支障のない範囲で整理整頓を進める、レイアウトを再検討するなどして、通路、作業スペースの確保に努めてください。

改善提案 28

調理室の温湿度は適切か

職場環境改善アドバイザーからのアドバイス

調理作業中の室内は温度、湿度ともにかなり高くなるので、特に夏季は熱中症になるリスクが高まります。熱中症指標計（WBGT測定器）などを利用して温湿度を確認とともに、換気扇、フードなどの排気設備が蒸気を十分吸い込んでいるかチェックしてください。



改善提案 29

回転釜から熱湯を捨てる際にやけどのおそれがある

職場環境改善アドバイザーからのアドバイス

回転釜から熱湯を排水する際、ザルに手を添えているため、手に熱湯がかかりやけどするおそれがあります。底が平らなザルや柄の付いたザルを使用するか、手袋を着用してください。

また、熱湯が直接排水溝に入らないと、跳ね返って体にかかりたり、床が濡れて滑りやすくなったりするおそれがあります。排水溝を広くするなどの設備的な改善が必要となります。当面は作業手順を決め、それに従って作業してください。

こんな災害が

- 食材の下ごしらえをし、回転釜の茹で汁を廃棄していたところ、茹で汁が右足背部に掛かりやけどした。



高温物との
接触

改善提案 30

重量物を持ち上げて腰を痛めるおそれがある

職場環境改善アドバイザーからのアドバイス

調理室では食材、洗剤や大鍋、食缶を扱うほか、鉄製のグレーチングや排水溝のごみ溜めのカゴを持ち上げる作業もあります。その際、持ち上げる姿勢が悪いと腰などを痛めるおそれがあります。重量物を持ち上げるときは、十分腰を落とし荷に体を近づける姿勢を取るよう徹底してください。

また、女性は目安として体重の24%*を超える荷を扱うときは、2人以上で作業を行いましょう（「職場における腰痛予防対策指針」）。洗剤など小分けできる物は小分けして使用することも大切です。

*体重の24%：体重50kg→12kg、体重60kg→14.4kg、体重70kg→16.8kg

⇒P10 改善提案④

「正しい作業姿勢」「腰痛について」

P68 参考資料 ② 腰痛予防体操

P89 参考資料 ⑪ 関係法令 参照

こんな災害が

- 湯と野菜が入った大鍋を持ち上げ、ザルに空けようとした際、胸部に痛みを感じ受傷した。



よい持ち方

悪い持ち方

改善提案 31 水に濡れた床が滑る

職場環境改善アドバイザーからのアドバイス

ウェット式の調理場では床に湯水を流すため、床が滑りやすくなります。靴を滑りにくいものにし、床を濡らしたらすぐにふき取るようにしましょう。床面に滑り止めの塗装をすることも検討してください。



こんな災害が

【公務災害事例 10, 59, 113, 125, 136 参照】

- 清掃後、濡れた床に足を滑らせ前方に転倒し、金属製のレールに額を強打した。
- 調理器具を清掃した際、濡れた床で滑り、あおむけに転倒して右半身を強打した。

靴底の点検を

底のすり減った靴やサンダルは転倒のリスクを高めます。滑りにくい靴底のものでも、毎月定期的に靴底チェックを行いましょう。

改善提案 32 グレーチングが滑りやすい・重い・歪んでいる

職場環境改善アドバイザーからのアドバイス

グレーチングの格子表面が平らで滑らかだと、特にウェット状態のときに転倒の危険があります。表面に凹凸をつけたグレーチングに替えるか、滑り止め加工をしてください。

滑らないグレーチングでも凹凸が摩耗している場合があります。定期的に点検を行いましょう。ガタつきがないかもこまめにチェックしてください。

また、重い鉄製のグレーチングは、排水溝の清掃で取り外す際に腰を痛めるおそれがあります。毎日行う作業なので、できるだけ早く軽いステンレス製の物に替えることをお勧めします。

⇒P20 改善提案 ⑪ P48 好事例 ⑬ 参照

こんな災害が

【公務災害事例 107 参照】

- 釜の前で団子のたれを調理中、床面のグレーチングで足を滑らせ、釜の中に右手首を浸けた。
- 清掃のため鉄製グレーチングを持ち上げた際、手が滑ってグレーチングが左手の指に落ち負傷した。



改善提案 33 通路に物がはみ出ている

職場環境改善アドバイザーからのアドバイス

通路や作業場所に物がはみ出ています。人や台車がぶつかったり、物が落下したりするおそれがあります。通路や作業場所には不安定な状態で物を置かないようしてください。



こんな災害が

- 下処理室の床に置かれていたお盆につまずいて転倒し、左足を負傷した。
- 調理台に置いたザルが落ちそうになったので手で押さえたところ、足が滑りバランスを崩して転倒した。
- 調理中に足をワゴンの脚にひっかけ、転びそうになってコンロの五徳に手をつきやけどした。

改善提案 34 洗剤を扱う際に手袋、保護メガネを着用していない

職場環境改善アドバイザーからのアドバイス

次亜塩素酸ナトリウムなどの洗剤・消毒剤を使用する際には手袋、保護メガネを着用し、換気を十分に行ってください。液が飛び散って目に入ったり手に付着したりするおそれがあります。

日頃から、使用に当たっての注意点や万一のときの措置の仕方などの知識を身につけておくことも大切です。

⇒P39 「次亜塩素酸ナトリウムについて」

P41 改善提案 56 参照



こんな災害が

- 作業台を消毒しようと消毒剤の容器を持った際、手が滑って容器を落とし、跳ねた液が左目に入った。
- 検収室の片付け作業中、調理器具を消毒するための消毒液が目に入り負傷した。
- 薬剤の容器の持ち手を相手に向け、ふたを持って渡そうとしたら、ふたが外れ落下し液が両目に入った。

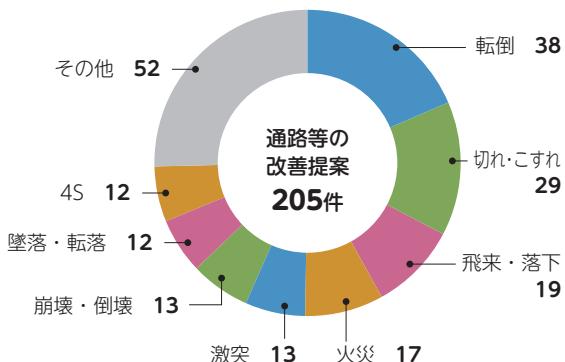
安全データシート（SDS）を知っていますか？

洗剤や消毒剤として用いる次亜塩素酸ナトリウムやクレゾールなどは、取り扱い方を知らないと大変危険です。このため、販売業者から安全データシート（取り扱い方を説明した文書。SDSという）を取り寄せて見やすい場所に常時掲示し、使用時、保管時はどんな点に注意するのか、万一の場合はどう扱えばよいのかを使用者に知らせておく必要があります（労働安全衛生法第57条）。

⇒P90 参考資料 ⑪ 関係法令 参照

4 通路等（玄関・廊下・階段等）

人が移動するための場所である廊下、玄関や階段などは、できるだけ移動しやすくしておくことが大事です。物を置かない、段差をなくす、注意表示をするなどして、移動の際の転倒を防ぎましょう。また、園児の顔の高さにあるフックや指を挟みやすい戸・ドアなど、園児にとって危険なものもあります。こちらもしっかりと対策を行いましょう。



改善提案 35 出入り口周辺に物が置かれている

職場環境改善アドバイザーからのアドバイス

出入口前の廊下に椅子などが置かれています。つまずきや引っ掛けなどの原因になるので、出入口周辺には物を置かないようにしてください。

出入口周辺以外でも、廊下の両側に物を置くのはやめましょう。やむを得ない場合は片側のみの設置とし、床面に線を引いて範囲を示してください。

⇒P51 好事例 ⑯ 参照



こんな災害が

- 電話に出ようと事務室に向かう際、入り口そばに設置された長椅子の角に足の指を引っ掛け負傷した。

避難通路の確保

火災などの緊急事態発生時に職員と園児が安全に避難できるよう、次のことに注意してください。

- ・避難経路となる通路は、通路幅が狭くなるような物の置き方をしない
- ・避難誘導の表示は、壁面だけでなく床面にも貼る（煙で上方は見づらくなるため）
- ・非常口の手前は物を置かない。真っ直ぐ非常口に向かえる動線を確保する
- ・避難口誘導標識（ア）を設置する。什器のレイアウト変更時には避難通路誘導標識（イ）の位置を見直す
- ・複数の避難経路を確保しておく

(ア) 避難口誘導標識



(イ) 避難通路誘導標識



改善提案 36

玄関の開きドアに手を挟むおそれがある



職場環境改善アドバイザーからのアドバイス

玄関や非常口の開きドアを開けた状態にしていると、強風などでドアが閉まった際に人にぶつかったり手を挟んだりするおそれがあります。ドアは常時閉めておくか、開けるときは全開にして固定する、ひもでしっかり縛るといった措置をとってください。

屋内の開きドアも園児にとっては危険なものです。指詰め防止ストッパー・ガードを設置してください。市販品のほか、工夫して作ることもできます。



激突され
はさまれ

安価なスポンジ製
のストッパー →



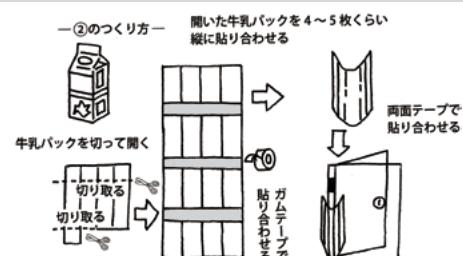
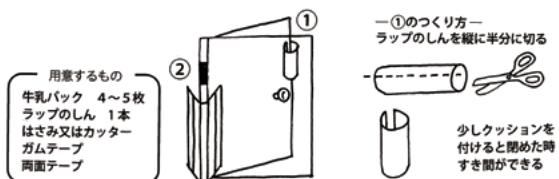
こんな災害が

【公務災害事例 120 参照】

- 強風と大雨の中、園児引き渡しのため門と玄関を往復していた際、強風でドアが急に閉まり指を挟んだ。
- (3歳児) トイレのスリッパに履き替えるとき、体を支えようとドアのちょうどつがい付近に手を置いた。そのとき、後ろから慌てて入ってきた他の園児がドアを閉めたため、左手親指を負傷した。

ドアの指挟み防止の工夫

東京都豊島区池袋保健所 子ども事故予防センター HPより



改善提案 37

すのことすのこの間にすき間がある

職場環境改善アドバイザーからのアドバイス

すのこの転倒災害が多発しています。段差でつまづくリスクをできるだけ減らすよう、すのこの間のすき間は埋めてください。すのこの端に注意喚起の色を塗るのもよいでしょう。また、すのこ上は滑るので、走らないよう周知徹底してください。

こんな災害が

【公務災害事例 70, 115 参照】

- 玄関ドアを開けようとして玄関に敷いていたすのこを踏み外して転倒し、足の指を骨折した。
- プール遊び終了後、園児を誘導する際、足元を見ておらず、すのこに足をぶつけた。



転倒

改善提案 38 荷物掛けのフックが飛び出ている

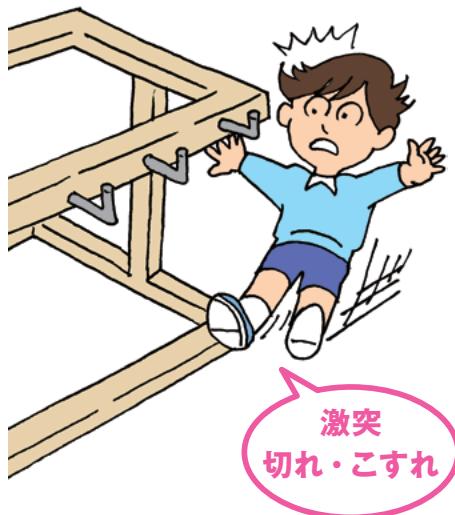


職場環境改善アドバイザーからのアドバイス

園児用の荷物掛けのフックが、外側や上方に棒状に飛び出しており危険です。園児の目に当たっても刺さらない程度までフックをペンチで丸めるなどの措置をしてください。

また、先端にキャップが付いたフックでは、キャップが古くなって外れた箇所が散見されます。これも補修してください。

⇒P13 改善提案① 参照



こんな災害が

- (3歳児) 保育室で、紙で作った剣を持って走り回っていた際、足を滑らせ転倒し、壁に設置されたタオル掛けのフックに左目をぶつけた。

良好なフックの例

- (左) フックが内側に向いている
(中) フックが壁側に向いている
(右) フックが横に倒れる



改善提案 39 柵のすき間に園児の足が入る



職場環境改善アドバイザーからのアドバイス

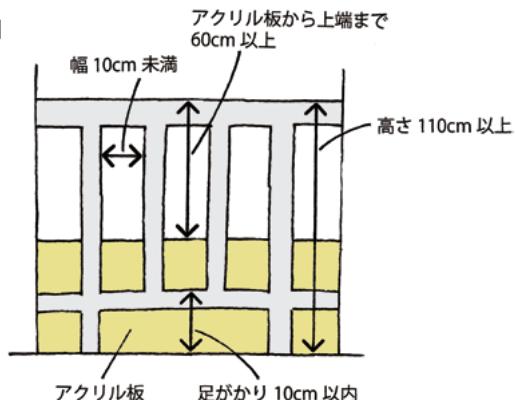
2階ベランダや階段上の落下防止柵に園児が足を入れたり踏み外したりしないよう、園児の足の大きさに応じてすき間を小さくしてください。アクリル板の設置なども効果的です。

⇒P12 改善提案⑧

P17 「遊具の安全について 柵などのすき間」 参照



安全な柵の例



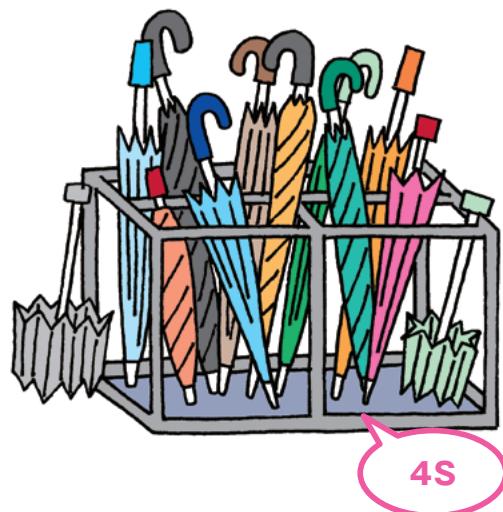
アクリル板は、足がかりとならないよう柵の上端まで設置するか、アクリル板上端から柵の上端までが60cm以上確保できるように設置してください。

改善提案 40 傘立てが整理整頓されていない

職場環境改善アドバイザーからのアドバイス

玄関は園の顔です。次の手順で整理整頓を行い、来訪者に好印象を与えるような玄関にしましょう。

- ①期間（1週間程度）を区切り、不要な傘は処分する宣言する
- ②今後は名前入りの傘を持参するよう周知する
※名前入りの白色シールを配付すれば、より確実に実行できる
- ③期間終了後、傘立てにある無記名の傘を使える物と使えない物に分け、使えない物は処分する
- ④使える物には黄色シール（「共有」と表示）を貼り、今後は誰でも使用可とする



4S

4S活動に取り組もう

「整理」「整頓」「清掃」「清潔」の頭文字をとった4S活動というものがあります。この4つを徹底させることで、より安全で快適な職場をつくる活動です。きちんと片付いた場所では、つまずいたりぶつかったりすることなく広いスペースで作業でき、必要な物はすぐに取り出せるので、事故が起きないばかりか作業の能率もアップします。

それぞれの言葉の意味は、

- ・整理：必要な物と不要な物を区別し、不要な物を捨てる
- ・整頓：必要な時に必要な分をすぐに取り出せるように並べて収納する
- ・清掃：ゴミや汚れ、異物をなくし、きれいにする
- ・清潔：清掃によって汚れのなくなった状態を保つ

です。これに「躰」（決められたことをいつも正しく守る習慣をつける）を入れて5S活動とすることもあります。皆さんの職場でもぜひ取り組んでください。

改善提案 41 玄関ポーチに低い段差がある

職場環境改善アドバイザーからのアドバイス

玄関ポーチに段差がありますが、この段差は低く見落としやすいので、踏み外しなどによる転倒や捻挫が懸念されます。市販の段差スロープの設置や色テープの貼り付けを検討してください。

⇒P9 改善提案② P20 好事例② 参照

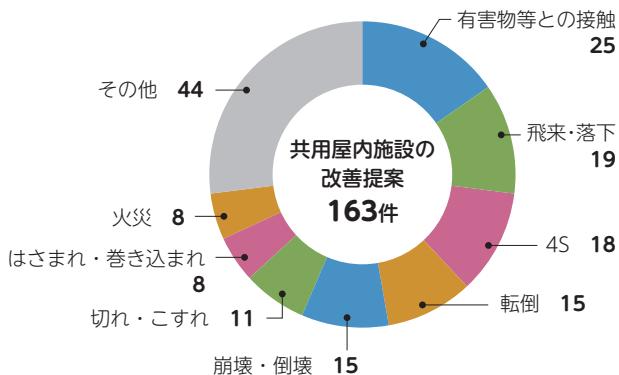
こんな災害が

- 玄関の外で車に荷物を積もうとしてステップを踏み外し、転倒した。



5 共用屋内施設（トイレ・倉庫等）

トイレ、倉庫、用具置き場、洗濯室などの共用施設は整理整頓と管理がポイントです。物は置き場所を決めて保管し、整理整頓に努めてください。薬剤、危険物は園児の手の届かない場所に保管管理する必要があります。また、園児が入り込むと危険な部屋は施錠管理しましょう。



改善提案 42 【トイレ】職員園児・男女兼用になっている

職場環境改善アドバイザーからのアドバイス

職員の心理的ストレスを軽減するためにも改善が必要です（労働安全衛生規則第628条）。できるだけ早く予算措置を講じて改善することを検討してください。

⇒P90 参考資料 **11 関係法令** 参照



タオルは共用ですか？

共用タオルは乾く時間がなく、微生物が増殖する環境にあります。きれいに洗った手に微生物を付けることになるので、個別タオルかペーパータオルに替えましょう。感染症の流行時はペーパータオルの使用が安心です。

改善提案 43 【トイレ】汚物槽の高さが低い

職場環境改善アドバイザーからのアドバイス

使用時に腰などに負担がかかることが考えられます。設備の更新時には、適切な高さの汚物槽にすることをお勧めします。

⇒P10 **改善提案 ④**

P66 参考資料 **1 作業別 腰痛予防のポイント** 参照

P89 参考資料 **11 関係法令** 参照



体に合った高さとは？

作業する際の作業面の高さは、立ち作業、座り作業ともに、肘の高さに合わせると、肩や前腕、さらに腰への負担が最小になると言われています（肘高ルール）。

作業面が低い場合は作業面を上げる、作業面が高い場合は踏み台を使用するなど、作業面を肘の高さに近づける工夫をして、体への負担を減らしましょう。

改善提案 44

【トイレ】薬剤が園児の手の届く場所に置かれている



職場環境改善アドバイザーからのアドバイス

漂白剤や消毒用アルコールなどがトイレの用具置き場に置かれています。園児の手の届かない場所に移動させるか、用具置き場のドアの高い位置に鍵を取り付けてください。



灯油タンクをどこに置いていますか？

灯油のポリタンクが倉庫、休憩室や事務室など、さまざまな場所に置かれているのを見受けますが、周囲に可燃物がなく、園児の手の届かない場所に保管してください。できれば専用のロッカーなどを用意し、可燃性のあるスプレー缶や消毒用アルコールなどとまとめて保管するとよいでしょう。また、危険物や薬剤は一目で識別できるよう、内容物の表示をしっかりとおきましょう。

改善提案 45

【倉庫】棚の最上段に重量物が積み上げられている

職場環境改善アドバイザーからのアドバイス

棚の最上段に冊子の束が天井近くまで積み上げられています。落ちてきたり、取る際に腰を痛めたりする危険があるので、重量物は下に保管し、最上段には物を置かないようにしてください。

⇒P13 「地震対策を確実に」

P45 「物の置き方・しまい方」

P52 好事例 ① P53 好事例 ② 参照



こんな災害が

【公務災害事例 86 参照】

- 倉庫の棚上段に積み重なった仕切り板を取ろうとした際、仕切り板がなだれ落ちてきて頭部に当たった。
- 棚上部の積み重なった荷の中から道具を引き出したとたん、バランスを崩して脚立から転落し、右足を強打した。

整頓の「3定」

整頓とは「必要な時に必要な分をすぐに取り出せるように並べて収納する（33ページ）」ことでしたね。これを実践するための原則に「3定」といわれるものがあります。

1定 定位：定められた場所に（場所表示）

2定 定品：定められたものを（品目表示）

3定 定量：定められた量だけ（量表示）

置き場所を決めて名前を明示しましょう。備品などは最低数量を決めて、なくなったら購入するようにし、必要以上に量を増やすこともあります。

改善提案 46 【倉庫】長机が立て掛けられている

職場環境改善アドバイザーからのアドバイス

倉庫内に机や脚立、はしごなどの長尺物を立て掛けで保管しています。倒れる危険があるので、寝かせて保管するか、ひもなどで固定してください。

⇒P45 好事例⑦ 「物の置き方・しまい方」

P54 好事例⑭ 参照

こんな災害が

- 倉庫内の竹の棒を取ろうとしたところ、手前にあったトンボが倒れてきて顔に当たった。



安定した状態

安全かどうかは、常に「その物は安定した状態になっているか」考えてください。災害を防ぐには、物を不安定な状態で放置しないことが重要です。不安定な状態は長期間維持できません。「ちょっとだけ」が命取りになります。

改善提案 47 【倉庫】脚立の使い方を周知しているか

職場環境改善アドバイザーからのアドバイス

脚立による災害が非常に多く起こっています。管理者は脚立の使用者に使い方を確認し、問題があれば是正処置を行ってください。職員を集め、簡単な講習会を開くのもよいでしょう。

⇒P90 参考資料 ⑪ 関係法令 参照

こんな災害が

- キウイの収穫と剪定をしていた際、遠くの実を取ろうと手を伸ばしたところ、脚立が傾き落下した。
- 雨よけのブルーシートを木にくくり付けようと脚立の最上段に上ったところ、バランスを崩して転落した。



脚立の使用法

脚立を使用するときは次のことを守ってください。

- ・規格に合った、丈夫で損傷したところのないものを使用する
- ・水平で段差がない安定した床面に設置し、開き止め金具を確実にロックする
- ・2人作業とし、1人が下で支える
- ・物を持って昇降しない
- ・天板に乗って作業しない（天板を赤色で塗布し「使用禁止」と表示するとよい）
- ・身を乗り出す作業、力を入れる作業をしない
- ・踏み桟を背にして作業しない、昇降しない

なお、2m以上の高所での作業は危険です。業者などに任せるようにしましょう。

改善提案 48 【倉庫等】施錠管理されていない



職場環境改善アドバイザーからのアドバイス

倉庫、遊具置き場や遊戯室が施錠されていません。園児が自由に立ち入れないよう施錠管理をしてください。さらに、施錠してあることがすぐ分かるような開閉表示をするとよいでしょう。

窓からも不審者が侵入しないよう、しっかりと施錠してください。

⇒P14 改善提案⑩ P23 改善提案⑪ 参照



改善提案 49 【洗濯室】洗濯機にチャイルドロックが付いていない



職場環境改善アドバイザーからのアドバイス

水の入った洗濯槽の中に幼児が転落して溺れた事例があります。その対策として、通常の状態では蓋が開かない（チャイルドロック）タイプの洗濯機が市販されています。現状のチャイルドロックのない洗濯機を使う場合は、水抜きを心掛けてください。

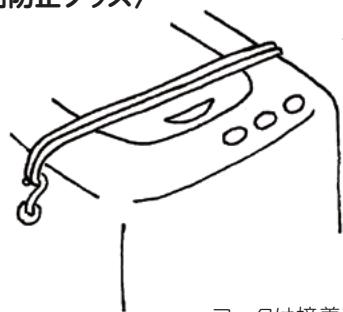
また、アースは必ず取り付けてください。



蓋を開けさせない工夫

東京都豊島区池袋保健所 子ども事故予防センター HPより

〈洗濯機開閉防止グッズ〉



フックとゴムひもを使って洗濯機が開かないようにする

フックは接着剤等でしっかりととりつける

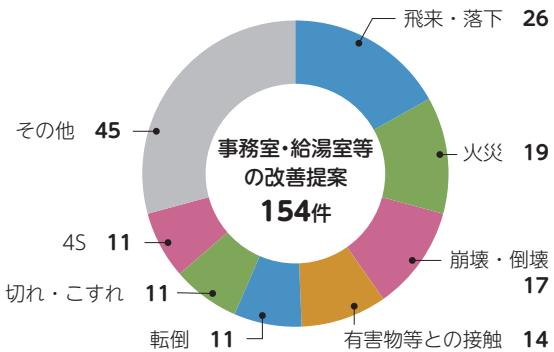
用意するもの

フック 2ヶ
(吸盤型・接着剤どちらでも)
ゴムひも 1メートルくらい
(髪の毛を結ぶゴム)
接着剤等

6 事務室・給湯室等

事務室では整理整頓や地震対策、コードなどの電気配線について、給湯室ではガスの使用に注意が必要です。ほかに、休憩室の整備や薬剤の取り扱いについても改善すべき点があります。

給湯室や休憩室は、職員が快適に仕事をするために必要な場所です。職員が健康で元気でないと園児を守ることはできませんから、給湯室や休憩室についても後回しにせず、しっかりと改善に取り組みましょう。



改善提案 50 電気コードが床を這っている

職場環境改善アドバイザーからのアドバイス

事務室の床を這っている電気コードはつまずきの原因となるので、カバーなどで覆ってください。

また、電気配線がタコ足状態になっています。コードやコンセントには使用可能な電気量に制限があり、制限を超えると火災の原因にもなります。テーブルタップや電気器具の使用可能な電気量を確認し、タコ足配線を解消してください。



こんな災害が

【公務災害事例 60 参照】

- 事務作業中に電話に出ようとしたところ、パソコンのコードに足を取られ転倒し、左肩と左頬を強打した。

改善提案 51 机と壁面との間が狭い

職場環境改善アドバイザーからのアドバイス

事務室が狭く、椅子を引いて座ると後ろを通れない状態です。無理に通ろうとすると、机や椅子にぶつかったりつまずいたりします。そのうえ、背後にロッカーや書棚を置き天板に物を置いていると、物が落ちてきて大けがをする危険があります。物はできるだけ片づけるとともに、室内のレイアウトなども検討してみてください。



こんな災害が

【公務災害事例 135 参照】

- プリントアウトした書類を取りに行こうとして机の脚につまずき転倒し、棚に頭をぶつけた。

改善提案 52 机の下に物が置かれている

職場環境改善アドバイザーからのアドバイス

机の下に物を置いていては、VDT作業時などに適切な作業姿勢が取れません。整理整頓しましょう。



無理な動作

パソコン画面に光が映り込んでいませんか？

窓を背にしてパソコン操作を行うと、ディスプレイ画面に日光が当たってまぶしく、眼の疲れの原因となります。画面に窓の光や照明が映り込まないよう、ブラインドやカーテンで調節したり画面の位置や角度を変えたりしてください。

改善提案 53 嘔吐処理用具が取り出しにくい

職場環境改善アドバイザーからのアドバイス

事務室の棚に嘔吐処理用具が収納されていますが、取り出しにくい位置にあります。非常用の備品はとっさの際にすぐ取り出せるようにしてください。各室に備えておくと、より迅速に作業が行えます。

また、処理の手順が一目で分かるよう表示しておくと、誰でも慌てず作業することができます。

⇒P80 参考資料 □ 子どもの病気とその対応 参照



4S

嘔吐処理の手順の徹底を図るには

嘔吐処理の手順の徹底を図るには、処理手順書を作成してその内容と処理用具の置き場所を職員に周知すること、そして処理訓練を行うことが重要です。

訓練は、インクや墨汁を染み込ませた雑巾やティッシュを用意し、これを園児の口の高さから床面に落とすことから始めます。処理終了後、床面、職員の衣服などにインクや墨汁の着色箇所がないか点検します。着色箇所が残っていれば感染の拡大が予測されますから、必ずこの点検を行い、必要に応じて処理方法を見直してください。

次亜塩素酸ナトリウムについて

嘔吐処理に用いられる次亜塩素酸ナトリウムは、時間とともに有効塩素濃度が低下します。半年で半分以下になるので冷暗所に保管し、容器には小分けした時期を記入して定期的に交換してください。

改善提案 54

開けたドアが通路にいる人に当たるおそれがある

職場環境改善アドバイザーからのアドバイス

ドアを勢いよく開けると、通路にいる人にドアが当たる危険があります。床面にドアの軌跡を示すとともに、通路側には「とまれ」、部屋側には「ゆっくりドアを開ける」と表示して注意喚起しましょう。

床面にドアの軌跡を示す→



激突され



改善提案 55

【給湯室】ガス器具使用時に換気扇を回しているか

職場環境改善アドバイザーからのアドバイス

ガスコンロやガス湯沸かし器を使用する際には、換気扇を回し一酸化炭素中毒防止を図る必要があります。一酸化炭素中毒はめったに起きない事故でも、万一起きると死亡災害を引き起こします。「ガス器具を使うときは換気扇を回すこと」などの表示をするとともに、一酸化炭素（CO）警報器を設置しましょう。

有害物との接触



ガス漏れ警報器の設置場所は？

ガスを使用する場所に設置されているガス漏れ警報器は、使用するガスの種類によって設置場所が異なります。正しい場所に設置しているか確認してください。

プロパンガス → 空気より重い → 警報器は床に近い位置に設置

都市ガス → 空気より軽い → 警報器は天井に近い位置に設置

なお、ガス漏れ警報器が作動したとき、誰が、どんな手順で、どのように対応するのか決めていますか。措置の内容や順序を間違えると爆発事故につながります。対応方法を決めて全員に周知し、確実にできるよう訓練を行ってください。

改善提案 56 【給湯室】小分けした洗浄剤に詳細な表示がない

職場環境改善アドバイザーからのアドバイス

洗浄剤などが容器に小分けされて給湯室に置かれていますが、名前のみ表示され、注意事項などの情報が表示されていません。元の容器のラベルなどをコピーして貼り付けてください。

また、小分けする際には、保護メガネと手袋を着用してください。

⇒P29 改善提案 ④

P39 「次亜塩素酸ナトリウムについて」

P90 参考資料 ⑪ 関係法令 参照



改善提案 57 【休養室】横になれるスペースがない

職場環境改善アドバイザーからのアドバイス

室内には、足の踏み場がないくらい多くの物品が置かれています。これでは、横になって十分に体を休めることができません。整理整頓を徹底し、横になれるスペースを確保してください。

また、休憩室・休養室がない施設も見受けられますが、職員が健康・元気で業務に当たれるよう、休憩室・休養室を整備してください（労働安全衛生規則第613条、第618条）。

⇒P91 参考資料 ⑪ 関係法令 参照



1 保育室・遊戲室等

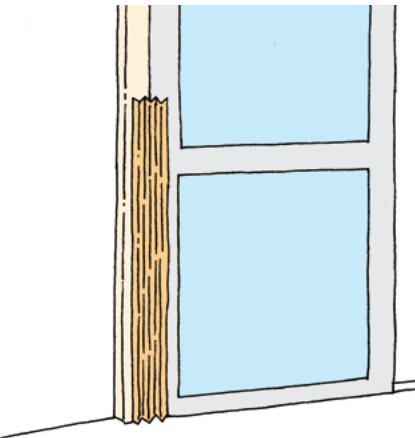
好 事 例 1 引き戸のすき間にジャバラ材を設置している



職場環境改善アドバイザーはここを評価！

引き戸のすき間に手を挟まないよう、ジャバラ材が取り付けられています。職員だけでなく、園児が手を挟まないようにするためのよい工夫です。他にも、

- ・引き戸の縁にゴム製のクッションやスポンジのクッションテープを取り付ける
- ・洗濯ばさみや消しゴムなどを利用してすき間をつくる
- ・市販の指挟み防止ストッパーを取り付けるなどの方法があります。



こんな災害が

- 戸締りの確認中、滑りの悪い扉がなかなか動かず、勢よく閉めたところ、左手親指を挟んだ。
- 倉庫の引き戸を閉める際、勢よく閉めてしまい左手の薬指を挟んだ。



洗濯ばさみを利用した例↑



市販のストッパーを利用した例↑

好 事 例 2 出入り口扉のガラスに強化ガラスを使用している



職場環境改善アドバイザーはここを評価！

園児がぶつかっても、強化ガラスなら割れないで安心です。それでも、激突防止のため、ガラス面に絵を描いたりシールを貼ったりしておきましょう。

強化ガラス以外に、ガラス表面に飛散防止フィルムを貼る方法もあります。



こんな災害が

- 窓から園庭の園児に声を掛けようとした際、窓ガラスが閉まっていることに気づかず顔をぶつけ、割れたガラスで顔面を切った。
- (4歳児) プレイルームの大型積み木を駆け上がり積み木を蹴った際、蹴った積み木が窓ガラスに当たり割れ、割れたガラスで口と左頬を切った。

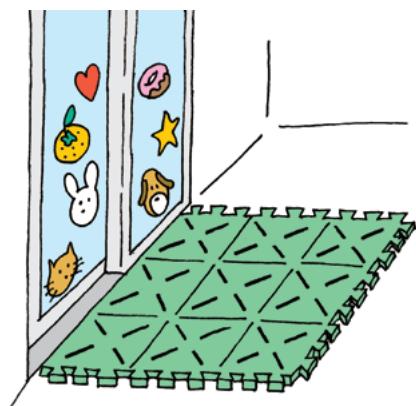
好事例 3 出入り口に滑り止めマットを敷いている

職場環境改善アドバイザーはここを評価！

テラスへの出入口付近に滑り止めマットを敷いています。転倒防止や転倒時のショックを和らげるとともに、職員が膝立ちの姿勢をしたときの膝への負担を和らげています。

こんな災害が

- 保育室内を歩いていたところ床に足を滑らせ、転倒した際に園児用椅子に右脇腹を強打した。
- 不審者が窓から侵入した場合を想定した訓練中、不審者役で靴下のまま園児たちに駆け寄ったところ足を滑らせ転倒し、後頭部を強打した。
- 保育室を出て行った園児を追いかけた際、前のめりになり足が滑って転倒し、左半身を強打した。

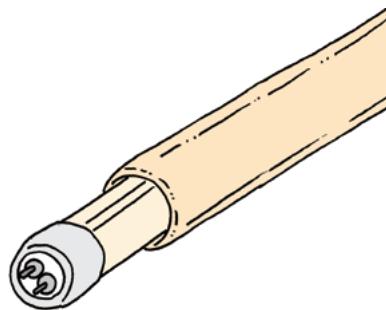


好事例 4 すべての蛍光灯に飛散防止カバーを取り付けている

職場環境改善アドバイザーはここを評価！

地震などの災害時に蛍光灯が落下しても、ガラスの破片が飛び散らず身を守れます。

筒型のカバーのほか、飛散防止フィルムも有効です。



好 事 例 5 牛乳パックを利用して靴入れを作成している

職場環境改善アドバイザーはここを評価！

牛乳パックを使って工夫した靴入れです。整理整頓の好事例です。



好 事 例 6 マニュアルをまとめて掲示している

職場環境改善アドバイザーはここを評価！

主な異常時対応マニュアルが各部屋の1箇所にまとめて掲示されています。それぞれの対応は訓練を通して身につけるものですが、このようにまとめておけば、とっさの場合にも迷ったり探したりすることなく、的確に対応できます。



作業手順書・マニュアルの整備と安全配慮義務

現場安全の原則の一つに、作業者が正しい作業を行うということがあります。何が正しい作業方法なのかを明確にし、訓練を通して身につけていかなければ、正しい作業は実現できません。危険な作業、過去に災害が発生した作業、頻度が高く重要な作業から優先的に作業手順書・マニュアルを作成し、それを基に教育を行い、正しい作業方法を確実に身につけてください。

これは、安全配慮義務の履行にもつながります。危険な作業に対して「危ないから注意してください」と注意を促す程度では、配慮義務を尽くしたとは認められません。重大な災害が起これば管理者責任が問われます。事前に危険を予知し、それを回避するための対策を講じなければなりませんが、一般的には作業手順書・マニュアルを作成して十分な教育を行い、安全な作業方法で行わせる管理をすることが一つの対策となります。

なお、教育を行ったら記録（日時、教育内容、教育時間、対象者名）を残しておくことが必要です。

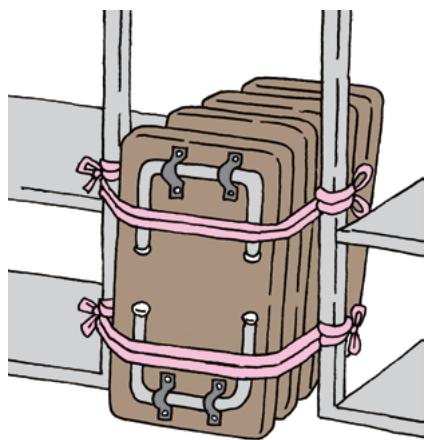
好事例 7 机を2点で留めて保管している

職場環境改善アドバイザーはここを評価！

遊戯室倉庫に保管されている机は上下2箇所をひもで縛り、棚の枠に留めています。1点で留めるだけでは地震時に荷崩れを起こすおそれがありますが、2点で留めておけばその心配もありません。

⇒P36 改善提案⑥ 「安定した状態」

P54 好事例④ 参照



物の置き方・しまい方

物を置いたりしまったりするときには、次のような点に注意しましょう。

- ・棚に物を置くときは、重い物を下段に、軽い物を上段に置く
- ・棚などの高いところに物を置くときは、振動や衝撃で落下しないよう工夫する
- ・高いところに物を置きっ放しにしない
- ・棚の前には物を置かない
- ・形の揃った物は揃えて積む
- ・重い物から軽い物へ、大きい物から小さいものへと積み重ねる
- ・高さは底の幅のおよそ2倍以下にする
- ・長い物は寝かせて積む
- ・すわりの悪い物は寝かせておく。立て掛けたときは縛っておく
- ・転がる物には必ずかませものをする
- ・壊れやすい物は別のところに積む



2 園庭・屋外設備

好 事 例 8 遊具の安全領域が砂場になっている



職場環境改善アドバイザーはここを評価！

遊具の安全領域の範囲が砂場になっているので、園児が遊具から落ちてもジャンプをしても、クッション性のある砂がけがの程度を抑えてくれます。

⇒ P 16 改善提案 ⑯ 参照



こんな災害が

- (6歳児) 登り棒を上まで登り、支柱に向かう棒にぶら下がっていたところ、手が滑り腰から落下し後ろに倒れた。
- (4歳児) 友達と2人で鉄棒に腰を掛けようとしてバランスを崩して落下し、右腕を骨折した。
- (4歳児) 雲ていをしている途中で手を滑らせて地面で頭を打ち、上の前歯で下唇を切った。

好 事 例 9 専門業者による遊具点検の記録に、改善の記録も記入されている

職場環境改善アドバイザーはここを評価！

専門業者による遊具の点検が年6回行われ、記録されていますが、その記録に改善の記録も赤字で記載されています。



遊具の安全確保の条件

もし遊具に設備上の欠陥・不具合が存在し、それに危険行動が重なったときの災害が予見できるなら、その災害はある程度の確率で発生すると考えられます。こうした災害に対処するためには次の3項目の実施が必要です。

- ①設備上の欠陥（経年変化も含む）の発見
- ②不具合・異常の発見
- ③人の危険行動対策

対策：専門家による年次点検、安全診断など
対策：日常および月例点検など
対策：園児への安全指導、監視人の配置

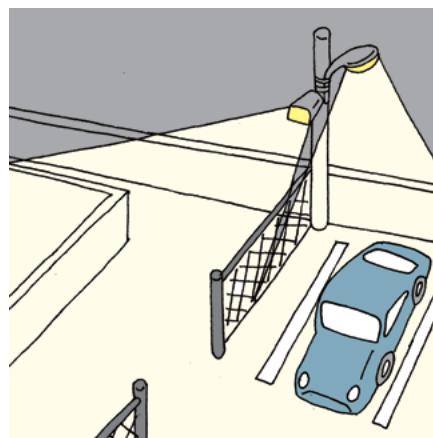
日常点検を確実に行うためには、メーカーが作成した点検リストが役立ちます。担当を決めて点検を実施するときは、担当者に対して点検の意義とその具体的な内容についての教育を行ってください。例えば、(一社)日本公園施設業協会が各地で「遊具点検講習会」を実施していますから、こうした講習会を利用するのもよいでしょう。

好事例 10 駐車場までの通路に照明が設置されている

職場環境改善アドバイザーはここを評価！

駐車場へ続く通路に夜間に点灯する照明を設置しているので、暗くなても安全に通ることができます。また、つまずきや転倒を起こさないよう、通路は不要物が撤去されています。

⇒P23 改善提案④ 参照



こんな災害が

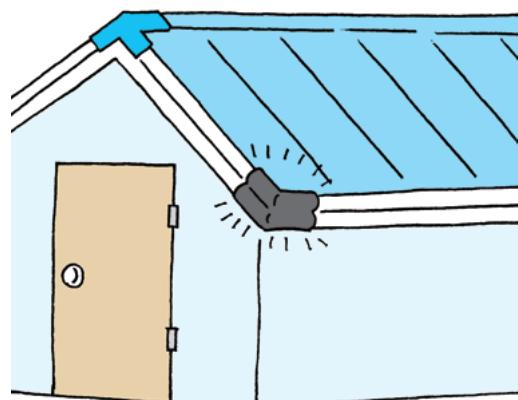
- 自転車置き場への細い通路を自転車で走行中、バランスを崩し柵に右手をこすり、指を骨折した。

好事例 11 倉庫の屋根の角が緩衝材で覆われている



職場環境改善アドバイザーはここを評価！

倉庫や水飲み場など、角にぶつかると危険な設備は園庭にもあります。園児と一緒に走り回っていると注意が散漫になりますから、危険な箇所はないか、大人と子ども両方の目線で確認しておきましょう。



こんな災害が

【公務災害事例 110, 129 参照】

- サッカーゴールを運搬中、右腕を鳥小屋のトタン屋根にぶつけ負傷した。
- 鬼ごっこをしていた際、砂場の屋根の支柱の下をくぐろうとしてくぐりきれず、鼻を強打した。
- (6歳児) 給食後、歯磨きをしにテラスの水飲み場へ行こうとしたところつまずいて転び、水飲み場の縁に額をぶつけて負傷した。



手すりにも緩衝材を巻いている↑

3 調理室

好 事 例 12 作業する高さを一定にしている

職場環境改善アドバイザーはここを評価！

調理台や鍋の高さと同じ高さの移動作業台を使用して、鍋などの移動時に腰に負担がかからないようにしています。

さらに、高さを肩や腰などへの負担が最小になると言われている肘の高さに合わせると、作業がより楽になります。

⇒P10 「正しい作業姿勢」

P34 「体に合った高さとは？」

P89 参考資料 **① 関係法令** 参照



好 事 例 13 グレーチングの取り外しにひもを利用している

職場環境改善アドバイザーはここを評価！

清掃作業時などに簡単に取り外せるよう、グレーチングにビニールのひもを取り付けています。

⇒P28 **改善提案 ②** 参照



こんな災害が

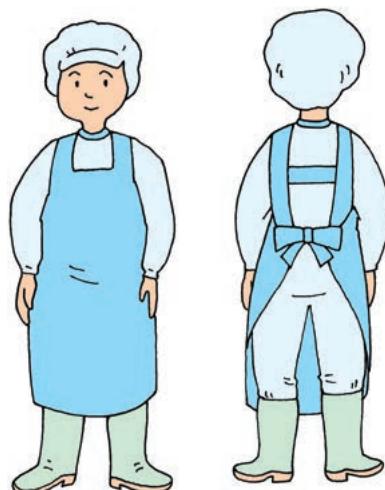
- 清掃のため鉄製のグレーチングを持ち上げた際、手が滑ってグレーチングが左手の指に落ち負傷した。

好 事 例 14

長靴上端が隠れる長さのエプロンで、熱湯の侵入を防止している

職場環境改善アドバイザーはここを評価！

特にウェット式の調理場で見られることですが、熱湯などを扱う作業で長靴・エプロンを着用の際に、長靴の上端が隠れる長さのエプロンを着用して熱湯の侵入を防いでいます。上部をひもで縛るタイプの長靴も効果的です。



こんな災害が

- お茶を沸かしたやかんを冷やすため、コンロから流し台に移したところ、湯が足に掛かりやけどした。
- 釜で沸かした湯をたらいに移し作業台を熱湯消毒していた際、熱湯が右ふくらはぎに掛かり受傷した。
- 煮沸消毒用に沸かした少量の湯を捨てようとした際、つかんでいた鍋つかみが滑り、鍋の中の湯が足に掛かりやけどした。
- 春雨を釜でゆでてザルですくい上げたところ、十分に湯切りがされていなかったため足元に湯が掛かった。湯はすき間から靴の中にも入り受傷した。

好 事 例 15

リーラーコンセントを設置している

職場環境改善アドバイザーはここを評価！

天井からの電源が上下自由に動かせ、配線がすっきりしているので、手狭な調理室には最適です。ただし、蒸気がかかる位置に設置すると短絡（ショート）や漏電の危険があるので注意してください。

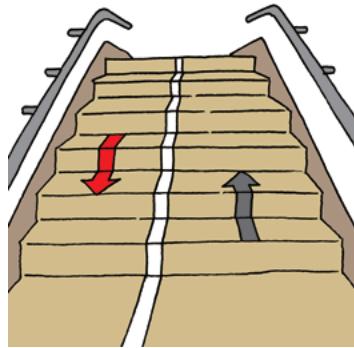


4 通路等（玄関・廊下・階段等）

好事例 16 階段に上り下りの方向が表示されている

職場環境改善アドバイザーはここを評価！

階段に上り下りの表示がしてあります。激突や、激突による階段からの転落を防ぐよい事例です。階段だけでなく、廊下にも右側通行の表示をしておきましょう。



階段は下りが危険！

階段では、バランスを崩しやすい下りでの事故が圧倒的に多く起こっています。階段の両側に手すりを設置し、下りるときは手すりを持つことを習慣化しましょう。手すりは2段設置すると身長に合わせて利用できます。最上段と最下段は黄色の滑り止めテープなどで表示しておくとさらに安全です。

こんな災害が

【公務災害事例 111, 122 参照】

- 階段で書類を見ながら下りていたところ、階段を踏み外して負傷した。
- 5歳児を前抱えにして階段を下りていた際、バランスを崩し不自然な体勢で足をつき負傷した。

好事例 17 立ったまま操作できる位置に鍵を設置している

職場環境改善アドバイザーはここを評価！

柵に設置している鍵が下方にあると、ついつい鍵を開けずに柵をまたいでしまいがちです。そこで、柵の上端に鍵を設置し、職員が立ったままで鍵を操作できるようにしています。



こんな災害が

【公務災害事例 24 参照】

- 午前睡の園児を起こすためサークルをまたごうとして右足が柵に引っかかり、バランスを崩して転倒した。
- 保育室で園児のエプロンを洗濯中に名前を呼ばれて、食事コーナーの柵をまたいだところ、足を滑らせ転倒し左手が曲がった。

人間の特性—近道行動

人間の特性の一つに「近道行動」があります。早く目的地に着くために道路を斜めに横断したり、早く作業を終わらせるためにやるべきことを省いたりすることです。安全を考える際、人の近道行動は日常的に起こり得るものとして人の動線や作業方法を考えましょう。すると、廊下の曲がり角付近に本棚などを置くのは危険なことがわかります。上の災害事例も、解錠を面倒がって柵をまたいだことから災害が起ったのかもしれません。

好事例 18 椅子の置き場所が決められている

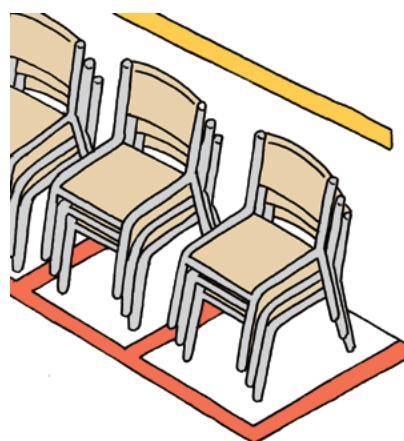
職場環境改善アドバイザーはここを評価！

廊下の椅子の置き場所がテープで決められ、追突・転倒の危険を少なくしています。

また、椅子を積み上げる高さもテープで制限して倒壊を防いでいます。さらに「積み上げはここまで」などの表示をしておくと、業務に不慣れな職員にもテー

ピングの意味がすぐに理解できます。

⇒P30 改善提案 ⑮ 参照



好事例 19 出入り口にカーブミラーを設置している

職場環境改善アドバイザーはここを評価！

室内から出るとき、廊下を歩く人と衝突しないよう工夫した好事例です。廊下の曲がり角にも設置するといいでしょう。配膳ワゴンなどを押す際は、曲がり角の手前でいったん停止し、ミラーで確認すると安全です。



こんな災害が

- 保育室から飛び出してきた園児を避けようと体をひねったとき、バランスを崩し前のめりに転倒し左膝を痛めた。

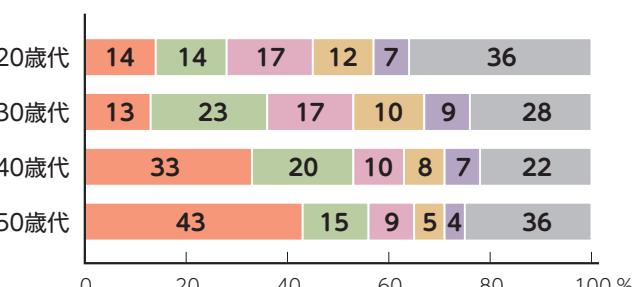
中高年齢者に多い転倒災害 【公務災害事例 5, 6, 9, 10, 11, 59 ~ 66, 124, 125, 136, 140 参照】

保育士の公務災害の状況を見ると、40～50歳代の中高年齢層では「転倒」災害の発生割合が非常に高くなっています。特に多いのは、

- ・物につまずいて転倒
- ・階段・段差・地面の溝みでバランスを崩し転倒
- ・園児のとっさの動きに対応できず転倒

などです。中高年になると体力も運動能力も衰えてくることをしっかりと意識して行動するとともに、朝のミーティングでは全員で体操を行いましょう。筋力や体の柔軟性を鍛える運動などを生活の中に取り入れることも大事です。

年代別・主な事故形態別 公務災害の発生割合



- 転倒
- 動作の反動・無理な動作
- 激突
- 激突され
- 飛来・落下
- その他

5 共用屋内施設（トイレ・倉庫等）

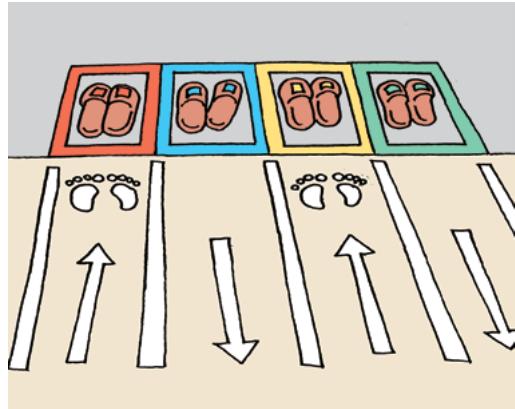
好 事 例 20

【トイレ】スリッパとその置き場を
色分けして定位置を決めている



職場環境改善アドバイザーはここを評価！

スリッパやその置き場を色分けしており、定位置が一目瞭然、整理整頓の好事例です。また、トイレの入り口床面にも園児の動線が表示されており、こちらも「見える化」の工夫がされています。



好 事 例 21

【倉庫】棚に落下防止措置がなされている

職場環境改善アドバイザーはここを評価！

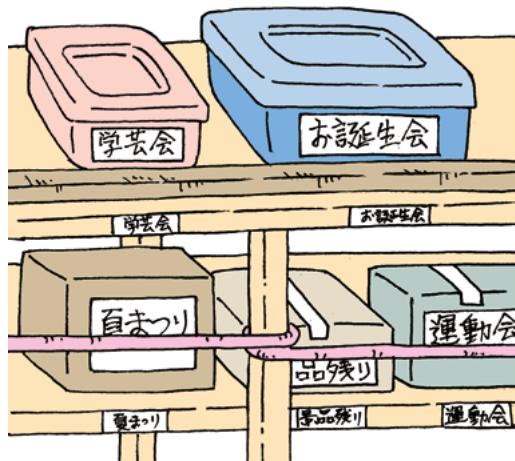
棚に載せた物品が落ちないよう、横にひもを張っています。棚板の前端にストッパーとして木の棒を取り付けるのも有効です。

また、物品を小分けして容器に入れ、内容物を明示するとともに、棚にある物品の配置図が掲示されています。収納場所が一目で分かって大変取り出しやすく、整理整頓に工夫がされています。

⇒P13 「地震対策を確実に」

P35 改善提案 ④ 「整頓の「3定」」

P45 「物の置き方・しまい方」 参照



こんな災害が

- 道具箱を棚に片付けたところ、落ちてきて足に当たり負傷した。
- 棚の整理をしていた際、棚の上から重さ3kgのたらいが頭上に落ちてきて負傷した。

掃除機の置き場もきちんと明示 ➔



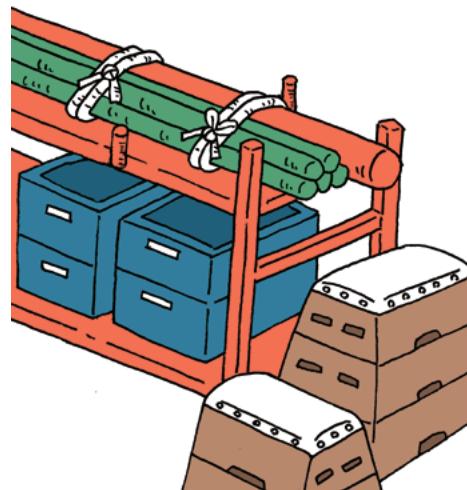
好事例 22 【倉庫】重量物専用の保管場所をつくっている

職場環境改善アドバイザーはここを評価！

倉庫内に鉄柱専用の保管場所をつくり、しっかり固縛して保管しています。

⇒P35 改善提案 ④

P45 好事例 ⑦ 「物の置き方・しまい方」 参照



好事例 23 【手洗い場】うがいの方法を天井に掲示している

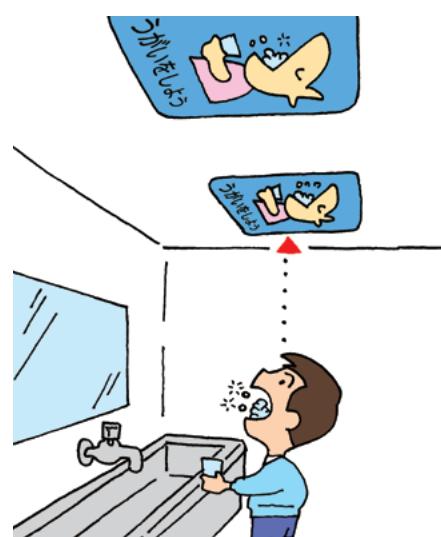


職場環境改善アドバイザーはここを評価！

園児がうがいで上を向く位置に「うがいの方法」を掲示し、細菌・ウイルス等への感染予防に役立てています。

なお、園児の感染症対策については、厚生労働省から「保育所における感染症対策ガイドライン」(2012年改訂版)が出ています。参考にしてください。

⇒P80 参考資料 □ 子どもの病気とその対応 参照



6 事務室・給湯室等

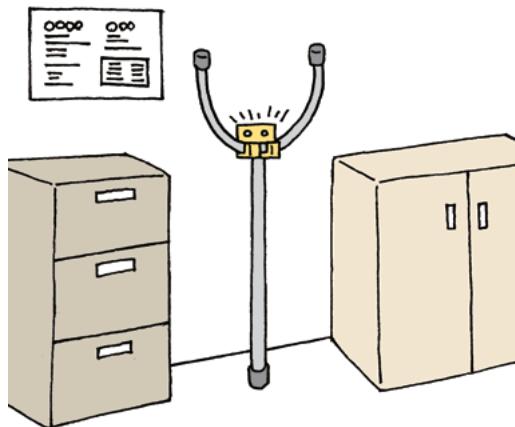
好 事 例 24 さすまたに転倒防止措置がなされている

職場環境改善アドバイザーはここを評価！

さすまたに専用の金具を取り付けて転倒防止しています。また、取り出しやすい場所に保管しているので、緊急時にすぐ使うことができます。

⇒P36 改善提案④ 「安定した状態」

P45 好事例⑦ 「物の置き方・しまい方」 参照



好 事 例 25 AEDが設置され、心肺蘇生講習会も行われている

職場環境改善アドバイザーはここを評価！

AED（自動体外式除細動器）が設置されているだけでなく、講習会もきちんと行われています。万一のときも、職員全員が慌てず対処することができます。



AEDを点検しましょう

AEDは、いつでもすぐに使えるよう日常点検をしておく必要があります。

まず、AEDの消耗品（電極パッド、バッテリ）に交換時期を記した表示ラベル^{*}を取り付けておき、「点検担当者」を決めてください。担当者は毎日次の点検を行い、結果を記録表に記入します。

- ・インジケーター（状態を確認するためのランプや画面）は正しく表示されているか
- ・表示ラベルに記された消耗品の交換時期は過ぎていないか

また、取り扱い説明書に記載されたAED本体の耐用期間も必ず確認しておきましょう。氷点下など気温の低い場所に置いておくと正しく作動しない場合があることにも注意してください。

日常点検が難しい場合は、製造・販売会社が提供するサポートサービスを利用することもできます。詳しくは製造・販売会社に問い合わせてください。

AEDの使用には人の命が関わります。日頃から定期的に講習会を行い、全員が使えるようにしておいてください。

*表示ラベルは製造・販売会社から提供されます

好 事 例 26 ヒヤリハットを報告する仕組みができている

職場環境改善アドバイザーはここを評価！

報告されたヒヤリハット事例は職員会議の場で紹介されるとともに、重大なものは園長会議に報告され、関係者に周知されます。園単位で集計や分析も行われています。

⇒P72 参考資料 **④ ヒヤリハット報告書の例** 参照



職員のためのヒヤリハットを収集していますか？

園児に関わるヒヤリハットを収集している施設は多いと思いますが、職員に関わるヒヤリハットはどうでしょうか。職員に関わるものも収集・記録し、公務災害の未然防止に役立ててください。

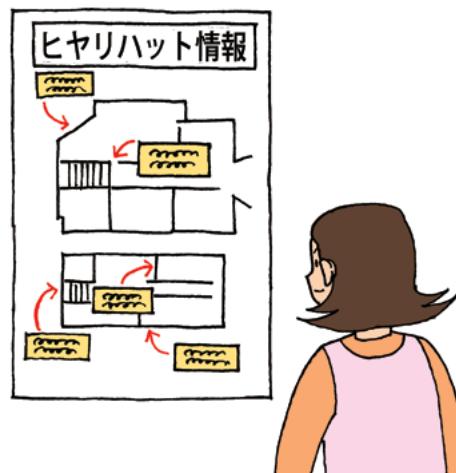
ヒヤリハット報告を行うときの注意点

ヒヤリハットを報告させる際、防止策を提出者本人に回答させると、防止策が不十分であったり出しにくい雰囲気になったりするおそれがあります。特に危険なこと、どこでも発生し得ることについては、職場で皆が集まって防止策を検討しましょう。危険に対する共通意識が持てるとともに、いろいろな防止策が出て有効なものとなります。その中から組織として共有化が必要なものは、園長会議や安全衛生委員会などで審議し、他の園へも水平展開するとよいでしょう。

好 事 例 27 園内図にヒヤリハット体験を書き込み情報共有している

職場環境改善アドバイザーはここを評価！

園内の見取り図にヒヤリハットを体験した場所を書き込み、情報の共有を図っています。ヒヤリハットの概要（日時、場所、何をしていて、どうなった）も簡潔に記載するとより分かりやすくなります。



保育所等における公務災害の状況

公務災害の状況を職種別に見ると、「保育士・児童自立支援専門員・寄宿舎指導員等」(以下「保育士等」という)は平成24年度の認定件数が672件で全体の2.6% (14職種中で第8位)、発生率(千人率)は6.72(同第9位)となっており、地方公務員の中では比較的公務災害の少ない職種といえます※。しかし、近年は職員数の減少に伴い件数も減少傾向にあるものの(図5)、発生率は減少してはおらず、逆に24年度はこの11年間で最も高い数値になっています(図6)。

そこで第4章では、実際に保育現場でどんな災害が起こっているのか、公務災害事例を見ていきます。ここでは、25年度に認定された公務災害のうち、保育士の災害529件と保育所等の調理員の災害101件を7つの場所に分け、事故形態別に分類しました(図7)。そのうちの144件を掲載します。

保育士の公務災害を事故形態別に見ると、最も多いのは「転倒」災害で全体の3割を占めます(図8)。これは「動作の反動・無理な動作」「激突」「激突され」が続き、この4形態で全体のほぼ7割となります。これら4形態の災害で特徴的なのは、園児の行動との関連です。園児の行動に起因する災害は約3割に上ります。園児の予測できない行動に対し対策を立てるのは難しい面がありますが、11ページのアドバイスなどを参考にして、災害防止に努めてください。

調理員は、包丁やスライサーなどで手を切る「切れ・こすれ」災害が全体のほぼ半数を占めます(62ページ 図参照)。次いで、釜に接触する、蒸気を浴びるという「高温・低温の物との接触」、濡れた床やグレーチングで滑るという「転倒」が多くなっています。

※「公務災害の現況～平成24年度認定分～」(一財)地方公務員安全衛生推進協会 より

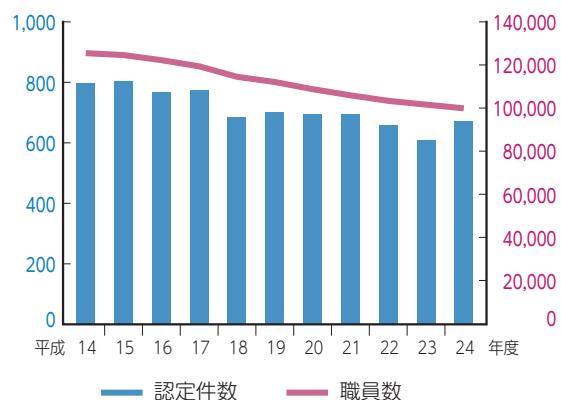


図5 保育士等の公務災害認定件数と職員数の推移

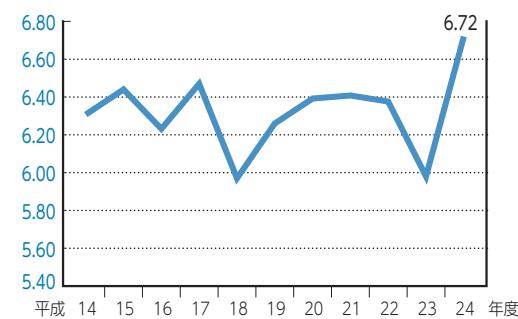


図6 保育士等の公務災害発生率(千人率)

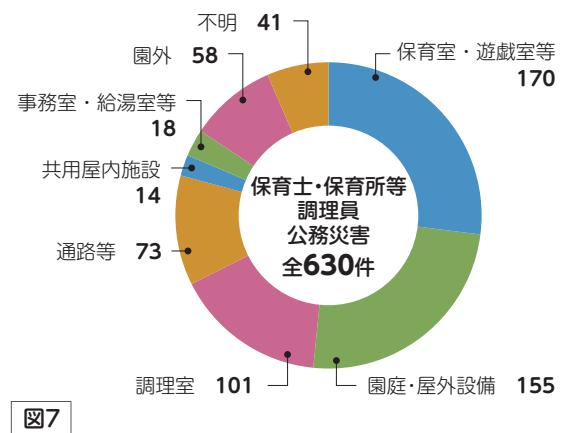


図7

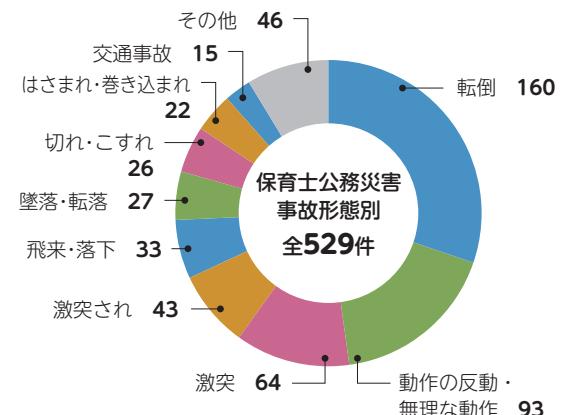


図8

1 保育室・遊戯室等

災害の原因やきっかけとなった物・行動を赤字で示しています。

転 倒

物につまずく・滑る・足を引っ掛ける

- 1 園児に折り紙の指導中、机に置いた折り紙を取りに行こうと立ち上がったところ、床に落ちていた**カバンのひも**に足を取られて転倒し、足をひねった。
- 2 延長保育のため部屋を移動し、部屋の電気をつけようとして、足元にあった**箱**につまずき転倒し、左膝を骨折した。
- 3 保育発表会のための遊戯の確認・練習をしていたところ、足元に**ブロック**が落ちていることに気づかずに踏み、バランスを崩して転倒し右足を負傷した。

園児の行動との関連

- 4 ウレタン積み木に座っていた園児がバランスを崩し**倒れそうになった**ので、園児の背後から転倒を防ごうと手を出したところ、自身がバランスを崩し、右手を床につき薬指をひねった。
- 5 園児と手遊びをしていた際、ほかの園児が**飛びついてきた**ため尻もちをつき、後ろの机で首を打った。 P8 改善提案 1
P51 中高年齢者
- 6 2歳児2名と手をつなぎ保育室から出ようとしたところ、片方の園児が**ふざけて足元に転び**、避けようとした際にバランスを崩し、床についた左手をひねった。 P51 中高年齢者

布団に滑る・足を引っ掛ける

- 7 午睡時間中に廊下にいる園児に声を掛けようと移動したところ、**布団に足を滑らせ**転倒し、近くにあった職員机に左足の薬指をぶつけた。
- 8 午睡準備中、余分な布団を両手に抱え押し入れに戻す際、敷いてある**布団に足の指を引っ掛け**転倒した。

足を滑らす

- 9 敷いていた**ジョイントマット**の上を裸足で歩いた際に足を滑らせ、木製すのこの脚台部分に足の指をぶつけた。 P8 改善提案 1
P51 中高年齢者
- 10 大雨の際、ホールの天窓から吹き込んだ雨で**濡れた床**を雑巾でふこうとして滑り、消火器にぶつかつた。 P8 改善提案 1
P28 改善提案 31
P51 中高年齢者

段差につまずく・踏み外す

- 11 園児1人を背負った状態で、ベランダで外気浴をする園児を一人ずつ抱き上げて移動していた。ベランダに出ようとして**スロープの側面の段差**を踏み外し前のめりに倒れ右足を負傷した。 P9 改善提案 2
P51 中高年齢者
- 12 午睡時間中、泣き始めた園児を抱えて廊下へ出ようとした際、**ドアのサッシ**に足を引っ掛け負傷した。 P9 改善提案 2

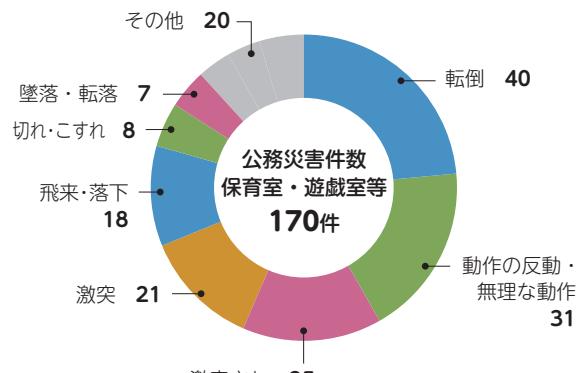
その他

- 13 保育室を掃除機で清掃後、**園児用椅子**（高さ27cm）を台にして壁上部（床上1m90cm）のコンセントから掃除機のプラグを抜き、椅子から降りた時、バランスを崩して転倒し、左手首を強打した。 P9 改善提案 3

動作の反動・無理な動作

園児を抱く・降ろす

- 14 保育室で眠ってしまった園児（16kg）を午睡室に運ぼうとかがんで園児を**抱きかかえた**ところ、腰を痛めた。 P10 改善提案 4
- 15 手洗いを終えた園児を台から**抱きかかえて降ろす**際、園児がバランスを崩したため全体重が左足の小指にかかり骨折した。 P10 改善提案 4



16 おぶっていた園児（20kg）を降ろそうとした際に、園児が足をつかなかったため右膝をひねり負傷した。 P10 改善提案 4

17 泣き止まない園児を抱いて落ち着かせ下に降ろそうと腰を曲げたところ、痛みが走り腰部を負傷した。 P10 改善提案 4

園児の行動との関連

18 泣いている園児を抱こうとしたら園児が反り返ったため、右腕に力が入り肩を負傷した。 P10 改善提案 4

19 ロールマットの上から落ちそうになった園児のズボンをつかんだ際、右手の指に体重が掛かり負傷した。 P10 改善提案 4

20 部屋を出ていく園児を追いかけようと急いで立ち上がり一步踏み出した際、肉離れを起こした。

運動中

21 園児とマット運動をしていた際、左足を踏ん張った拍子に左アキレス腱を断裂した。

22 リズム運動で両足跳びを数回した際、左ふくらはぎに傷みが出て負傷した。

物を踏む・またぐ

23 フラフープの上に足が乗ってしまい、バランスを崩して右足をひねった。

24 パーティションをまたごうとしてつまずき、バランスを崩して負傷した。 P50 好事例 17

段差・踏み台

25 遊戯室のステージから下りようとしたところ、他のことに気を取られて足をひねり負傷した。

26 換気扇の掃除をするため、足場にする机に足を掛けて上ろうとしたところ、膝に激しい痛みを感じた。

その他

27 4脚重なった園児用椅子を立て膝で体をねじるように持ち上げた際、腰部に激痛が走った。 P10 改善提案 4

激突され

園児の行動との関連～ぶつかってくる

28 園児のトイレや水分補給などに気を取られていた際、走ってきた園児が左手にぶつかり負傷した。

29 午睡用の布団の上に座っていたら、園児たちが体当たりをしてきたため倒れ、下敷きとなり肋骨を骨折した。

園児の行動との関連～体の一部とぶつかる

30 給食準備中、暴れている園児を止めようとしたところ、園児の手が右目に当たり負傷した。

31 落ち着かない様子の園児を後ろから抱きかかえようとした際、園児が突然頭を後ろに振り鼻を強打した。

園児の行動との関連～立ち上がる・ジャンプする

32 クリスマス会で、トナカイの面をかぶった園児が突然立ち上がった際に、面が左目に当たり負傷した。

33 園児を膝に乗せて絵本を読み聞かせた際、いきなりジャンプをしたため園児の頭があごに当たった。

園児の行動との関連～物がぶつかる

34 乳児を膝に乗せて抱いていたら、フラフープを持った園児が近づき振り下ろしたため右目を負傷した。

35 園児がおもちゃの携帯電話を突然差し出したため、右目に当たってコンタクトレンズが割れた。

激突

物にぶつかる

- 36 乳児の食事介助を行った際、**机**の角に足を打ち骨折した。
- 37 乳児をおぶって移動中、**段差のある床面**に左足の小指を強打した。 P9 改善提案 2
- 38 カラーボックスをまたごうとしたところ、右足指を上部にぶつけて負傷した。
- 39 自分の顔を引っかこうとした園児の手をとっさに止めようと飛び出した際、**テーブル**に足を強打した。

園児にぶつかる

- 40 リズム遊びの指導で走っていた際、前に来た園児の**かかと**が左足つま先に当たり骨折した。

飛来・落下

物などを落とす

- 41 机を片付ける際、ダンボールで作ったついたてに机が引っ掛かり、**机**を右足に落とし負傷した。
- 42 食事後の清掃で、濡れた手で木机を運んでいたため手元が滑り、右足に**机**を落とした。
- 43 物が落ちてくる・飛んでくる
- 44 園児の着替え中、園児が振り回した**パジャマ袋のプラスチック製の玉**が左目にぶつかり負傷した。

墜落・転落

脚立・はしご・踏み台から

- 45 ステージに幕を設置するため脚立に乗り手を上げたところ、**脚立**から落下しステージに後頭部を強打した。 P36 改善提案 47
- 46 ホールの高所(約3m)に時計を設置するため脚立を伸ばして**はしご**にし、片手に時計を持って半分登ったところ脚立の脚元が後退し、脚立と共にうつぶせ状態で床に打ち付けられた。 P36 改善提案 47

その他の物から

- 47 天袋の片付けをしようと**椅子**の上に乗ったところ、転落して負傷した。 P9 改善提案 3
- 48 棚の上に乗って網戸掃除をし、**机の上の台**に移ろうとした際、バランスを崩して落ち右足を負傷した。 P9 改善提案 3

切れ・こすれ

- 49 カッターを左手に持ち、ダンボールを右手左足で支えながら切っていたところ、手が滑り左足を切った。
- 50 園児にはさみの持ち方を指導中、園児が不意にはさみを握ったため、左手のひらを切った。

はさまれ・巻き込まれ

園児の行動との関連

- 51 園児と椅子を片付け中、**椅子を積み上げよう**として、園児の持ってきた椅子と自分の椅子に指を挟まれた。
- 52 ブロックの取り合いをしながら走って来た園児2人にぶつかり、**転倒した園児の頭を支えよう**として床と園児の頭に指を挟んだ。

その他

53 配膳台を移動中、扉のレールに当たって台がスライドし、**スライドした台**と手すりに左手を挟んだ。

崩壊・倒壊

54 机を片付けようと持ち上げたら隣の机の脚が引っ掛かっており、隣の**机**が倒ってきて左足親指を骨折した。

故意の加害行為

55 園児に注意するためしゃがんで話していたところ、突然**園児が頭突き**してきて負傷した。

2 園庭・屋外設備**転 倒****段差・階段**

56 遠くにいる園児に呼ばれたため、急いで **P20 改善提案 20** 水飲み場の**段差**を渡った際、足を踏み外し転倒した。

57 園舎の軒下で駆け足動作を園児に見せて **P20 改善提案 20** いた際、園児の方に向いていたため**階段**を踏み外し右足首をひねった。

58 テラスの清掃後、デッキブラシを片付けようとして**蓋を外した排水溝**に落ち、右足薬指を負傷した。

地面・床面で滑る

59 **プール**を清掃中、水に濡れた部分に足を滑らせ転倒し、左腕と臀部を強打した。

P28 改善提案 31

P51 中高年齢者

物につまずく

60 運動会の練習中、指導しようと走っていて**音響コード**につまずき転倒し、左手足を負傷した。

P38 改善提案 50

P51 中高年齢者

園児の行動との関連

61 鬼ごっこをしていた時、**後方の園児**に気付かずぶつかりそうになつたため、避けようとして転倒した。 **P51 中高年齢者**

62 後ろから数名の園児がまとわりつき体を引っ張った。**足元にも園児**がいたため、バランスを崩し転倒した。 **P51 中高年齢者**

バランスを崩す

63 園児に声を掛けるため中腰で**プールの縁をつかもう**としたところ、つかめず前のめりになって床に**P51 中高年齢者**体を打ち付けた。

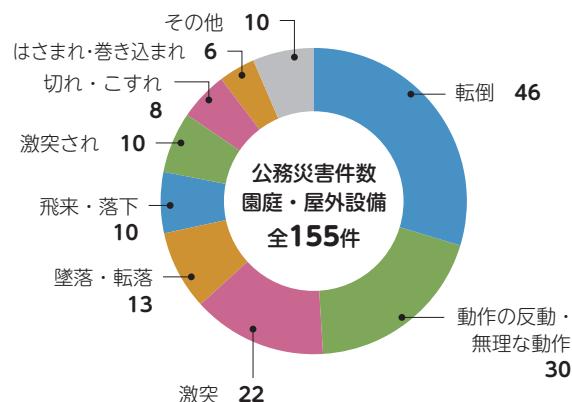
運動・遊び中

64 ボールを蹴ろうとして軸足が滑り、バランスを崩して転倒し、右手を地面に強くついた。 **P51 中高年齢者**

65 運動遊びで園児と**サイドステップ**で走っていたところ、足がもつれて転倒した。 **P51 中高年齢者**

その他

66 プールを覆ったビニールシートに溜まった雨水を除こうと**フェンスに足を掛け**作業していたところ、バランスを崩し後ろに転び、頭と肩をフェンスに強打した。 **P9 改善提案 3** **P51 中高年齢者**



動作の反動・無理な動作

運動・遊び中

67 サッカーでドリブルをしながら園児をかわそうと方向転換したら、足首に負担がかかり負傷した。

68 園児とダンスをしていた時、しゃがんだ姿勢からジャンプし着地したところ、左膝を負傷した。

69 園児とリレーをしていた際、カーブ前で足を踏み込んだところバランスを崩し、右足をくじいた。

段差などを踏み外す

70 園庭に忘れ物を取りに行った際、運動会のため臨時に設置していた保育室前のすのこに右足を引っ掛け、踏み外して左足をひねった。 P31 改善提案 37

71 足洗い場で、水桶に水を溜めるため裸足で洗い場の縁を歩いていたところ、段差で右足を踏み外しひねった。 P20 改善提案 20

園児の行動との関連

72 土管山に登る園児を見つけ、転落しないよう園児に向かって走ったところ、砂利に足をとられ左足をひねった。

物を持ち上げる

73 砂をバケツに入れ台車で裏庭に搬送中、段差に台車が引っ掛かり、台車を持ち上げたところ腰を痛めた。 P10 改善提案 4

74 プール遊びの準備中、たらいの水を別のたらいに移し替えようと中腰で持ち上げたところ腰を痛めた。 P10 改善提案 4

激 突

運動・遊び中

75 鬼ごっこで園児から逃げていた際、雲ていに気づかず、左目を雲ていに強打した。

76 鬼ごっこをしていた際、柵に掛かった洗濯竿の先が飛び出ているのに気づかず、右目の上をぶつけた。

77 園庭に隣接した空地の雪山でそり遊び中、山のこぶでそりがジャンプし、着地の衝撃で腰と臀部を強打した。

78 園児の危険行為を止めようと遊具の階段を駆け上った際、遊具の鉄の棒に頭を強打した。

その他

79 緊急地震速報を受け避難すべり台で避難する際、急いで降りようとしてバランスを崩し、右指を柵で強打した。

80 プールの設置作業で、プールや枠を運びながら柵（高さ80cm）をまたぐ際、右膝を柵にぶつけた。

81 木につるした旗を取ろうと木に登った際、足場の枝が折れたため他の枝に飛び移ったところ、足をぶつけた。 P9 改善提案 3

墜落・転落

脚立・はしごから

82 脚立に乗り藤棚の剪定作業中、バランスを崩し脚立ごと倒れ、気を失った。 P36 改善提案 47

83 登り棒を木に固定するため2mの高さで作業後はしごを降りる際、体の向きを変えたら体勢を崩し転落した。

84 なくなった園児の靴を捜し、屋根の上を見ようと脚立をはしご状に立て掛け登った際、脚立を裏向きに掛けたため上半分が倒れてきて頭に当たり、脚立に挟まれるような状態で倒れた。 P36 改善提案 47

その他の足場から

85 日除けシートを外そうとフェンスに登った際、シートの支柱に体重を掛けたため支柱が倒れ右脇を強打した。 P9 改善提案 3

86 倉庫の棚上段にあるプランターを取ろうと棚中段に乗った際、プランターが手前に倒れてきたためよけようと手を離したら、転落して左足をひねった。 P9 改善提案 3
P35 改善提案 45

87 入り口横の土手の斜面で竹の伐採をしていた際、足場が草でよく分からず転倒し、3m下に落下した。

激突され

88 逆上がりの指導中、園児の蹴り上げた足が思わぬ方向に来たため、よけきれず親指に当たり負傷した。

89 円形にしゃがんでいた園児の後ろに中腰でいた際、園児がスコップを振り上げたため目に当たった。

90 数人でプールフェンスの歪みを直していた際、同僚が力を入れた反動でフェンスが指に当たり負傷した。

飛来・落下

91 ままごとに使っていた厚さ1cmの板が突風で飛ばされ、額に当たって受傷した。

92 園児の話を聞いていたところ、サッカーボールが飛んできて左あごに当たった。

93 園舎の軒下の氷柱を落とす作業中、氷柱が頭部に当たり負傷した。

切れ・こすれ

94 ヘッジトリマーで生垣を剪定中、枝を切ろうと手を伸ばしたらトリマーの刃に左手指が当たり負傷した。

95 曰除けネットを張る作業中、同僚と二人で糸巻を引っ張ったところ、摩擦で中指を受傷した。

はさまれ・巻き込まれ

96 木材を電気のこぎりで切断中、腕に付けていたレースが巻き込まれ右手を受傷した。

崩壊・倒壊

97 テントの片付け作業中、重さからバランスを崩したテントが倒ってきて、骨組みが首に当たった。

有害物等との接触

98 焼き芋を準備中、泥炭に火をおこそうと息を吹きかけていたら酸欠に陥り、意識を失い頬をやけどした。

その他

99 草取りを行っていたところ、ハチに左手を刺された。

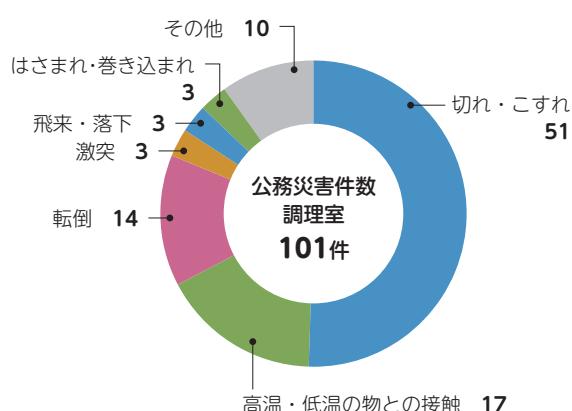
3 調理室

切れ・こすれ

100 野菜の千切りを行っていたところ、野菜 P24 改善提案 25 が滑り、包丁で左中指を切った。
他34件

101 保管庫からまな板を取り出そうとした際、保管していた包丁の刃に右手中指が当たり負傷した。

102 流し台で片付け中、調理用具を取ろうと手を伸ばした際、まな板に立て掛けてあった包丁に触れ手首を切った。



高温・低温の物との接触

- 103 麺をゆでていた際、換気扇から水滴が落ちてきたため慌てて麺を上げようとして、熱湯の中に左手を浸けてしまいやけどした。
- 104 コンベクションオーブンの扉を開けた後、オープンの上のミトンを取ろうとして蒸気で両腕をやけどした。
- 105 釜の洗浄のため釜へ水を注入した際、釜がまだ熱かったため蒸気が大量に発生し、顔をやけどした。

転 倒

- 106 給食物資を調理室へ搬入していたところ、入り口にある段差を踏み外して転倒し、両足首をひねった。 P9 改善提案 2
- 107 調理中に水に濡れたステンレス製グレーチングで足を滑らせ、頭を強打した。 P28 改善提案 32
- 108 清掃後、ホースを巻き取る際に長靴をホースに引っ掛け、転倒して膝、肘、顔面を強打した。

飛来・落下

- 109 保管庫を開けた際、落ちてきたやかんを受け止めようと手を出したところ、やかんが手首に当たり負傷した。

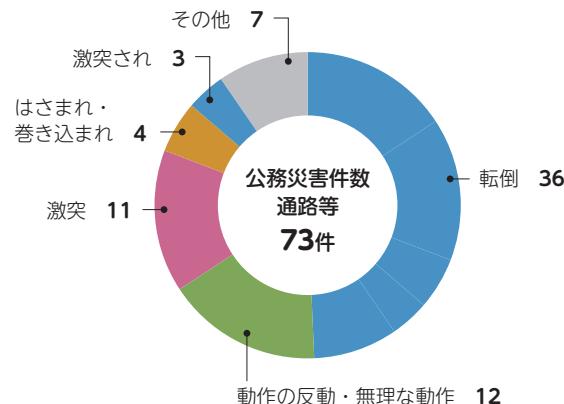
激 突

- 110 ごみ袋を両手に持って捨てに行った際、重さに気を取られていたため前方不注意となり、出窓の角に頭をぶつけた。 P47 好事例 11

4 通路等（玄関・廊下・階段等）

転 倒

- 111 階段を下りていた際、最後の2段目で踏み外し、足をひねった。 P50 「階段は下りが危険！」
- 112 保育室から抜け出した園児を追いかけた際、園児が急に立ち止まつたので止まりきれず転倒し、口を負傷した。
- 113 園児をおぶって廊下を歩いていたとき、床が濡れていることに気づかず、滑って転倒し左肩を強打した。 P28 改善提案 31
- 114 玄関を出ようとしたときに、段差を踏み外し負傷した。
- 115 避難訓練で園児を外に誘導するため、靴を履き替えテラスに出たところ、渡り板につまずいて転倒した。 P31 改善提案 37



動作の反動・無理な動作

- 116 絵本を両手で持ちながら階段を上っていた際、最上段の滑り止めマットで体勢を崩し足をひねった。
- 117 暴れる園児をなだめようと中腰でいた際、園児が不意に飛びついでの受け止めようとしてバランスを崩し、腰を痛めて動けなくなった。 P10 改善提案 4

激 突

- 118 次の業務に気を取られ、廊下を小走りで移動中、上履きを履いていない足を柱にぶつけた。
- 119 トイレ後に手を洗わずに行った園児を追いかけていた際、柵の柱に足を引っ掛け負傷した。

はさまれ・巻き込まれ

- 120 出勤時に防犯ベルを解除するため、左手で鍵を挿し込み右手でドアを押さえたところ、指を扉に挟み負傷した。 P31 改善提案 36

激突され

121 園児の受け入れ対応をしていた際、勢いよく前から走ってきた園児とぶつかり、後方に転倒して右手を痛めた。

墜落・転落

122 階段を下りた際、中ほどの滑り止めにつまずき転落し、手首とむこうずねを負傷した。

P50 「階段は下りが危険！」

感電

123 古くなり線がむき出しになったコードをコンセントに挿したところ、漏電で爆発が起り、左手指をやけどした。

5 共用屋内施設（トイレ・倉庫等）

転倒

124 園児の排せつ介助でトイレ内を移動中、右足を便器横の手すりに引っ掛け転倒し、両膝を強打した。 P51 中高年齢者

125 淋浴の準備中、穴の開いたホースから水が噴き出したため蛇口を閉めようと走ったところ、濡れた床に足を滑らせあおむけに転倒した。 P28 改善提案 31 P51 中高年齢者

墜落・転落

126 夏季大掃除で、脚立が立てにくかったため浴槽の縁に上がり棚を拭いていた際、足が滑って落下し、浴槽の縁で臀部を強打し骨折した。 P9 改善提案 3

127 倉庫で脚立に乗り棚上部の道具を取っていた際、積み重なった荷の中から道具を引き出した途端、バランスを崩して転落し、右足を強打した。 P36 改善提案 47

128 物置の2階で物品を運び出していた際、一部吹き抜けとなつた箇所に足を踏み入れ1階に転落した。

激突

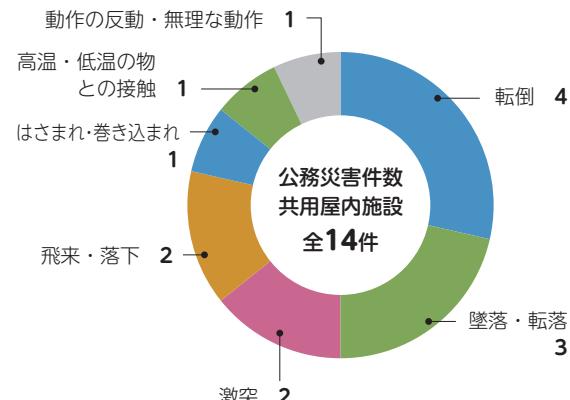
129 トイレの床をほうきで掃いていて頭を上げた際、吊戸棚の角に頭を強打し負傷した。 P47 好事例 11

高温・低温の物との接触

130 トイレで汚れた子ども用布団を熱湯消毒していた際、熱湯が布団を伝って左足甲に掛かりやけどした。

動作の反動・無理な動作

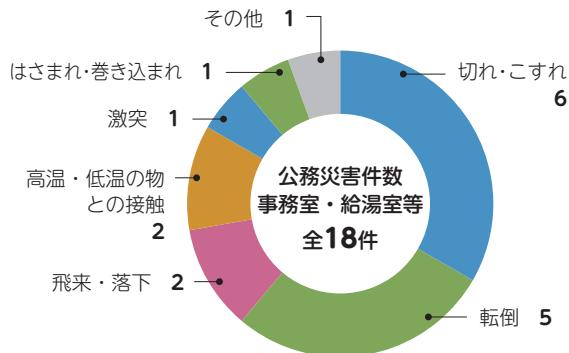
131 使用済みおむつをトイレ内のバケツにドア越しに入れようとして、肋骨をドアに強く押し当て過ぎて負傷した。



6 事務室・給湯室等

切れ・こすれ

- 132 カラー帽子入れにするペットボトルをはさみで切っていた際、はさみが滑り手を切った。
- 133 裁断機を使用中、裁断機の刃に指が触れ負傷した。
- 134 プリンターの用紙を補給しようとトレイを引き出した際、プリンターが棚から落ちそうになり左手でつかんだところ負傷した。
P13 改善提案 9



転倒

- 135 職員会議中に電話に出ようとして椅子を引き一步踏み出したところ、椅子に足が引っ掛かり転倒した。
P38 改善提案 51
- 136 感染園児が出たため園内の消毒を行った際、事務室で足を滑らせて転倒し、右肋骨を骨折した。
P28 改善提案 31
P51 中高齢者

高温・低温の物との接触

- 137 給湯室でポットの湯を流しに捨てていた際、ポットを落とし両足膝下をやけどした。

墜落・転落

- 138 事務室で机に上ってカレンダーを貼り替えていた際、バランスを崩して落下し、頭や腰を強打した。
P9 改善提案 3

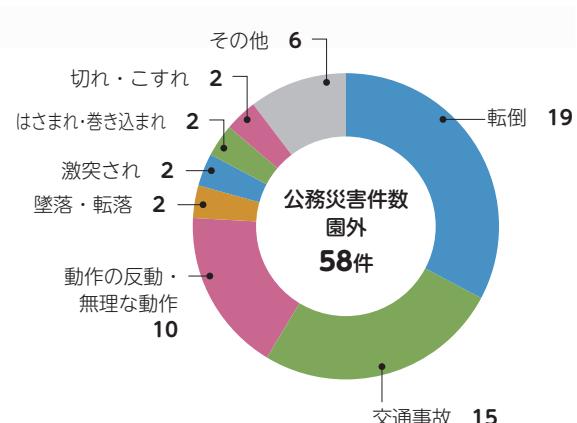
飛来・落下

- 139 食器棚の扉が落下し、左足小指に当たって負傷した。

7 園外

転倒

- 140 園児たちと遊歩道を散歩中、段差につまずき転倒し、左手小指を負傷した。
P19 「園外保育にも危険が」
P51 中高齢者
- 141 小学校の文化祭を観覧中、忘れ物を取りに行こうとして、狭い通路で足首をひねり転倒した。



動作の反動・無理な動作

- 142 散歩車を押して散歩中、未舗装の通路で力を入れた際に体をひねり、肋骨を骨折した。
P19 「園外保育にも危険が」
- 143 職員バドミントン大会の試合で、シャトルを受けようと右足を踏み込んだ際、アキレス腱を断裂した。

切れ・こすれ

- 144 芋畠で芋づるを刈っていた際、手繩り寄せたつるを刈り取ろうとして左手人指し指を切った。

参考資料

1 作業別 腰痛予防のポイント

「社会福祉施設における安全衛生対策マニュアル～腰痛対策とKY活動～」(平成21年11月 厚生労働省・中央労働災害防止協会他) より

1 おむつ交換

【問題点】園児を寝かせる位置が低いほど、前かがみ姿勢になる

【改善策】おむつ交換台を利用して作業の高さを上げる
床上でおむつを換えるときは、両足を開いて座った姿勢を取る
膝・股関節に痛みのあるときは、お尻の下にクッションを入れるとよい



2 トイレ介助・指導

【問題点】狭い空間で前かがみになる・体をひねる
汚物槽の高さが低いと、前かがみの作業になる

【改善策】深くしゃがんで園児を自分の体の近くで抱えるようする
しゃがみやすいよう、トイレを常に清潔に保つ
汚物槽の高さ・深さを保育士の身長に合わせるよう改修する
槽の周囲に広い空間を確保する



3 授乳

【問題点】床の上に座って、または背もたれのない椅子に座って授乳すると、腰に負担がかかる

【改善策】肘掛・背もたれのある椅子・ソファーに座って行う
椅子の座面の高さが調節できるものが望ましい



4 食事介助・指導

【問題点】複数の園児を同時に介助・指導すると不自然な姿勢（前かがみ・中腰・体幹のひねりなど）になりやすい

【改善策】不自然な姿勢を取らなくて済むよう、保育士・園児の座る位置や担当する園児数を考える



5 沐浴・シャワー

【問題点】 立位・中腰で前かがみ姿勢になる
濡れないよう園児を体から離し腕を伸ばして抱える

【改善策】 濡れてもよい服装になる
浴槽を前かがみにならない高さに調節する
自立歩行が可能な園児には自ら浴槽・シャワー室内に入ってもらう



6 赤ちゃん体操

【問題点】 床で行うことが多いため前かがみになる
乳児を上げ下ろしする動作がある

【改善策】 作業台の上で行う
両足を広げて座る・つま先を立てて正座する
乳児の上げ下ろしには立ち上がりが容易な姿勢(つま先をたてて正座)で行う



7 ベビーカーによる散歩

【問題点】 園児を上げ下ろして乗せなければならない
複数の園児が乗ったベビーカーが重い
ベビーカーの整備不良の場合がある
凹凸のある道や坂道を通行することがある

【改善策】 園児が自ら乗り込めるベビーカーを導入する
定期的に整備し、平坦な道を選んで走行する
園児を乗せたままの坂道走行は避ける



8 散歩・外遊び

【問題点】 園児を抱える・おぶう・肩車をする
園児に突然追突される・ぶら下がられる

【改善策】 こうした行動を避けるよう園児を注意し、
保育士も注意する



9 事務作業

【問題点】 園児室で行うと、床に座ったり園児用の机・椅子を使ったりしなければならず不自然な姿勢になる

【改善策】 成人用の机・椅子に座って作業する

2 腰痛予防体操

作業前体操

「社会福祉施設における安全衛生対策マニュアル～腰痛対策とKY活動」厚生労働省他 より

仕事を始める前の10分程度のウォームアップ体操が、腰痛の予防、軽減に効果的です。作業前に体操を行うことで、半分眠っている筋肉や関節を目覚めさせます。

① 背伸び

(腹筋・肩周辺・体の側面の伸張)



息を止めずに、ゆっくりと全身を伸ばす

② 体側伸ばし

(体の側面の筋の伸張)



背伸びの姿勢から左右にゆっくりと息を止めないで曲げる

③ 前・後曲げ

(腰の緊張の除去、腹筋・背筋等の伸張)



上半身の力を抜いて前に落とす。背筋を伸ばして両手を腰に付け、ゆっくりと体を反らす

④ 体の横回し

(腕、胸、腰の緊張除去と、その部分の筋肉の伸張)



背筋を伸ばして両手を頭の後ろに組み、そのままの姿勢で左右に回す

⑤ 開脚体ねん転

(足、腰、腹筋、背筋の柔軟)



両足を広く開き両手を水平にして、膝を伸ばしたまま右手が左足先に出るようにゆっくりねん転する。そのとき左手は垂直になるようにして、次に戻し左手が右足先に出るようにゆっくりとねん転する

⑥ 開脚上体回し

(躯幹の柔軟)



両足を広く開き両手を斜前下方に出し、そこから体を前左後方に大きく回転し、続いて反対の右の方にも回す

⑦ 膝の屈伸

(脚、腰の血行促進、膝の柔軟)



足先を平行にし、膝に手を当て、中腰の姿勢から深く腰を降ろし、膝で反動を付けながら行い、次に伸ばす

⑧ 足の伸展

(もも、膝、足首の関節の柔軟)



両足を広く開き、手を膝に当て左膝を曲げ右足を伸ばし、腰を十分に下げて反動的に屈伸する。次いで、右膝を曲げ左足を伸ばし屈伸する

家庭でできる腰痛予防体操

「働くあなたの腰痛予防対策」地方公務員安全衛生推進協会 平成19年10月 より

職場ではなかなか行えない、横になって行う腰痛予防体操を家庭で実践しましょう。呼吸を止めずに、はすみをつけず、ゆっくり安全に行います。

① 腰ひねり

(脇腹の筋肉強化、腰とお尻のストレッチ)



あおむけに寝て両足をそろえ、両手は自然に床に置く



右足を持ち上げて膝を曲げ、伸ばした左足と交差させるように左足の少し外側に持ってくる

注 足は床に付けずにつま先を伸ばす
(慣れるまでは床に付けてもOK)



ゆっくりした動作で腰を左にひねり、右膝を倒せるところまで倒して5秒ほど静止、逆も同様に行う

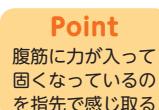
注 できるだけ肩が上がらないように

③ ヘソのぞき (腹筋の強化)



あおむけに寝て両足をそろえ、膝を60度くらいに曲げて立てる。両手はヘソの両側に置く

注 ひじで体を支ないこと



頭を持ち上げ、ヘソの位置でのぞき込むような姿勢で5秒ほど静止

④ あご上げ (腰背筋の強化)



うつ伏せに寝て両足をそろえる。両手は自然に体のわきに置く

注 肩や胸は持ち上げないと



あごを持ち上げる感じで頭だけ上げ、5秒ほど静止



⑤ 後ろ足上げ (股関節ストレッチ～臀筋・太もも後面の筋肉強化)

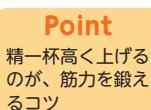


うつ伏せに寝て両足をそろえる。両手は自然に体のわきに置く

注 ひざを曲げないこと



右足を伸ばしたまま、できるだけ持ち上げて5秒ほど静止。逆も同様に行う



寝て行う体操は、畳やカーペットなど適度に硬いところで行いましょう。
腰に痛みが生じたり、翌日に具合が悪くなるようなら無理をせず、体操を中止して様子を見てください。

3 危険予知訓練 (KYT)

職場や作業に潜む危険を発見、把握し解決していく危険予知訓練は、次のような4段階の手順で話し合い、問題を解決していきます (KYT基礎4R法)。繰り返し訓練することが重要です。

- ① 【現状把握】 イラストシートに描かれた職場や作業の状況の中にどんな危険が潜んでいるか意見を出し合う。
危険要因とそれによって起こる現象を「～なので～になる」という表現で表す
- ② 【本質追求】 出し合った意見の中から「これが危険のポイントだ」というところを絞り込む
- ③ 【対策樹立】 絞り込んだ危険のポイントを解決するにはどうしたらよいか、具体的な対策を立てる
- ④ 【目標設定】 対策のうち、重点実施項目を絞り込み、それを実施するための行動目標を設定する。最後に行動目標を全員で指差唱和する

KYTの例

次ページともに「社会福祉施設における安全衛生対策マニュアル
～腰痛予防とKY活動～」(厚生労働省、中央労働災害防止協会他)より

イラストシート



予想される危険を出し合い、1～3個に絞り込んで○をつける。最も重要な危険に波線をつける

シートNo.○ チーム△

1R 2R

1. 力を入れてもみ洗いしたので、はねた水が目に入る
- ② 脚立から離れた窓をふこうと身を乗り出したり、脚立がぐらついてよろけて落ちる
- ③ 地面まであと2段なので脚立から飛び降りて、着地した時よろけて足をひねる
4. 脚立を登りながら窓に近づこうと窓寄りに足を乗せたので、濡れた踏み棧で滑り転落する
- ⑤ 脚立から降りて、ふき具合を見ながら後ずさりしたので、脚立のそばのバケツに足をひっかけ転ぶ

3R 4R

- 2-1 脚立を正面に置く
- 2-2 脚立の反対側に登る
- ※2-3 脚立をこまめに動かす

絞り込んだ危険それぞれに対策を立て、最も重要な対策に波線をつける

チーム行動目標

脚立を使って窓ふきをする時は、
脚立をこまめに動かして行おう ヨシ！

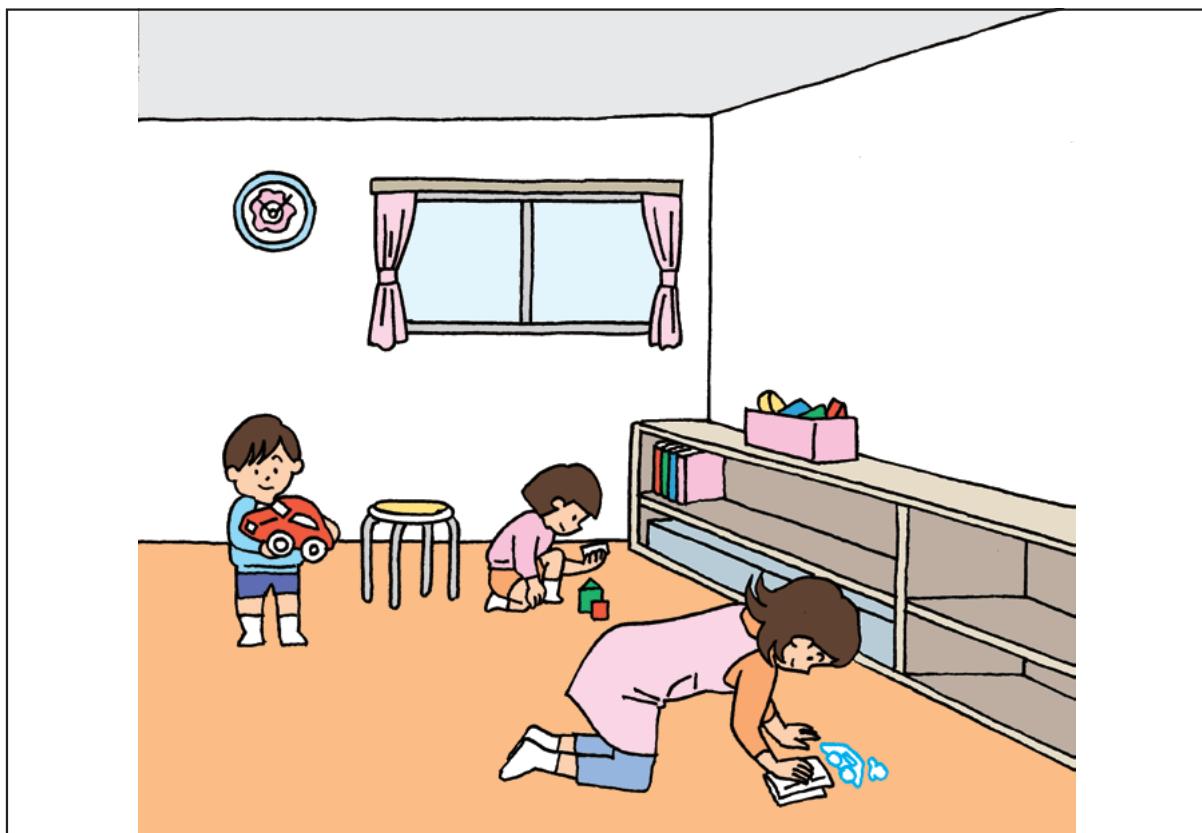
（指）脚立位置 正面 ヨシ！

行動目標を決めたら、
全員で指差唱和！

それでは、次のイラストシートを使って実際にKYTを行ってみましょう。

イラストシート① 床清掃

状況：あなたは、床の落書きを清掃しています。



イラストシート② 遊具の片付け

あなたは、子どもたちの遊んだ遊具などを片付けています。



4 ヒヤリハット報告書の例

様式1

ヒヤリハット報告書

安全管理者	安全衛生担当者	課員	報告者

職場で「ヒヤリ」としたり、「ハッ」としたことはありませんか？

その状況を具体的に報告してください

所属名			
報告者氏名	報告年月日	平成	年 月 日

状況の概要	いつ	
	だれが	
	どこで	
	何をしていたときに	
	どうして	
	どうなった	

原因の分析	(具体的に)	<input type="checkbox"/> 作業環境に問題
		<input type="checkbox"/> 設備、機器等に問題
		<input type="checkbox"/> 作業方法に問題
		<input type="checkbox"/> 自分自身に問題
		<input type="checkbox"/> その他

改善すべきこと		職場の検討で決めた対策	

様式2

職場の事故、ヒヤリハット報告書

(No.)

い つ	平成 年 月 日() : 頃	所属課	
		分類(該当番号を○で囲む)	
どこで		1 墜落・転落 2 転倒 3 激突 4 飛来・落下 5 崩壊・倒壊 6 激突され 7 はさまれ・巻き込まれ 8 切れ・こすれ 9 踏み抜き 10 おぼれ 11 高温・低温物との接触	12 有害物との接触 13 感電 14 爆発 15 破裂 16 火災 17 交通事故(道路) 18 交通事故(その他) 19 動作の反動・無理な動作 20 その他 () 21 分類不能
何をしていて、 どうして、 どうなった			

問題点または想定される問題と対処方法(該当番号を○で囲む)		
その時あなた自身は	作業環境の問題(物的原因)	作業方法の問題(人的原因)
1 よく見え(聞こえ)なかった 2 気がつかなかった 3 忘れていた 4 知らなかった 5 考え事をしていた 6 大丈夫だと思った 7 あわてていた 8 不愉快なことがあった 9 疲れていた 10 無意識に手等が動いた 11 やりにくかった 12 体のバランスを崩した 13 その他 ()	1 環境が悪い(照明・暑熱・騒音 等) 2 床面が凸凹で滑りやすい 3 作業場所が狭い 4 整理整頓がよくない 5 物の置き方がよくない 6 危険箇所の表示がない、見にくい 7 安全装置がなかった 8 安全装置が働かなかった 9 機械が正常に動かなかった 10 危険物の管理がよくなかった 11 その他 ()	1 基本通りにやらなかった 2 指示通りにやらなかった 3 とっさに危険な動作をした 4 安全確認をしなかった 5 工具・機器の使い方が悪かった 6 作業方法・取り扱いを誤った 7 危険箇所に入った、手等を入れた 8 作業位置や姿勢がよくなかった 9 共同者との連絡が不十分だった 10 作業段取りが悪かった 11 教わっていなかった 12 その他 ()
どうすれば防げたか		

※報告はあなたの安全や職場の環境改善につながります。

※あなたの貴重な体験を、職場の災害防止に活かしましょう。

【記入上の注意】

- 事故は、報告義務の発生するようなものだけでなく、軽微なものも含みます。
- 記入対象は自分自身です。誰かを怪我させた(させそうになった)というものではなく、自分が怪我した(しそうになった)という状況を具体的に記入してください。

5 遊具の安全点検

「学校における固定遊具による事故防止対策」調査研究報告書
独立行政法人日本スポーツ振興センター 学校災害防止調査研究委員会 平成24年3月 より

教師のための遊具点検10か条

【日頃からの管理】

- ① 点検は定期的・継続的・組織的に行ってていますか。(毎日・毎週・毎月・毎年)
- ② 遊具の使用方法、危険箇所を発見したときの対処方法、事故が起きた場合の対応はマニュアル化され、かつ共通理解が図られていますか。

【遊具の点検・対策】

- ③ 設置面が固くなっていますか。^{*1}
- ④ ぐらつきや錆はありませんか。
- ⑤ 引っ掛けたり絡まりを起こす部分はありませんか。
- ⑥ けがをした児童・園児を救助するため、大人が入れるようになっていますか。

【遊具の環境整備】

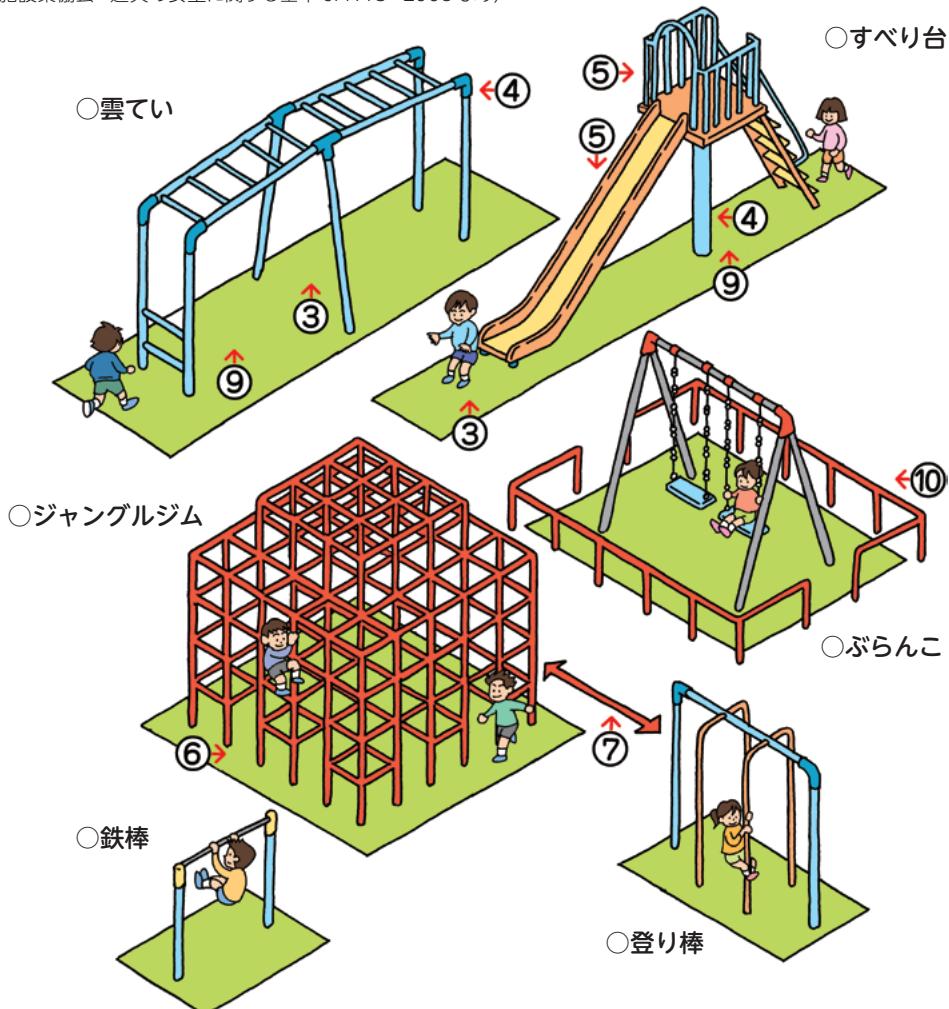
- ⑦ 他の遊具との距離、周囲に十分な空間がありますか。^{*2}
- ⑧ 見通しのよい場になっていますか。
- ⑨ 遊具の周りに危険な物はありませんか。(石、ガラス、木の根、地面の凸凹等)
- ⑩ 安全柵、落下防止柵はありますか。^{*3}

*1 アスファルト、コンクリートなどの固い設置面が、遊具の周囲1.8m以内にないこと

*2 遊具と遊具の間隔は、2.7m以上とすること。

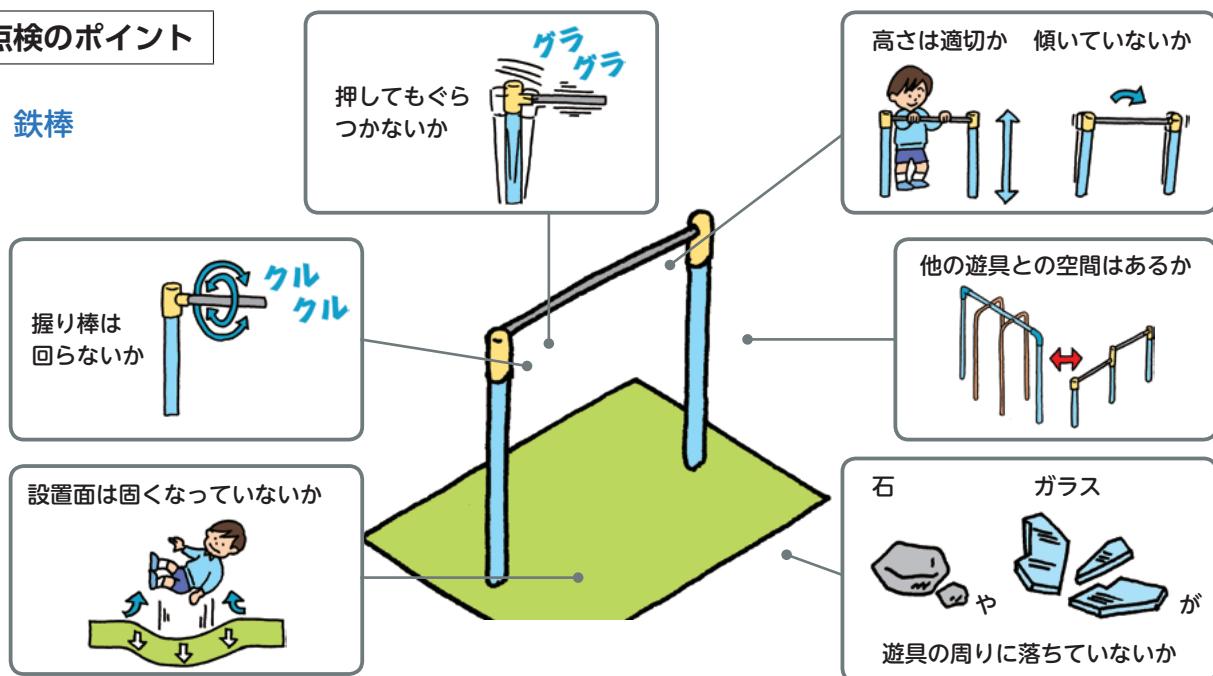
*3 柵、ガードレール、はしごなどに10cm以上23cm以下の間隔がないこと(首がはさまる可能性がある)

参考(日本公園施設業協会:遊具の安全に関する基準 JPFA-S:2008 より)

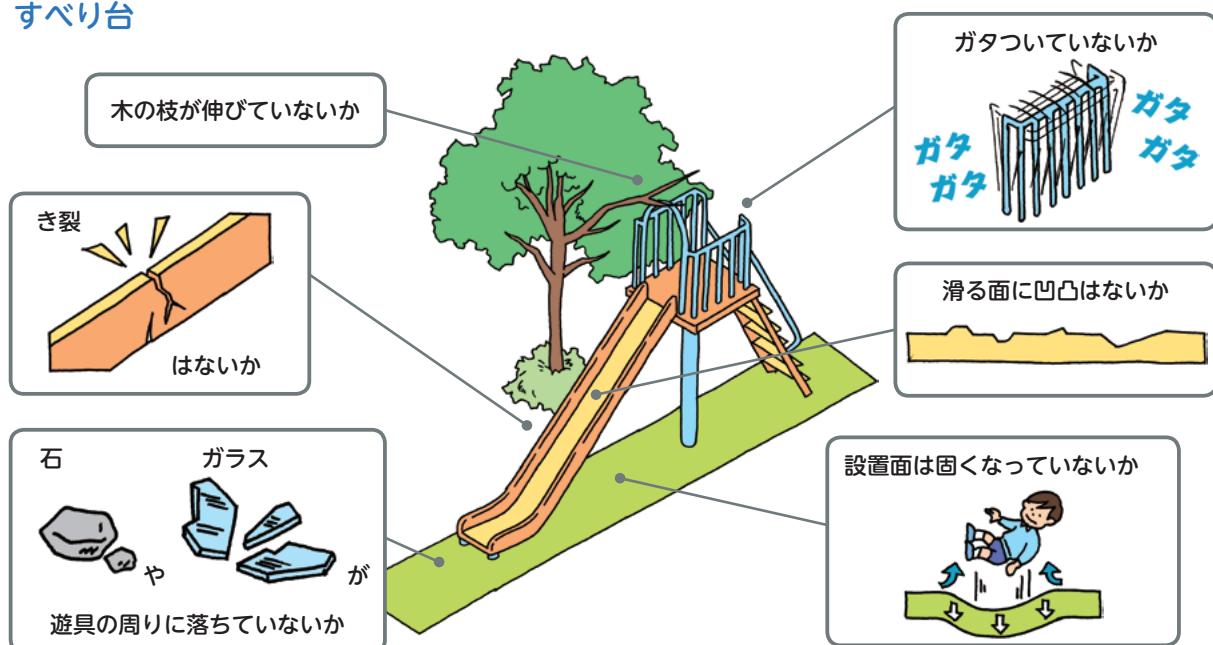


点検のポイント

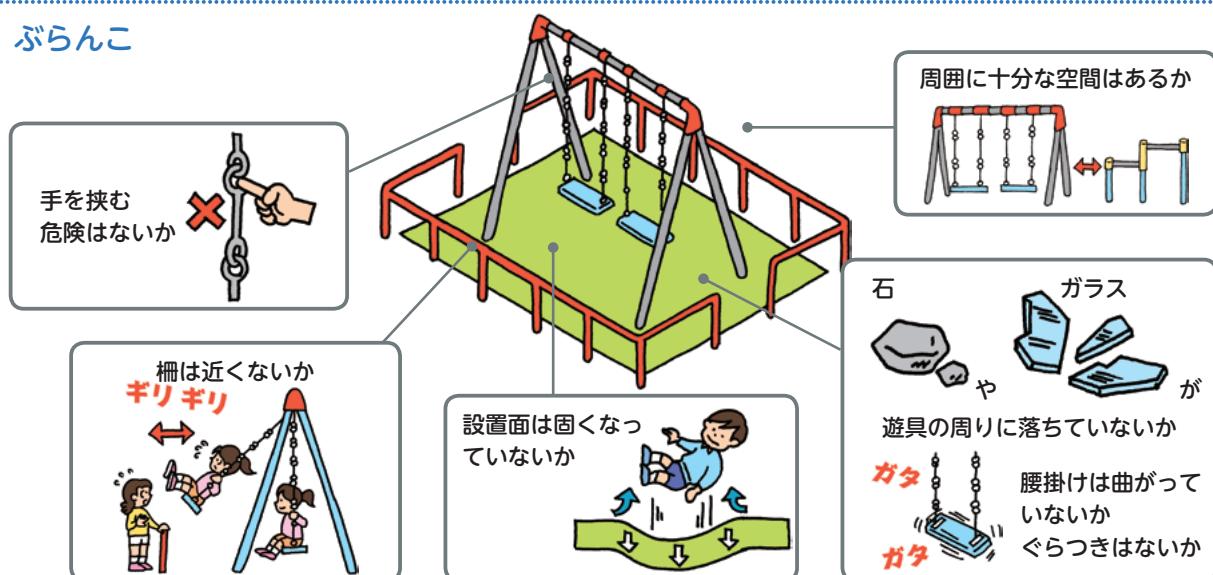
1 鉄棒



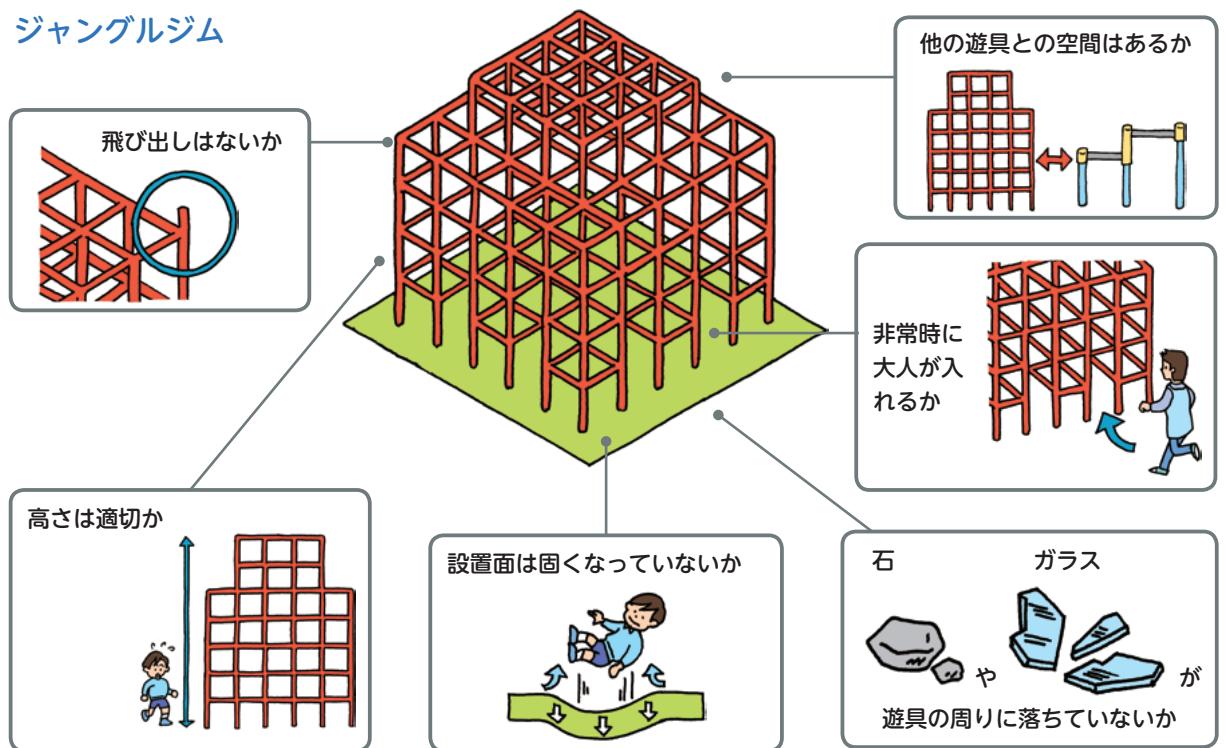
2 すべり台



3 ぶらんこ



4 ジャングルジム



5 雲てい The diagram shows a blue horizontal ladder (cloud swing) on a green base. Callout boxes point to: - 十分な空間はあるか** (Is there enough space?): Points to children playing near the ladder. - 設置面は固くなっていないか** (Is the base surface not solid?): Points to a child sitting on a soft, wavy base. - 石 ガラス** (Stone Glass) **遊具の周りに落ちていないか** (Is it not falling around the equipment?): Points to broken glass and stone pieces on the ground. 6 登り棒 The diagram shows a climbing frame made of blue and orange poles on a green base. Callout boxes point to: - 石 ガラス** (Stone Glass) **遊具の周りに落ちていないか** (Is it not falling around the equipment?): Points to broken glass and stone pieces on the ground. - かばんや洋服のひもが引っ掛からないか** (Is the bag or clothing strap not caught?): Points to a strap being pulled. - 設置面は固くなっていないか** (Is the base surface not solid?): Points to a child sitting on a soft, wavy base. - 周囲に十分な空間はあるか** (Is there enough space around?): Points to the side of the climbing frame. 参考 資料 76

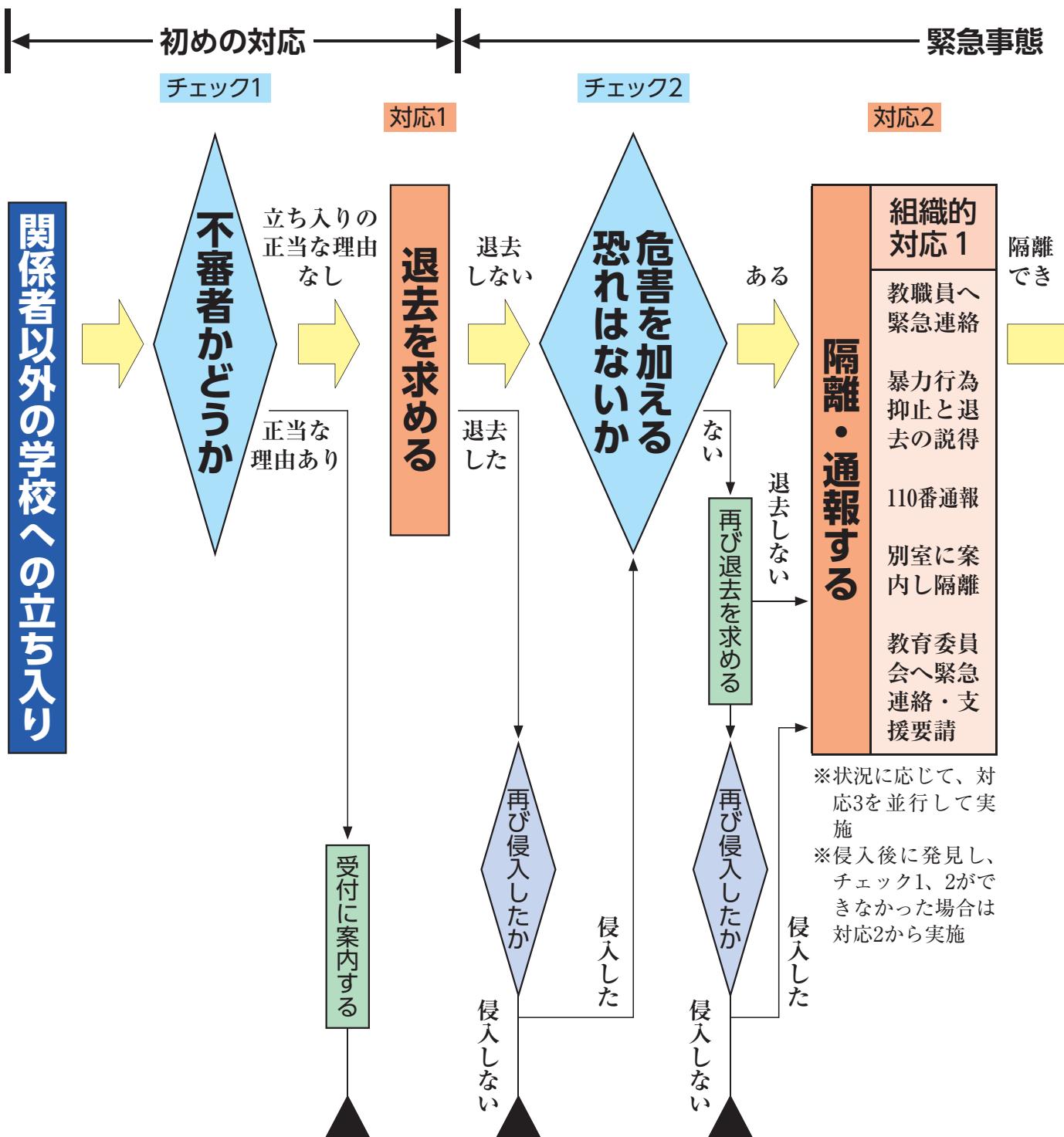
鉄 棒	押してもぐらつかないか	
	握り棒は回らないか	
	高さは適切か	
	傾いていないか	
	設置面は固くなっていないか	
	石やガラスが周りに落ちていないか	
	他の遊具との空間はあるか	
	周りに物が置かれていないか	
遊んでいる友達に触らない・鉄棒の上に立ったり座ったりしないなどの指導をしているか		
すべり台	踊り場の柵はガタついていないか	
	滑降面に凹凸はないか	
	滑降部の手すりにき裂はないか	
	服やカバンのひも・マフラーなどが引っ掛かるところはないか	
	木の枝が踊り場まで伸びていないか	
	設置面は固くなっていないか	
	石やガラスが周りに落ちていないか	
下から登らない・順番を守る・押さない・物を持って登らないなどの指導をしているか		
ぶらんこ	揺動部のチェーンに手を挟む危険はないか	
	揺れているぶらんこの前後に園児が入り込めないような柵があるか	
	ぶらんこを揺らしたときに柵は近くないか	
	腰掛けが曲がっていたりぐらついたりしないか	
	設置面は固くなっていないか	
	石やガラスが周りに落ちていないか	
	周囲に十分な空間はあるか	
安全に順番を待てるような並び方や乗っている友達に触らないなどの指導をしているか		
ジャングル ジム	部材に飛び出しあないか	
	高さは適切か	
	非常時に大人が内部に入れるか	
	設置面は固くなっていないか	
	石やガラスが周りに落ちていないか	
	他の遊具との空間はあるか	
	危ない物は持ち込まないように指導をしているか	
飛び降りてもよい高さを決めて指導をしているか		
雲てい	はしご部の下に十分な空間はあるか	
	設置面は固くなっていないか	
	石やガラスが周りに落ちていないか	
	上部で立ち上がらない・前の友達と間隔をあける・押さない・順番を守る・友達が遊んでいる時に下に入らないなどの指導をしているか	
登り棒	服やカバンのひもがはん登棒と横棒の接合部に引っ掛からないか	
	設置面は固くなっていないか	
	石やガラスが周りに落ちていないか	
	周囲に十分な空間はあるか	
	降り方の指導をしているか	
	落下の危険を予測して、職員が見守ることを徹底しているか	
	登っている友達の下に行かない・横棒にぶら下がらないなどの指導をしているか	

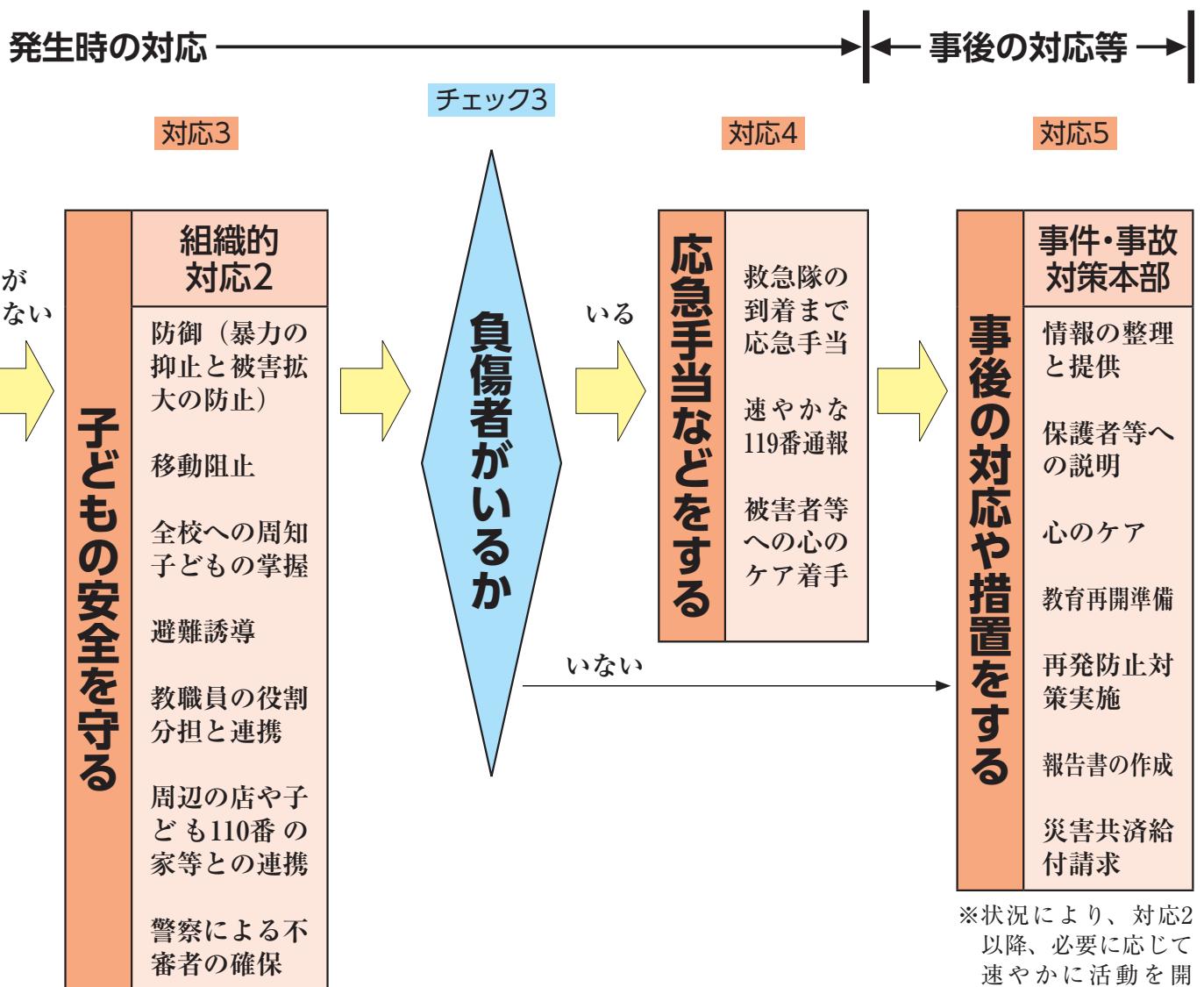
※青字：園児への指導のポイント

6 不審者への緊急対応の例（フローチャート）

「学校の危機管理マニュアルー子どもを犯罪から守るためにー」文部科学省 平成19年11月 より

不審者への緊急対応として、**3つのチェック**と**5つの対応**が求められます。





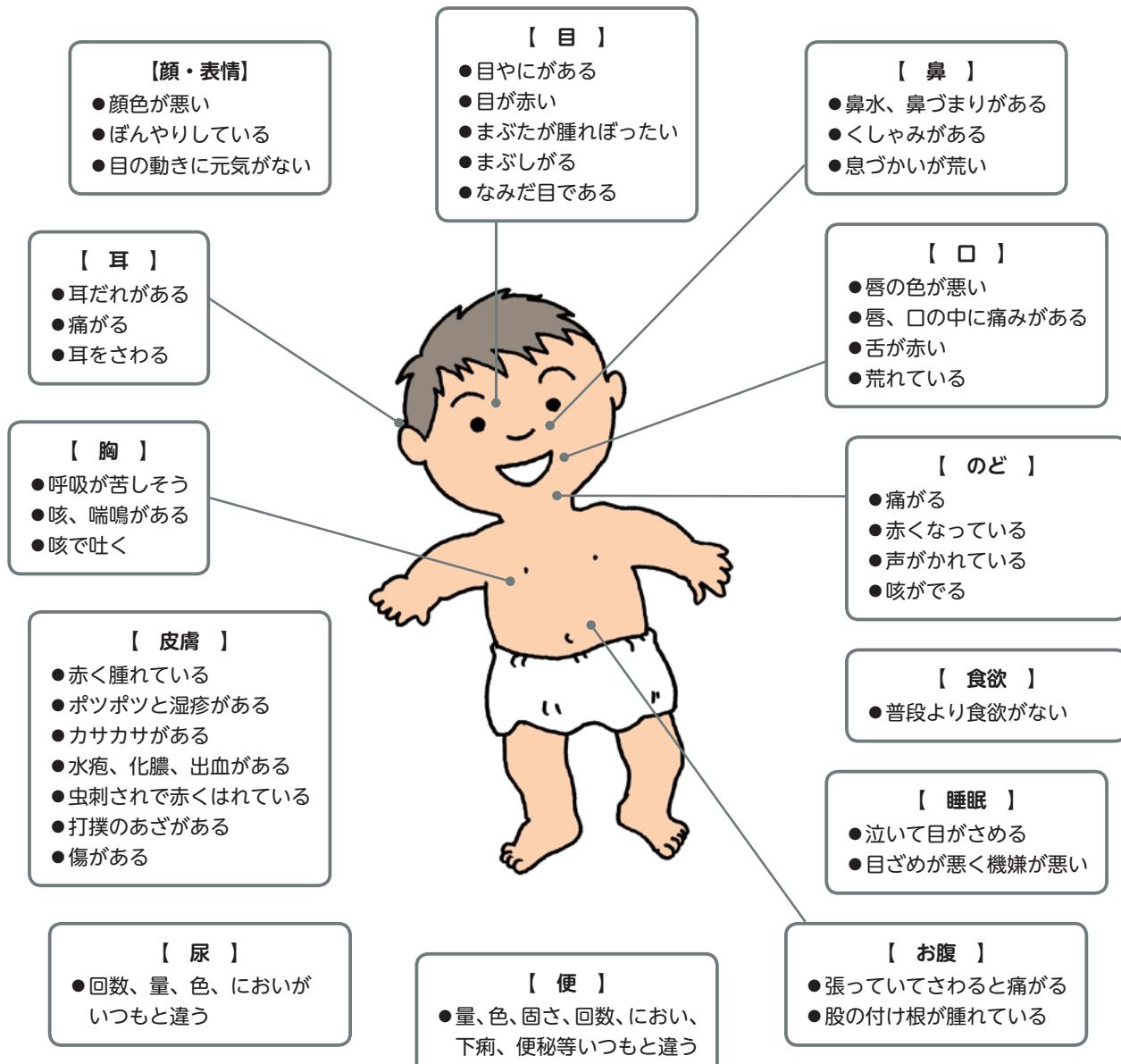
※状況に応じて、チェック3、対応4を並行して実施

※状況により、対応2以降、必要に応じて速やかに活動を開始し、組織的に対応する（組織と役割分担は、平時に検討し、共通理解をしておく）

7 子どもの病気とその対応

症状を見るポイント

「2012年度改訂版 保育所における感染症対策ガイドライン」厚生労働省 より



子どもの元気な時の『平熱』を知っておくことが症状の変化に気づくめやすになります

いつもと違うこんな時は
子どもからのサインです！

- 親から離れず機嫌が悪い（ぐずる）
- 睡眠中に泣いて目が覚める
- 元気がなく顔色が悪い
- きっかけがないのに吐いた
- 便がゆるい
- いつもより食欲がない
- 目やにがある。目が赤い

今までなかった発しんに気がついたら……

- 他のこどもたちとは別室へ移しましょう
 - 発しん以外の症状はないか？
 - 時間とともに増えていないか？
- などの観察をしましょう
- クラスやきょうだい、一緒に遊んだ友だちの中に、疑われる感染症はでていないか確認をしましょう

①熱が出た

体の防御反応により発熱します。

ウイルスや細菌が体の中に侵入することや、増えるのを抑えようとしてさかんに活動し熱を出します。

要注意の
サイン！

- ぐったりしている、意識がはっきりしていない、呼吸がおかしいなどの全身状態が悪いとき
- 発熱以外に、嘔吐や下痢などの症状が激しいとき
- 3ヶ月未満の赤ちゃんの高熱（39度以上）



対処方法



- 頭の温度を上げないよう冷やしましょう
- こまめに水分補給
- 保護者へ連絡し医師の診察を受けましょう

②咳が出る

咳は気道にたまつた分泌物を出すために出る防御反応です。

息を吐き出すことが辛く、ヒューヒューと音がするのは喘息発作の場合が多いです。

突然の咳き込みは異物を誤飲した場合もあります。

要注意の
サイン！

- 熱があり、痰がからんだ咳が激しく呼吸も速い（急性気管支炎、肺炎）
- 熱があり、呼吸が速くなり、犬の遠吠えのような咳が出る（クループ）
- 熱はあまりないが咳き込んだ後にヒューッと笛のような音がする（百日せき）



対処方法

- 定期的に換気をしましょう（1時間1回程度）
- 加湿しましょう（50～60%程度）
- 水分補給を（のどを加湿し痰をきりやすく）

③吐いた

吐く原因はさまざまです。

吐いた原因は何なのか、吐いた物の内容、回数などよく観察することが大切です。

要注意の
サイン！

1. 発熱、腹痛、下痢など他の症状もあり、便に血が混ざる
2. 発熱もあり、機嫌も悪く、意識がはっきりしていない

対処方法



吐いた物を気道につまらせないよう、顔と体全体を横に向けます

- 吐いた物を寝ている時につまらせないよう注意

- 吐いた物の取り扱いに注意

ノロウイルスなど疑われる場合は、他の園児を別室に移し、換気をしながら処理しましょう。
吐物セットを作ると便利です。

- 脱水に注意

④下痢をした

細菌やウイルスが体の中に侵入することによって起こります。

ウイルスの侵入や腸内の炎症により血液も混じる時があります。

要注意の
サイン！

1. 便に血液が混じっている
2. おしっこをせず、口が渴いた状態で元気がない

対処方法



- おむつ交換は気をつけて

感染性胃腸炎（ノロウイルス）、手足口病、プール熱などの場合、病気の症状は消えても便の中に排出されます。

- 水分をこまめに補給を（脱水に注意！）

- なるべく早く小児科受診を

⑤発疹がでた

発疹の原因や出方は多種多様です。

突発性発疹や麻疹、風疹、水痘、手足口病など多くあり、発疹の出る場所や状態等も様々です。

要注意の
サイン！

1. 発熱からやや遅れて発疹が出て水疱状になりかゆがる（水ぼうそう）
2. 微熱程度の熱と手のひらや、足の裏、口の中に水疱が出る
膝やお尻に出る場合もある（手足口病）
3. 急に発熱し3～4日後に解熱した後、全身に出る発疹（突発性発疹）

対処方法



- 感染症が疑われた場合は他の子と別にする
- 予防接種の有無、今までに罹ったことがあるか確認しておく
- 近隣保育所、学校での流行に注意！

ノロウイルス感染症を予防しよう！

ノロウイルス感染症患者の便や嘔吐（おうと）物中には大量のノロウイルスが存在します。

《床などに飛び散った患者の嘔吐物の処理方法》

～日ごろより用意しておくもの～

- マスク ●エプロン ●手袋（2組あると便利です） ●新聞紙 ●ビニール袋 ●汚物入れ
- 古タオルまたはペーパータオル等 ●塩素系消毒薬・計量カップ ●消毒液作成用バケツ

塩素系消毒液（1,000ppm）を約3リッター作成する

作りたい濃度	原液の濃度	希釈倍数	原 液	水
0.1% (1,000ppm)	1%	10倍	330ml 50ml 25ml	3L
	6%	60倍		3L
	12%	120倍		3L

●嘔吐物の処理は1,000ppmをお願いします。 ●塩素系消毒薬は漂白作用があります。

●必ず手袋をして肌などに直接接触しないようにお願いします。



処理をする前に

1. 周囲にいる人を離れた場所へ移動させ、窓を開けるなど換気します。
2. 嘔吐物の飛散を防ぐため、新聞紙やペーパータオルなどで覆います。
3. 嘔吐した人に対する対処を行います。
4. 嘔吐物の処理を行います。

【1・3はできれば同時進行で、嘔吐物の処理は最少人数で行います。
嘔吐物は素手で触らない（手袋を使用します）】

1. マスク、使い捨てのガウンまたはエプロン、手袋をする



2. バケツに消毒液を作り、その中に新聞紙やタオルなどを浸す



3. まず、新聞紙で嘔吐物を取り除き、次にタオルでふく



4. 拭き取った新聞紙やタオルはビニール袋へ入れる



5. すべて入れ終わったビニール袋の口をしっかりと縛る

6. 嘔吐物入りのビニール袋を、別のビニール袋へ入れる

7. 同じ袋に使用した手袋なども一緒に入れ、しっかりと縛る

8. 嘔吐物を拭き取った場所は、消毒薬で湿らせたタオルなどでしばらく（10～30分）覆っておく
※吐物は半径2～3mぐらいまで飛び散るので、広い範囲を消毒するとともに靴底の消毒もする
※塩素系消毒薬は、金属を腐食させるのでよくふき取り10分くらいしたら水でふく

9. しっかりと手洗い、うがいをする

8 職場巡視チェックリストの例

日 時	年 月 日 時 ～ 時 (天候： 気温： °C)
巡視場所	
巡視同行者	
職場概要	
職 員 数：計	人 (内 男性 人・女性 人)
健康診断受診者：計	人 (内 男性 人・女性 人) 受診率 %
公務災害発生の有無：有	人 (過去3年 件) ・ 無
(災害の概要：)	
長期休業者の有無：有	人 ・ 無

	チェックポイント	評価			気づいたこと (改善すべき、参考にすべき)
		良	要改善	要検討	
保育室等	備品・遊具等の整理整頓がなされている				
	ロッカー、棚が固定されている(地震対策など)				
	電気配線、コンセント等が安全に管理されている				
	乳児、幼児の手の届く位置のコンセントにカバーが付けてある				
	床・畳等の清掃・管理が行き届いている				
	ごみ箱が設置されている				
	段差につまずき防止が施されている				
	室内が暑すぎたり寒すぎたりせず湿度も適切である				
	机、椅子の破損、ぐらつきがない				
	照明が適切である (事務処理の際、局所照明を備えている)				
事務室	換気が適切である				
	室内が暑すぎたり寒すぎたりせず湿度も適切である				
	机、椅子の破損、ぐらつきがない				
	照明が適切である (事務処理の際、局所照明を備えている)				
	換気が適切である				
	パソコンの使用に際して、作業姿勢、明るさ等が適切である				
	必要な通路が確保されている				
	消毒薬等の薬品にラベルを付け、安全に保管している				
遊具等	救急箱が常備され、所在・使用方法が周知されている				
	遊具に破損や危険な箇所はない (手が挟まれない)				
	固定遊具の安全性について定期的に点検している				
	門扉、側溝、フェンス、路面等に破損や危険はない(外)				

調理室のチェックポイントは省略しています。詳しくは(一財)地方公務員安全衛生推進協会HP(<http://www.jalsha.or.jp/cyoken/checklist>)をご覧ください。

9 職場アンケートの例

「保育課事業場安全衛生委員会アンケート」 大阪府茨木市 より

保育所 氏名 _____

雇用形態： 正規 臨時 (フルタイム 9時～14時 その他 ())

職種： 保育士 (所長 フリー (事務所) () 歳児担当) 看護師・保健師
用務員 心理判定員 作業療法士

問1 職場内で労働災害となりそうな箇所はありますか？

- 場所 保育室 沐浴室 玄関 通用門 高置水槽 ジャングルジム
事務室 調乳室 廊下 園庭 ポンプ室 砂場
保健室 ホフク室 階段 水遊び場 受水槽 のぼり棒
調理室 遊戯室 スロープ 自転車置場 倉庫 滑り台
休養室 洗濯室 非常滑り台 花壇 体育倉庫
会議室 図書室 非常階段 菜園 ブランコ その他
乳児室 更衣室 ベランダ 便所 鉄棒 ()
- 時間帯 常時 6:45～9:00 9:00～12:00 12:00～16:00
16:00～18:00 18:00～19:15 その他 ()
- 内容、理由 床面が凸凹、滑りやすい 機械が正常に動かない 危険物の管理がよくない
作業場所が狭い 環境が悪い (照明・暑熱・騒音 等)
整理整頓がよくない 危険箇所の表示がない、見にくく その他

• 内容、理由の詳細

(例) 冬季、路面が凍結し、滑って転倒しそうになる。

• 改善方法 (必須)

(例) 毎朝確認し、凍結している時は砂を撒く等の対策をとる。

問2 現在、職場の環境において健康の障害となりそうな事がありますか？

- 時間帯 常時 6:45～9:00 9:00～12:00 12:00～16:00
16:00～18:00 18:00～19:15 その他 ()

• 内容、理由の詳細

(例) 急な子どもの飛びつきで、それを支える為、腰に負担が掛かり、倒れそうにもなる。

• 改善方法 (必須)

(例) 特に大きな子達には、急に飛びつくと危険だという事を知らせていく。

問3 普段、皆さんのが健康管理や労働環境について感じている事があれば記入してください。

• 内容、理由の詳細

(例) 事務室が狭い。

• 問題点がある場合は、その改善方法 (必須)

(例) 事務室内の机等の備品、その他物品の配置及び収納方法を見直し、再整理を進める。

10 事故形態別分類項目一覧

分類項目	説明等
墜落・転落	人が樹木、建築物、足場、機械、乗物、はしご、階段、斜面等から落ちることをいう。乗っていた場所がくずれ、動搖して墜落した場合も含む。車両系機械等とともに転落した場合も含む。交通事故は除く。感電して墜落した場合は感電に分類する。
転倒	人がほぼ同一平面上で転ぶ場合で、つまずき又はすべりにより倒れた場合等をいう。 車両系機械等とともに転倒した場合を含む。交通事故は除く。感電して倒れた場合は感電に分類する。
激突	墜落、転落及び転倒を除き、人が主体となって停止物又は動いている物に当たった場合をいい、機械の部分、ドアー、バッケネットに人からぶつかった場合、飛び降りた場合等をいう。車両系機械等とともに激突した場合を含む。交通事故は除く。
飛来・落下	飛んでくる物、落ちてくる物等が主体となって人に当たった場合をいう。野球のボール、切断片等の飛来、その他自分が持っていた物を足の上に落とした場合を含む。容器などの破裂によるものは破裂に分類する。
崩壊・倒壊	堆積した物（灰等を含む）、足場、建築物等が崩れ落ち又は倒壊して人に当たった場合をいう。立てかけてあった看板などが倒れた場合、落盤、なだれ、地滑り等の場合を含む。
激突され	飛来・落下、崩壊・倒壊を除く、物が主体となって人に当たった場合をいう。 構内等において自動車にぶつけられた場合、動いている機械の部分等が当たった場合を含む。交通事故は除く。
はさまられ・巻き込まれ	物に挟まれる状態及び巻き込まれる状態で、つぶされ、ねじられ等をいう。構内等において自動車にひかれた場合、自動車と壁に挟まれた場合を含み、その他の交通事故は除く。
切れ・こすれ	こすられた場合、こすられた状態で切られた場合等をいう。刃物による切れ、工具取扱中の物体による切れ、こすれ等を含む。
踏み抜き	くぎ、金属片等を踏み抜いた場合をいう。床、スレート等を踏み抜いたものを含む。踏み抜いて墜落した場合は、墜落に分類する。
おぼれ	水中に墜落しておぼれた場合を含む。

分類項目	説明等
高温・低温の物との接触	高温又は低温の物との接触をいう。高温又は低温の環境下に曝露された場合を含む。 【高温の場合】火災、アーク、溶接状態の金属、湯、水蒸気等に接触した場合をいう。 炉前作業中の熱症等高温環境下に曝露された場合を含む。 【低温の場合】冷凍庫内等低温の環境下に曝露された場合を含む。
有害物等との接触	放射線による被ばく、有害光線による障害、一酸化炭素中毒、酸素欠乏症及び高気圧、低気圧等有害環境下に曝露された場合をいう。有害物等には、病原菌・細菌を含まない。(これらに感染・死亡した場合は「その他」に分類する)
感 電	帶電体に触れ又は放電により、人が衝撃を受けた場合をいう。
爆 発	圧力の急激な発生又は開放の結果として、爆音をともなう膨張等が起こる場合をいう。破裂を除く。水蒸気爆発を含む。容器・装置等の内部で爆発した場合は、容器・装置等が破裂した場合であっても、ここに分類する。
破 裂	容器又は装置が物理的な圧力によって破裂した場合をいう。
火 災	火によるものをいう。爆発によるものを除く。 【起因物との関係】危険物の火災においては、危険物を起因物とし、危険物以外の場合においては、火源となったものを起因物とする。
交 通 事 故 (道 路)	交通事故のうち、道路交通法適用の場合をいう。
交 通 事 故 (そ の 他)	交通事故のうち、船舶、航空機及び公共輸送用の列車、電車等による事故をいう。
動作の反動・無理な動作	上記に分類されない場合であって、重い物を持ち上げて腰をぎっくりさせたというような身体の動き、不自然な姿勢、動作の反動等が起因して、筋をちがえる、くじく、ぎっくり腰及びこれに類似した状態になる場合をいう。バランスを失って墜落、重い物を持ちすぎて転倒等の場合は、無理な動作等が関係したものであっても、墜落、転倒等に分類する。
故 意 の 加 害 行 為	未必の故意による加害行為を含む。
汚 染 血 液 に よ る 事 故	針刺し事故等をいう。
そ の 他	上記のいずれにも分類されないものをいう。

* 「4S」は事故形態ではありませんが、アドバイザーの診断で多くの指摘がなされているため、第1・2章では事故形態項目に含めています。「4S」については、33ページを参照してください。

11 関係法令

P6 保育職場の安全衛生管理体制

労働安全衛生法 第12条の2（安全衛生推進者等）

事業者は、第11条第1項の事業場及び前条第1項の事業場以外の事業場で、厚生労働省令で定める規模のものごとに、厚生労働省令で定めるところにより、安全衛生推進者（第11条第1項の政令で定める業種以外の業種の事業場にあっては、衛生推進者）を選任し、その者に第10条第1項各号の業務（第25条の2第2項の規定により技術的事項を管理する者を選任した場合においては、同条第1項各号の措置に該当するものを除くものとし、第11条第1項の政令で定める業種以外の業種の事業場にあっては、衛生に係る業務に限る。）を担当させなければならない。

労働安全衛生施行令 第3条（安全管理者を選任すべき事業場）

法第11条第1項の政令で定める業種及び規模の事業場は、前条第1号又は第2号に掲げる業種の事業場で、常時50人以上の労働者を使用するものとする。

第2条（総括安全衛生管理者を選任すべき事業場）

労働安全衛生法（以下「法」という。）第10条第1項の政令で定める規模の事業場は、次の各号に掲げる業種の区分に応じ、常時当該各号に掲げる数以上の労働者を使用する事業場とする。

- 1 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業 100人
- 2 製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業 300人
- 3 その他の業種 1,000人 ← これに該当

労働安全衛生法 第10条（総括安全衛生管理者）

事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、総括安全衛生管理者を選任し、その者に安全管理者、衛生管理者又は第25条の2第2項の規定により技術的事項を管理する者の指揮をさせるとともに、次の業務を統括管理させなければならない。

- 1 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- 2 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- 3 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- 4 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- 5 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な業務で、厚生労働省令で定めるもの（略）

労働安全衛生規則 第12条の2（安全衛生推進者等を選任すべき事業場）

法第12条の2の厚生労働省令で定める規模の事業場は、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場とする。

第12条の3（安全衛生推進者等の選任）

法第12条の2の規定による安全衛生推進者又は衛生推進者（以下「安全衛生推進者等」という。）の選任は、都道府県労働局長の登録を受けた者が行う講習を修了した者その他法第10条第1項各号の業務（衛生推進者にあっては、衛生に係る業務に限る。）を担当するため必要な能力を有すると認められる者のうちから、次に定めるところにより行わなければならない。

- 1 安全衛生推進者等を選任すべき事由が発生した日から14日以内に選任すること。
- 2 その事業場に専属の者を選任すること。ただし、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタントその他厚生労働大臣が定める者のうちから選任するときは、この限りでない。（略）

第12条の4（安全衛生推進者等の氏名の周知）

事業者は、安全衛生推進者等を選任したときは、当該安全衛生推進者等の氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならない。

第23条の2（関係労働者の意見の聴取）

委員会を設けている事業者以外の事業者は、安全又は衛生に関する事項について、関係労働者の意見を聴くための機会を設けるようにしなければならない。

P10 改善提案4 P27 改善提案30 重量物、作業姿勢・動作について

「職場における腰痛予防対策指針」平成25年6月18日 厚生労働省

作業態様別の対策

- 2 人力による重量物の取扱い (1) 略
- (2) 満18歳以上の男子労働者が人力のみにより取り扱う物の重量は、体重のおおむね40%以下となるよう努めること。満18歳以上の女子労働者では、さらに男性が取り扱うことのできる重量の60%位までとすること。
- (3) (2) の重量を超える重量物を取り扱わせる場合、適切な姿勢にて身長差の少ない労働者2人以上にて行わせるように努めること。この場合、各々の労働者に重量が均一にかかるようにすること。

4 作業姿勢、動作

労働者に対し、次の事項に留意させること。

重量物を取り扱うときは、急激な身体の移動をなくし、前屈やひねり等の不自然な姿勢はとらず、かつ、身体の重心の移動を少なくする等できるだけ腰部に負担をかけない姿勢で行うこと。具体的には、次の事項にも留意させること。

- (1) 重量物を持ち上げたり、押したりする動作をするときは、できるだけ身体を対象物に近づけ、重心を低くするような姿勢を取ること。
- (2) はい付け又ははいくずし作業においては、できるだけ、はいを肩より上で取り扱わないこと。
- (3) 床面等から荷物を持ち上げる場合には、片足を少し前に出し、膝を曲げ、腰を十分に降ろして当該荷物をかかえ、膝を伸ばすことによって立ち上がるようすること。
- (4) 腰をかがめて行う作業を排除するため、適切な高さの作業台等を利用すること。
- (5) 荷物を持ち上げるときは呼吸を整え、腹圧を加えて行うこと。
- (6) 荷物を持った場合には、背を伸ばした状態で腰部のひねりが少なくなるようにすること。
- (7) 2人以上の作業の場合、可能な範囲で、身長差の大きな労働者同士を組み合わせないようにすること。

P11 改善提案6 部屋の明るさについて

労働安全衛生規則 第604条（照度）

事業者は、労働者を常時就業させる場所の作業面の照度を、次の表の上欄に掲げる作業の区分に応じて、同表の下欄に掲げる基準に適合させなければならない。ただし、感光材料を取り扱う作業場、坑内の作業場その他特殊な作業を行なう作業場については、この限りでない。

第605条（採光及び照明）

事業者は、採光及び照明については、明暗の対照が著しくなく、かつ、まぶしさを生じさせない方法によらなければならない。

- 2 事業者は、労働者を常時就業させる場所の照明設備について、6月以内ごとに1回、定期に、点検しなければならない。

作業区分	基準
精密な作業	300ルクス以上
普通の作業	150ルクス以上
粗な作業	70ルクス以上

※この数値は最低限の基準です。文部科学省「学校環境衛生基準」では教室等は300ルクス、JISでは職員室・事務室は300ルクスを下限値としています。

P15 改善提案14 消火器について

消防法施行規則 第9条（消火器具に関する基準の細目）

消火器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

- (1) 消火器具は、床面からの高さが1.5メートル以下の箇所に設けること。
- (2) 消火器具は、水その他消火剤が凍結し、変質し、又は噴出するおそれがある箇所に設けること。た

だし、保護のための有効な措置を講じたときは、この限りでない。

- (3) 消火器には、地震による震動等による転倒を防止するための適当な措置を講じること。ただし、粉末消火器その他転倒により消火剤が漏出するおそれのない消火器にあっては、この限りでない。
- (4) 消火器具を設置した箇所には、消火器にあっては「消火器」と、水バケツにあっては「消火バケツ」と、水槽にあっては「消火水槽」と、乾燥砂にあっては「消火砂」と、膨張ひる石又は膨張真珠岩にあっては「消火ひる石」と表示した標識を見やすい位置に設けること。

P29 改善提案34 P41 改善提案56 薬剤について

労働安全衛生法 第57条（表示等）

ベンゼン、ベンゼンを含有する製剤その他の労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は前条第1項の物を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、厚生労働省令で定めるところにより、その容器又は包装（容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供するときにおいては、その容器）に次の事項を表示しなければならない。ただし、その容器又は包装のうち、主として一般消費者の生活の用に供するためのものについては、この限りではない。

- 1 名称
 - 2 成分及びその含有量
 - 3 厚生労働省令で定める物にあっては、人体に及ぼす作用
 - 4 厚生労働省令で定める物にあっては、貯蔵又は取扱い上の注意
 - 5 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項
- 2 前項の政令で定める物又は前条第1項の物を前項に規定する方法以外の方法により譲渡し、又は提供する者は、厚生労働省令で定めるところにより、同項各号の事項を記載した文書を譲渡し、又は提供する相手方に交付しなければならない。

P34 改善提案42 トイレについて

労働安全衛生規則 第628条（便所）

事業者は、次に定めるところにより便所を設けなければならない。ただし、坑内等特殊な作業場でこれによることができないやむを得ない事由がある場合で、適当な数の便所又は便器を備えたときは、この限りでない。

- 1 男性用と女性用に区分すること。
 - 2 男性用大便所の便房の数は、同時に就業する男性労働者60人以内ごとに1個以上とすること。
 - 3 男性用小便所の箇所数は、同時に就業する男性労働者30人以内ごとに1個以上とすること。
 - 4 女性用便所の便房の数は、同時に終業する女性労働者20人以内ごとに1個以上とすること。
 - 5 便池は、汚物が土中に浸透しない構造とすること。
 - 6 流出する清浄な水を十分に供給する手洗い設備を設けること。
- 2 事業者は、前項の便所及び便器を清潔に保ち、汚物を適当に処理しなければならない。

P36 改善提案47 脚立について

労働安全衛生規則 第528条（脚立）

事業者は、脚立については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

- 1 丈夫な構造とすること。
- 2 材料は、著しい損傷、腐食等がないものとすること。
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、かつ、折りたたみ式のものにあっては、脚と水平面との角度を確実に保つための金具等を備えること。

- 4 踏み面は、作業を安全に行なうため必要な面積を有すること。

P41 改善提案57 休憩室・休養室について

労働安全衛生規則 第613条（休憩設備）

事業者は、労働者が有効に利用することができる休憩の設備を設けるように努めなければならない。

第618条（休養室等）

事業者は、常時50人以上又は常時女性30人以上の労働者を使用するときは、労働者がが床することのできる休養室又は休養所を、男性用と女性用に区別して設けなければならない。

その他 衛生関連の法令

労働安全衛生規則 第619条（清掃等の実施）

事業者は、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 1 日常行う清掃のほか、大掃除を、6月以内ごとに1回、定期に、統一的に行うこと。
- 2 ねずみ、昆虫等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにねずみ、昆虫等による被害の状況について、6月以内ごとに1回、定期に、統一的に調査を実施し、当該調査の結果に基づき、ねずみ、昆虫等の発生を防止するため必要な措置を講ずること。
- 3 ねずみ、昆虫等の防除のため殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第14条 又は第19条の2 の規定による承認を受けた医薬品又は医薬部外品を用いること。

第620条（労働者の清潔保持義務）

労働者は、作業場の清潔に注意し、廃棄物を定められた場所以外の場所に捨てないようにしなければならない。

第622条（汚染床等の清浄）

事業者は、有害物、腐敗しやすい物又は悪臭のある物による汚染のおそれがある床及び周壁を、必要に応じ、洗浄しなければならない。

第624条（汚物の処置）

事業者は、汚物を、一定の場所において露出しないように処理しなければならない。

- 2 事業者は、病原体による汚染のおそれがある床、周壁、容器等を、必要に応じ、消毒しなければならない。

第633条（救急用具）

事業者は、負傷者の手當に必要な救急用具及び材料を備え、その備付け場所及び使用方法を労働者に周知させなければならない。

- 2 事業者は、前項の救急用具及び材料を常時清潔に保たなければならない。

第634条（救急用具の内容）

事業者は、前条第1項の救急用具及び材料として、少なくとも、次の品目を備えなければならない。

- 1 ほう帯材料、ピンセット及び消毒薬
- 2 高熱物体を取り扱う作業場その他火傷のおそれのある作業場については、火傷薬
- 3 重傷者を生ずるおそれのある作業場については、止血帯、副木、担架等

12 改善提案事例、好事例、コラム一覧

第2章 改善提案事例

分類	番号	事例タイトル	コラム	ページ
①保育室・遊戯室等	1	転倒の際に設備などにぶつかるおそれがある 	危険行動をどうやって見つけるか	8
	2	出入り口や畳敷きの部分に段差がある		9
	3	折り畳み椅子を踏み台代わりにしている		9
	4	腰に負担のかかる作業姿勢をとっている	正しい作業姿勢	10
			腰痛について	
	5	園児が棚に上り、外へ飛び降りるおそれがある 	園児と接する際に起こる災害を防ぐには	11
			危険予知訓練（KYT）とは？	
	6	午睡時に暗い部屋で日誌等をついている		11
	7	コンセントにカバーを取り付けていない 	小さい穴やすき間には注意	12
	8	子ども用椅子の背もたれのすき間に頭を挟むおそれがある 		12
	9	ピアノ・オルガンやテレビが固定されていない	地震対策を確実に	13
	10	いろいろなフックが飛び出ている 		13
	11	暗幕や倉庫は死角になる 		14
	12	電気コードなどのひも類が園児の手の届く位置にある 		14
②園庭・屋外設備	13	熱中症対策は万全か		15
	14	消火器の表示が見にくい	防災設備について	15
			消火器の場所を把握していますか	
	15	安全領域が確保されているか 	遊具の安全について	16
	16	ネジの頭がさびで欠落している 		18
	17	ぶらんこの鎖が外れる構造になっている 	日常点検について	18
			大人が遊具を使うときも注意	
	18	砂場に細菌検査を行っていない 	点検結果の取り扱い	19
	19	園庭地面に凹凸がある 	植木にも注意	19
			園外保育にも危険が	
	20	テラスや洗い場と園庭との間に段差がある		20
	21	側溝の蓋（グレーチング）が滑る		20
			「なぜなぜ分析」をしよう	21
③調理室	22	門の鍵が外側から容易に外れる	防犯対策について	22
	23	倉庫に施錠していない 		23
	24	駐車場に置き場表示がない		23
	25	包丁作業の方法が統一されていない		24
	26	裁断機や皮むき機の刃に手が届く	労働安全衛生規則が改正されました 作業手順書とは	24
			「知らない・できない・やらない」と3つの教育	25

	27	回転釜と作業台の間が狭い	通路、作業場の確保について	26
	28	調理室の温湿度は適切か		26
	29	回転釜から熱湯を捨てる際にやけどのおそれがある		27
	30	重量物を持ち上げて腰を痛めるおそれがある		27
	31	水に濡れた床が滑る	靴底の点検を	28
	32	グレーチングが滑りやすい・重い・歪んでいる		28
	33	通路に物がはみ出している		29
	34	洗剤を扱う際に手袋、保護メガネを着用していない	安全データシート (SDS) を知っていますか？	29
④ 通路等（玄関・廊下・階段等）	35	出入り口周辺に物が置かれている	避難通路の確保	30
	36	玄関の開きドアに手を挟むおそれがある 	ドアの指挟み防止の工夫	31
	37	すのことすのこの間にすき間がある		31
	38	荷物掛けのフックが飛び出している 		32
	39	柵のすき間に園児の足が入る 		32
	40	傘立てが整理整頓されていない	4S活動に取り組もう	33
	41	玄関ポーチに低い段差がある		33
⑤ 共用屋内施設（トイレ・倉庫等）	42	【トイレ】職員園児・男女兼用になっている	タオルは共用ですか？	34
	43	【トイレ】汚物槽の高さが低い	体に合った高さとは？	34
	44	【トイレ】薬剤が園児の手の届く場所に置かれている 	灯油タンクをどこに置いていますか？	35
	45	【倉庫】棚の最上段に重量物が積み上げられている	整頓の「3定」	35
	46	【倉庫】長机が立て掛けられている	安定した状態	36
	47	【倉庫】脚立の使い方を周知しているか	脚立の使用法	36
	48	【倉庫等】施錠管理されていない 		37
	49	【洗濯室】洗濯機にチャイルドロックが付いていない 	蓋を開けさせない工夫	37
⑥ 事務室・給湯室等	50	電気コードが床を這っている		38
	51	机と壁面との間が狭い		38
	52	机の下に物が置かれている	パソコン画面に光が映り込んでませんか？	39
	53	嘔吐処理用具が取り出しにくい	嘔吐処理の手順の徹底を図るには	39
			次亜塩素酸ナトリウムについて	
	54	開けたドアが通路にいる人に当たるおそれがある		40
	55	【給湯室】ガス器具使用時に換気扇を回しているか	ガス漏れ警報器の設置場所は？	40
	56	【給湯室】小分けした洗浄剤に詳細な表示がない		41
	57	【休養室】横になれるスペースがない		41

第3章 好事例

分類	番号	事例タイトル	コラム	ページ
①保育室・遊戯室等	1	引き戸のすき間にジャバラ材を設置している 		42
	2	出入り口扉のガラスに強化ガラスを使用している 		42
	3	出入り口に滑り止めマットを敷いている		43
	4	すべての蛍光灯に飛散防止カバーを取り付けている		43
	5	牛乳パックを利用して靴入れを作成している		44
	6	マニュアルをまとめて掲示している	作業手順書・マニュアルの整備と安全配慮義務	44
	7	机を2点で留めて保管している	物の置き方・しまい方	45
②園庭・屋外設備	8	遊具の安全領域が砂場になっている 		46
	9	専門業者による遊具点検の記録に、改善の記録も記入されている	遊具の安全確保の条件	46
	10	駐車場までの通路に照明が設置されている		47
	11	倉庫の屋根の角が緩衝材で覆われている 		47
③調理室	12	作業する高さを一定にしている		48
	13	グレーチングの取り外しにひもを利用している		48
	14	長靴上端が隠れる長さのエプロンで、熱湯の侵入を防止している		49
	15	リーラーコンセントを設置している		49
④玄関・廊下・階段等	16	階段に上り下りの方向が表示されている	階段は下りが危険！	50
	17	立ったまま操作できる位置に鍵を設置している	人間の特性—近道行動	50
	18	椅子の置き場所が決められている		51
	19	出入り口にカーブミラーを設置している	中高年齢者に多い転倒災害	51
⑤トイレ・倉庫等	20	【トイレ】スリッパとその置き場を色分けして定位置を決めている 		52
	21	【倉庫】棚に落下防止措置がなされている		52
	22	【倉庫】重量物専用の保管場所をつくっている		53
	23	【手洗い場】うがいの方法を天井に掲示している 		53
⑥事務室・給湯室等	24	さすまたに転倒防止措置がなされている		54
	25	AEDが設置され、心肺蘇生講習会も行われている	AEDを点検しましょう	54
	26	ヒヤリハットを報告する仕組みができている	職員のためのヒヤリハットを収集していますか？ ヒヤリハット報告を行うときの注意点	55
	27	園内図にヒヤリハット体験を書き込み情報共有している		55

「職場環境改善アドバイザー優良事例活用事業ワーキンググループ」 委員名簿

(敬称略 50音順)

座 長 酒井 一博 公益財団法人 労働科学研究所 常務理事・所長、研究主幹

委 員 平野 盛雄 株式会社IK安全サポート 技術顧問
藤田 政次 中央労働災害防止協会 中部安全衛生サービスセンター
北陸支所長

事務局 一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会 調査研究課

「職場環境改善アドバイザー優良事例活用事業ワーキンググループ」 開催実績

第1回

日付：平成26年5月26日（月）
場所：一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会内
議事：アドバイス集（保育事業）の作成について

第2回

日付：平成26年8月19日（火）
場所：一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会内
議事：アドバイス集（保育事業）構成案について

第3回

日付：平成26年12月1日（月）
場所：一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会内
議事：アドバイス集（保育事業）原稿案について

参考にしたい職場環境改善アドバイザー
アドバイス集
保育事業編



地方公務員災害補償基金のホームページに
この冊子のPDFファイルを掲載しています。
ダウンロードして両面印刷をすれば冊子として利用できます。

URL : [http://www.chikousai.jp/boushi/boushi_H26/H26advice\(hoiku\).pdf](http://www.chikousai.jp/boushi/boushi_H26/H26advice(hoiku).pdf)